

## 第1回日野町議会定例会会議録

平成31年3月13日(第3日)

開会 9時00分

散会 17時25分

### 1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	西河均
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	山田敏之
農林課長	寺嶋孝平	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代
住民課参事	柴田和英		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	山添昭男	議会事務局主任	菊地智子
総務課主査	角浩之		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号から議第 28 号まで（滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組  
合規約の変更についてほか 27 件）および報第 1 号から報第 4  
号まで（専決処分の報告について（工事請負契約の変更について  
（町道西大路鎌掛線道路改良工事（その 2））ほか 3 件）につい  
て

[質 疑]

- 〃 2 請願第 20 号 レスリング環境整備に関する請願書

- 〃 3 議第 1 号から議第 28 号まで（滋賀県市町村職員退職手当組合を  
組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当  
組合規約の変更についてほか 27 件）について

[委員会付託]

- 〃 4 一般質問

- 4 番 山田 人志君  
2 番 後藤 勇樹君  
9 番 富田 幸君  
11 番 東 正幸君

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

ここで、質疑に入る前に、建設計画課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。昨日の齋藤議員より質問いただきました地区計画の規模等について、少し補足説明の方をさせていただきたいと思っております。

市街化調整区域におきます地区計画の運用基準におきまして、5つの類型により規模要件を定めております。まず、既存集落型におきましては、一団の街区を形成する集落およびその周辺地域において良好な居住環境を形成することが可能な地区で、集落コミュニティの維持、改善を目的とする地区計画としておりまして、用途は住居系でございます。区域の規模でございますが、0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満ということで設定をさせてもらっておりますが、土地利用の状況により、面積の最小を0.3ヘクタールとすることができるとさせていただいております。

次に、宅地活用継続型でございます。これにつきましては、既存集落を除いた既に宅地化されている住宅団地や工場、事業所等により既に宅地化されている地区、または都市計画法その他の法律により整備された地区におきまして、持続的な土地利用を目的とする地区計画としております。用途につきましては住居系で、規模につきましては0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満としております。なお、これにつきましても土地利用の状況により、面積の最小を0.3ヘクタールとすることができるとしてあります。

続きまして、市街化区域隣接型でございます。市街化区域に隣接しており、無秩序な市街化が進んでいる、または進むおそれのある区域について、それらを良好な土地利用環境に誘導することを目的とする地区計画でございます。用途につきましては、隣接する市街化区域の範囲内とし、規模につきましては0.5ヘクタール以上5ヘクタール未満としております。なお、これにつきましても土地利用の状況により、面積の最小を0.3ヘクタールとすることができるとしてあります。

次に、沿道型でございます。2車線以上の幹線道路沿線におきまして、無秩序な開発の進行、またはおそれのある地区において、適正な土地利用を図るための地区計画でございます。これにつきましては、用途は商業系でございます、区域の規模につきましては1ヘクタール以上5ヘクタール未満とさせていただいております。

最後に、地域振興型でございます。これにつきましては、日野町都市計画マスタープラン等の上位計画に土地利用の方針が定められている区域におきまして、この方針に基づく土地利用を適切に誘導し、産業の振興その他都市機能の維持、増進を目的とする地区計画とさせていただいております。用途につきましては、都市計画マスタープラン等の上位計画に基づき定めることとしまして、規模については20ヘクタール以上としています。なお、産業振興その他都市機能の維持または増進に著しく寄与する開発行為であると認めた場合につきましては、5ヘクタール以上とすることができるかと定めています。

これら5つの地区計画につきましては、地区計画制度の活用を図ることが適正であると日野町都市計画審議会等を経て認められる場合に、日野町が決定をするものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 日程第1 質疑を行います。

昨日に引き続きまして、順次発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 皆さん、おはようございます。今議会もいつものように質疑に参加させていただきまして、昨日の質疑でただされました点につきましては除きまして、何点かの質問を行わせていただきます。毎度申し上げておりますが、答弁漏れのないように、また誰もが納得できて分かりやすい、昨年も申し上げましたが、昨年のちょうど新語流行語大賞になりました、昨年の「現代用語の基礎知識」選2018ユーキャン新語・流行語大賞の言葉、「そだねー」と言える答弁を冒頭に求めておきます。

まず、議第3号、日野町総合計画策定条例の制定についてお伺いをいたします。

通常、総合計画には10年先、15年先、20年先というように、いつまでの目標とするのかの目標期間と目標達成年度が定められるべきであります。今回上程されております日野町総合計画策定条例には、何年先かの目標とする期間の定めがありません。なぜ、目標とする期間の定めがないのか。その意図と理由をお伺いいたします。

次に、議第6号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

子どもの医療費助成、福祉医療費助成につきましては私の選挙公約であり、平成

26年から毎年、昨年まで5年続けて一般質問で求めてきた子育て支援の1つであります。ようやく今年の10月1日から、全国的に少数派、滋賀県内の町の中で、日野町のみ1診療報酬明細書当たり500円の一部負担が廃止されることとなり、喜んでおります。しかしながら、私の選挙公約は18歳年度末までの医療費助成の拡大でもありますので、さらなる充実を求めるものであります。私のこれまでの一般質問での町長答弁は、滋賀県の福祉医療費助成事業補助金の対象が就学前までと、他の都道府県に比べて著しくおこなわれていると言われております。仮に滋賀県が6歳年度末までを9歳年度末まで拡大されるとすれば、日野町の福祉医療費助成を3歳延ばして、18歳年度末まで拡大されるのか、昨日の質疑では答弁の機会がなかった町長に、政策に関することでもありますのでお伺いいたします。

次に、議第10号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第5号）に関しまして、お伺いいたします。

予算説明書事項別明細書33ページ、歳出第3款民生費・第1項社会福祉費・第4目障害福祉費、説明欄の障害者総合支援事業5,020万8,000円、扶助費5,000万円についてお伺いいたします。

3月補正の、この時期になっての扶助費5,000万円もの補正が必要となった原因と、この支援事業の対象者人数、補正後のお一人当たり支給する金額がいくらとなるのか、お伺いいたします。

次に、議第15号、平成30年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関してお伺いをいたします。

予算説明書事項別明細書133ページ、歳出第1款総務費・第1項総務管理費・第1目一般管理費・第3節職員手当等85万円と、事項別明細書141ページ、給与費明細書2、一般職、（3）給料および職員手当の状況、ウ、行政職の級別職員数と、エ、昇給についてお伺いいたします。

特別会計の職員給与費は、職員の動向を見るのに分かりやすい会計であります。通例の3月における給与費の補正は年度末による最終精算であり、職員に子どもが誕生したことによる扶養手当、結婚して新居に入ったことによる住居手当、災害や雪害対策等の予期せぬ事態に要した時間外勤務手当、これらに要する職員手当であります。この特別会計の補正エ、昇給の人数は補正前6人、補正後6人と変わりありませんが、ウ、行政職の級別職員数は6人から5人へと1人少なくなっております。これは、12月補正予算編成後の年度途中に予期せぬ退職者が出たからかなと思われまます。そして、そのことにより時間外勤務手当85万円が必要となった、このように私は解しておりますが、実際はどのようなのでしょうか。お伺いいたします。

次に、議第17号、平成31年度日野町一般会計予算に関しましてお伺いいたします。

当初予算に関しましての昨年度までの質疑は、予算説明書事項別明細書に基づい

で行っておりましたが、時間が長くなりますので、今回は主要施策の概要と当初予算案の概要に基づいて行うこととさせていただきます。

第1点目は、主要施策の概要2ページ、滋賀県移住就業支援事業100万円についてお伺いいたします。この事業は、滋賀県下の全ての市町が取り込まれるものと考えますが、日野町独自の内容を、他市町との違いを打ち出されるのかお伺いいたします。

第2点目は、平成31年度当初予算案の概要6ページ、総務費の中に日野警部交番西大路連絡所用地整備とありますが、予算説明書事項別明細書のどこにあるのか、項、目、何ページのどの事業の節にあるのかをお伺いいたします。

次に、議第27号、昨日提案されました平成31年度日野町一般会計補正予算（第1号）に関しましてお伺いいたします。

昨日中西議員がただされましたプレミアムつき商品券事業について、確認の質問をさせていただきます。

池内福祉保健課長の答弁では、プレミアムつき商品券の対象者と人数は低所得者向けが3,100人分、0歳から3歳までの子育て者向けが480人分、合わせますと3,580人分となるのですが、答弁では3,600人分でありました。3,580人分と3,600人分との差20人分は、余裕を持たれた分と考えました。しかし、平成31年度日野町一般会計補正予算（第1号）の予算説明書事項別明細書9ページから見ますと、プレミアム商品券事業事業費補助金1,815万円割る5,000円は3,630人分となります。3,580人分と3,630人分の差、この差50人分が余裕を持たれた分と私は解しましたが、それでいいのかお伺いをいたします。

以上、議員として8度目の3月議会で、今までで最も少ない、一番少ない、わずか7点についての質問でありますので、答弁漏れがないよう、なおかつ明確でよく分かりましたと理解できる答弁を当局に求めます。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** おはようございます。ただいま蒲生議員の方から質疑をいただきました。

まず、1点目でございます。議第3号の総合計画策定の条例に関する部分でございます。その中で、総合計画の策定の目標の期間を定めるべきではないかと思うけれども、その辺が入っていない、その辺については意図はあるのかどうかというご質問をいただきました。

期間と申しますのは、今までから恐らくずっと、総合計画策定の経過の中では10年という形でまいりました。最近の第4次、第5次の関係でございますけれども、10年で切ってまいりました。5次の基本構想につきましても、一応10年という形で定

めさせていただいてきた経過がございまして、その部分につきましては、町が10年ですということを決めるべきかどうかという部分では他市町の例も参考にさせていただきまして、特に定めがございませんので、やはり一定10年というめどはこちらとしては持つものの、住民さんと協議をする中で、今の社会の情勢ではこの辺だよねという期間で、それをここで目標を持つべきだねというような合意を得た上で期間を決めるべきではないかという思いを持ちまして、明記まではする必要はないのではないかということで、今回期間の明記はさせていただいておりません。

それから、主要施策の概要、2ページの、地方創生交付金事業の中の滋賀県移住就業支援事業についてご質問いただきました。

これにつきましては、地方創生の交付金ということで、地方創生の国の方の予算を充てて、国としては何としても東京からの一極集中を地方に分散したいということで、国が地方創生という予算の中で、国がやるぞという号令の中で起こった事業でございます。県の方もそれに対応しまして、一定予算化をするということでございます。いろんな国の打ち出したパッケージがございまして、1つは今の各市町で登録した企業さん、それを県で登録するわけでございますが、その企業に就職をして東京に5年以上住んでいる方が、県内のどこかの町に移住を、Uターンでも結構なんですけど、されるということで、それについてされた場合に100万円という補助金を渡すというようなことでございます。

もう1つは、東京に5年おられた方がこちらに帰ってきて起業されたという場合には、さらに200万円をその起業準備金として補助しようという制度を国としてつくられたわけでございますが、県として一度になかなか対応できないということも含めて、今回町の方でも上げさせてもらいました、移住に係る、各市町から上がってきた対象となる企業さん、登録される企業さんが県でまとめられます。これにほぼ半年以上かかるということで県の方が言われていまして、その年度を31年度から開始はするけれども、実際にはそう期間が持てないと、その補助対象としてするのが、時間がちょっと短いんですというような説明をいただいております。その関係で、私どもも補正で上げさせてもらうのか当初で上げさせてもらうのかというような議論があったんでございますけれども、いずれにしても県の方が31年度から始めるということでございますし、国・県の方も当初からそういう方向で市町も取り組んでほしいということでございましたので、町としましても当初で上げさせていただきました。

先ほど議員がおっしゃったように、県下、全県だというふうにと話があったんですが、実を言うと、この当初の段階ではまだ全部ではございまして、補正というところもございまして、近隣市町の中では一応、当初で上げさせていただいているところがございますけれども、その中で、町独自で何か考えられるかというこ

とでございますが、今のところその制度自体がしっかり、だから5年という部分の確認について、次こっちへ移られて、企業さんに就職してこちらに住まれる、住んだ町が補助するわけです。その場合にどこまで100万の後追いが、どこまで確認をするのかという問題も出てきますし、実際に動いてみないと、そこへさらに工夫をするというのは、まだちょっとそこまでの余裕がございませんけども、今のところ国・県と連携してこの事業に取り組んでいこうということで、上げさせていただいたというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 福祉医療の拡大についてご質問いただきました。

子どもの医療費の拡大については一步一步取り組みを進めてきたということで、今回条例改正、ならびに予算に中学生まで500円の負担をなくすということで予算を編成させていただき、条例改正もお願いしているところでございます。予算額は200万というふうに書いておりますけれども、10月以降ということで、医療費の請求月の関係で、大体年間ベースでいくと600万ぐらいになると聞いておりますし、それに対するコンピューターの改変などの事務費もありますので、そういう経費が要るわけではありますが、長年議会からも、さらには住民の皆さんからもご要望があった件について、今回改正ができるということはありがたいことだと思っております。そうした中で、滋賀県というのは就学前までということになっておりますので、他の都道府県ではもっと子どもの医療費助成を拡充しているところも少なくないということですので、ぜひ県の責任において、例えば小学校まで全部してほしいというようなことは要望もしておりますし、そういうことを願うところでございます。

そうした中で、もしも3年県が引き上げたら、18歳まで引き上げる財源は出てくるのではないかと、こういうようなお話であろうかというふうに思いますが、金額的にどうつり合うのかは試算をしてみないと分からないわけではありますが、なかなか、いつも蒲生議員にお叱りを受けておりますが、わずか600万円のことというお話をして、早うせんかいと、こういう叱咤激励をいただいているところでありますが、なかなか毎年毎年、予算編成するにあたって厳しい財政状況が続いております。今回も財政調整基金の繰り入れや減債基金の繰り入れなどをして編成をしたと、毎年やっていることやないかと言われるものの、全国津々浦々、そういう厳しい状況が続いておりますので、県が拡大をしていただくということは大変ありがたいことであるし、そういう要望をさらに強くしてまいりたいというふうに思っておりますが、現時点で県が上げたらこっちも3年上げるということを明言するには至らないということで、町全体の予算の状況なども踏まえながら、そういう喜ばしい状況が生まれたときについては、またいろいろ議論しながら考えてまいりたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 2点ご質問いただきました。まず、障害者総合支援事業についてでございます。

まず、なぜこの時期にこのような額の補正かということでございます。

障害者総合支援事業費につきましては、年々増加をしている状況でございます。これにつきましては、内容につきましてはさまざまな理由があるんですけど、まずは障害福祉サービスをご利用される方が増えてきているというのが現実でございます。どういうサービスが増えてきているかということでございますけれども、1つ、一番大きいのは生活介護と言われる部分です。この生活介護につきましては、障害者支援施設における排せつの処理であるとか、食事の介助であるとか、そういうことに従事するための職員の費用であるとか、そういうことになります。

続きまして、大きく伸びておりますのが、行動援護と言われる部分です。こちらについては、障がいのある方を買い物であるとか外出のために、行動を一緒に付き添って援護していくという費用でございます。あと、伸びておりますのが放課後等デイサービスでございます。こちらについても、障がいをお持ちのお子様放課後等デイサービスの利用によって、日野町では旧の東桜谷幼稚園の「ともだち」というところで放課後等デイサービスを実施していただいておりますので、そこに通所される方が増えてきているという状況で、ほかにもあるんですけども、さまざまな事情によって年々増え続けているということでございます。

今の時期になってということでございますが、この伸びについてはなかなか予測し切れない部分がありまして、通常この時期にさせていただいているということもございまして、伸びについては年々増えているという状況でございます。

お尋ねいただきました対象者であるとか1人当たりの額でございますけれども、実を申し上げますと対象者1人当たりの額という統計数値を、実は今現在持ち合わせておりません。といいますのは、このサービスにつきましては利用される方の、まずサービスを利用するための支給決定というのをさせていただきまして、その支給決定の上限額を定める、上限利用日数等を定めることによって、その方が利用できる日数や時間が決められます。その上限額に基づいて福祉サービスが給付されると。給付については国保連合会を通じて日野町の方に請求があるということございまして、個々お一人ずつの額がこれだけであったというような明細出力は今のところございませんで、統計数値をとろうと思うと少し時間がかかりますので、今手元にある数字でいきますと、この全体額でしかないということでございますので、支給決定している人数であるとか上限については、また後からご説明をさせていただきますけれども、統計数値をとろうと思うと少し時間をいただかなければいけないというふうに思っております。

続きまして、プレミアムつき商品券事業でございますけれども、昨日の答弁の中で、対象者の人数ということで一方では具体的な、例えばゼロ歳から3歳までの人数を480名と言って、住民税非課税の場合については概数を申し上げてしまいまして、混乱させてしまい申しわけございませんでした。対象者の人数を試算させていただいているのは、今のところ住民税非課税の方については3,630名を試算させていただいていると。ただ、これはあくまでも平成30年度の人数を概数としておりますので、31年度についてはどれだけになるのかというのは定かではございませんので、概数として3,600名というふうに申し上げてしまいましたけれども、予算を立てる段階では3,630人ということで予算を立てさせていただいておりますので、合計で3,630人ということの掛ける5,000円で、1,815万円がプレミアム分としての給付を受けるということになります。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** ただいま蒲生議員の方から、議第15号、平成30年度の日野町介護保険特別会計補正予算の第3号につきましてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

この補正予算書の中で、給与明細書の職員数が給与費の人数が6人であるのに、2月1日現在では5人であるのはということでございます。それと、一般会計の一般管理費の中の、職員手当の85万円の補正との関係はどうか、こういうことであらうというふうに思います。

職員が1月31日付で1名退職をいたしましたために、2月1日現在での職員数が1名減となっているものでございます。ただ、給与費につきましては当初年度末での退職を予定しておりましたので、そのままの状態です。計上させていただいているというものでございますけれども、一般管理費の職員手当の85万円につきましては、当初見込んでおりました時間外が当初見込みを上回ったというようなことで、今回補正をさせていただいたというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 蒲生議員より、議第17号の31年度当初予算の概要についてご質問いただきました。

6ページの概要の中で、歳出の説明欄で総務費に書いております内容についてでございます。ここの説明につきましては、前年との比較を表現しておりまして、西大路日野警部交番西大路連絡所用地整備については、30年度と比較して皆減ということで、30年度の予算から31年度の予算はもう計上していないということでご理解をいただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは再問をさせていただきます。

1点目の日野町総合計画の策定についてでございますが、基本的には基本構想というものは15年先、総合計画は10年先、実施計画は3年先、これが基本でございます。だからそういうものを、今の、先ほどの答弁はちょっとおかしいのかなと。10年先というふうにこだわっておられますが、基本的に基本構想というのは15年先ということでございます。そして、定めを持たないというところで、これは普通、何年先の目標かというものをつくって物事を考えるのが当たり前のことでございまして、持たずにつくると、これは実質上何もないところからそういう考えを進めるというのは、普通は物事にそぐわないのかなと思います。再度伺いたいと思います。

次に、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、金額的につり合いがとれるかどうか分からんというふうに言われましたが、7歳から9歳にかかる医療費と、16歳から18歳にかかる医療費の差、これは格段に少なくなります。これは普通、7歳から9歳のええとこ7割程度におさまるのかなと思います。600万円というのは、この12月議会でも600万円ほどかかると、これは私が申し上げた数字でございまして、その数字がそのまま出てるんですが、これは金額的にはもっともっと少なくなる、これは確実でございます。だから、そのときにはよろしくお願ひしたい。町長答弁は、現時点では明言できないが考えてまいりたいということでございますので、期待をいたしておきたいなと思います。答弁は結構でございます。

次に、一般会計補正予算の第5号の障害者総合支援事業でございます。予測できないものが出てくるというのは、これも一定予測ができて、予算というのはつけるものでございまして、実績で追っていくというのやったら誰でもできることでございますので、そういう見込みというのはきっちり持って物事にあたって対処していただきたいなと思うところでございます。

次に、介護保険特別会計のことでございます。これは山田課長が答えられたのにびっくりしたんですが、本来総務課長が答えるべきでございます。何で総務課長がこの点に答弁されないのか、全く私には理解をしかねます。山田課長が答弁すべきものではなかったという点は考えておいていただきたいと思います。

時間外勤務手当は通常、12月補正でやるものでございます。12月補正を3月補正になったので、なぜかということを知っているのが1つの理由です。そして、1月31日に退職者があったというところでございます。

近年毎年度、将来の日野町役場を背負ってもらわなければならない有望な若手職員が年度途中で退職をされております。年度末での一般職の退職ならまだ分かるのですが、年度途中ですと手だてが講じられない、こうなります。このようになりますと残っている職員にしわ寄せが来て、これだから私は85万円の時間外が、1月31日にやめられた、この2月3月が急に仕事が負担になってこういう形になったのか

などというふうに私は解したところでございます。

そこで、これも昨日も答弁の席に立っておられません、人事統括者である副町長、そして先ほど答弁いただけなかった職員の管理責任者である総務課長にお伺いをいたしたいと思います。年度途中で退職者が出た原因と、今後このような状況とならないための、このようなことが起きないようにするための方策をお伺いいたします。

次に、一般会計予算の中の滋賀県移住就業支援事業についてでございます。独自の施策がなしと、こういうところでございます。国が打ち出した施策を県が行うから、町もしてくれと言われるからすると、これは非常に情けない。自ら行っていくべきことを、言われたさかいする、こういう発想ではいつまでたっても日野町は浮かび上がらない。また、滋賀県の他市町と同じでは、日野町は陸の孤島と言われる町でございます。JR沿線の市町と勝負は、同じ土俵の上では勝負ができないのではないのでしょうか。日野町独自の移住就業支援策を加えられることを望みますし、そのお考えを再度伺いたいと思います。

また、西大路の警部交番、西大路連絡所の件についてでございます。現実的には非常に難しいかなと思いますが、滋賀県に対しまして、日野警部交番西大路連絡所について、存続について町当局がどのような交渉をされているのか、今後の見通しがございましたらお伺いいたしたいなと思います。

最後の、議第27号の一般会計補正予算の1号についてでございます。3,630人じゃ、これも予算どおりでございまして、私の計算どおりでございました。余裕もないという、こういうことで、見込みできちっとされたというところでございます。昨日の答弁は若干、じゃあ間違っていたという点で理解をしておきたいと思います。

以上、再問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま蒲生議員から再質問をいただきました。

1点目の基本構想の関係の、総合計画におけます期間目標設定の問題でございます。おっしゃるとおり、15年というものがございませうけども、この期間というのは基本的には時代の流れの中で、一定今の流れであればこのぐらいを目標にすべきではないかというところで決めてこられたんだというふうに私は理解しております。そういった意味からいいますと、時代がどんどんと早くなっている中で、基本的には15年に延ばすというのは、基本的にあんまり考えておりません。ただ、その10年というのがどうかと言われると、そこは10年でどうかというのは、提案はさせていただきたいと思いますが、条例でわざわざ制定するのかということ、そこまで必要なのかというのは、ちょっと私の中では疑問を持っているところでございます。

あと、基本計画につきましても、私どもの方で今の5次も、5年で一度見直しといたしますか、チェックをさせていただいています。ですから基本計画も10年という

ことで縛りを持つわけではなくて、一定5年という節目の中でそれを見直すことも可能であるということもあるので、若干その辺については今、条例でそこをばちつと定めるべきかといいますと、そこまではどうかということをおもっています。

それから、今の滋賀県の移住の補助でございますけども、これは国のわくわく地方生活実現政策パッケージという名前があるわけでございます。実を言いますと、これも今年度というか、今年になってからこんなんしたいということで、どっと突然出てきたものでございまして、実のところ概要としてはお話をさせていただいた概要なんですけども、実際には細かい要件が全く出ていない中でございまして。おっしゃるとおり、その中で独自でこういうことができるんちゃうかということは考えていかなんというふうには思っていますけども、今のところはっきりしていない中で、じゃあこうします、こういうことができますよねということをおっしゃらないので、そのような、ちょっと国から来まして、こんなんでという答弁になってしまいましたけども、せっかくそういう制度ができてくるので、前向きに独自でできる分については検討してまいりたいというふうにおもっています。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 今、蒲生議員の方から障害者総合支援事業についての見込み等についてのご指摘をいただきました。確かに仕組み上、個人の額を明確にしていくような仕組みが現在ではできておりませんが、例えば訪問系の介護サービスでいきますと、その支給決定をしている数というのが今のところ居宅介護93名であるとか、重度訪問が10名、行動援護11名とか、そういう支給決定をしている数というのは把握ができるんですけども、じゃあこの方がその時期時期に応じて、どのぐらいのサービスが必要に応じてできてきているのか、例えばご家族の状況が変化してきたりとかいうこともございますし、そのような状況を先もってこちらの方で把握していくということは今のところなかなか難しい状況ですけれども、ご指摘いただいたように、予算組みをしていく上では今後かなり重要なことになってまいりますので、できる限り連合会を通じて送られてくるデータ等も活用しつつ、日野町の状況を見つつ、どういう状況が発生していくのかということら辺は、見込みをなるべく正確にしていくということが求められているのだなというふうにおもいますので、今後精査していきながら事務を進めていきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（高橋正一君）** 蒲生議員の方から、年度途中での退職に至る職員が近年あるので、そういうことについてどうかというご質問をいただきました。

おっしゃっていただきましたように、近年年度の途中で退職をされるという職員さんがおられるという事実がございます。それから、それに関しましておっしゃっていただきましたように、人事の配分ですとか、そういうことについても年度で考

えておりますことから、途中で退職いただきますとその他の職員の仕事量の負担になるとか、そういうことはおっしゃっていただいたとおりでございます。

どういうところでそういうことが増えてきているのかということでございますけれども、これは定説ではございません、私の私見ですけれども、1つは就職をされる人々の就職に対する考え方といいますか、以前は一生働くというか、そういう雇用が一般的な考え方やったと思うんですけれども、最近につきましては、やはりその考え方が多様化してまいりまして、年俸制とかいろんな制度が入ってきている中で、そういう年功序列の、定年まで働くという考え方がやっぱり今の若者といいですか、働く中ではいろいろ多様化してきているのが1つの原因ではないかなというふうに思っております。そういう中で、そういう申し出があった場合にはお話を伺うわけですけれども、やはり最終は本人さんの強い意志というものがあれば、そこは退職もやむなしかなということで、現状しているところでございます。

それから、そういう年度途中での退職がありますと、次の年の新規採用の計画というものを前の年の夏ごろに立てるわけですけれども、それが計画どおりにいかないということも起こりますので、なるべくそういうことがないようにという思いで働きやすい職場づくり、それから働き続けやすい職場づくりということで、研修、また仕事の内容を通じて努めてまいりたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 議第15号につきまして、介護保険の特別会計の職員手当の件でございます。

通常、蒲生議員おっしゃられますように12月に、人勸とあわせて職員手当等全て見直し、人件費は12月に対処するというのが通常でございます。予算のヒアリングの中では、職員手当については現予算で何とか回るのではないかとということで、補正はさせていただかなかったということで、今回1月末で退職された方もおられるということで、全体を見て補正をしておいた方がいいということで組ませていただいたものでございますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

今、副町長申し上げましたように、中途退職は毎年数名の方おられます。本年度につきましても退職された方がおられるわけでございますが、それぞれその方々のお考えに基づくものでありまして、本年度の方でありますと、新しい職を、ご自分の人生設計の中で違った職を目指して転職されておられますし、新たな職を目指していくというような本人さんのご希望に沿って承諾をしているところでございますので、なかなかそこは難しいところではあります。毎年10名以上の職員を採用しておりますので、ここ5年を合わせますと、全体の職員の中で4分の1ぐらいはもう人が入れかわっているということで、そういった新しい職員さんと現の職員等の退職者もございまして、熟年の退職もございまして、こういった事務の継承をしてい

くかというのは非常に課題になっておりまして、試行ではありますけれどもサポーター制度というものをつくりまして、まずは身近な職員が、新規採用職員さんのふだんの生活のことからいろいろな相談を受けて、仕事も含めて相談を受けていただくというような制度を、試行ではありますが今、やっているところでございます。もう少し充実をしていきたいなというふうに思うところでございます。

それともう1点、議第17号の西大路の日野警部交番の西大路連絡所に関してでございます。これにつきましては、一応これまで県に対していろいろ要望書等の提出を、地元さんと合わせまして出させていただいているところで、まずは地元さんのご意向を優先ということで、本年度につきましても地元の役員の方と連絡させていただいて、どのような対応をさせてもらったらいいのでしょうかというお伺いを立てさせていただいて取り組んでいるというところでございまして、30年度については、書面等での形とした要望書の提出はしておらないというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 私1人が時間をとりますと、昼の予定にもかかわってまいりますので、再々問は行わないというふうにしておきます。

総合計画につきましては一般質問で取り上げておりますので、その点で行いたいと思います。あと、それぞれご答弁いただきました安田課長の答弁、また池内課長の答弁、それぞれ前向きに捉えていただいているのかなと思いました。ぜひともよろしく、特に安田課長の方は前向きに検討の方をよろしくお願いいたしまして、今回の質疑を終えたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 私からは2点だけ質問をさせていただきます。

議第17号、平成31年度日野町一般会計予算であります。この中の土木費の中に、社会資本整備総合交付金事業1億2,320万というのが計上されております。これは当初予算の概要にありますように、町道西大路鎌掛線ならびに町道奥之池線の整備事業を行うというふうにあります。このうち町道西大路鎌掛線の整備事業については、具体の計画をどのように持っておられるかをお聞きしたいと思います。

この西大路鎌掛線につきましては、昨日提案がありました議第26号で、一般会計補正予算の第6号で1億円の予算がついたと。これは明らかに町道西大路鎌掛線のみの予算でございますので、これも含めて今現在町の考えておられる工事内容といえますか、工事延長、工事規模、これをどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、第6款・農林水産業費でございます。昨日も後藤議員の方から有害鳥獣駆除事業についての質問がございましたが、この事業費2億7,000万余りの事業内容の

うち、昨日の後藤議員ではなくして、猿の個体数調整事業が含まれているとすれば、今年どこの地域で実施をされようとされているのか。また、この個体数調整を順次進めていっていただかないと、本当に日野町、大変な山に囲まれており、猿の被害も出ております。子どもたちの通学道路にも影響のあるところがございますので、一昨年度、南比都佐地区の個体数を減らしていただいた事業がございましたが、上迫地区で事業を実施していただきましたが、どこの何も一緒だと思いますが、そのときはやっぱり100頭余り個体を捕獲したということで減ってはいるんですが、何せすぐにでも増えてきています。そしていまだに我々の集落のもとに、ちっぽけな家庭菜園をされておられるところにも猿がやってきて荒らしまくっておりますので、ぜひともこの個体数調整につきましては、計画を持って順次対策を進めていただきたいと思っておりますので、その辺の将来的といいますか、この先の計画も含めた回答をお願いをしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 町道西大路鎌掛線の工事についてご質問いただきました。

西大路鎌掛線の工事につきましては、議員も今申されたとおり、補正の方もついたということでございまして、鎌掛地先での工事を今、考えております。まず、補正でついた工事につきましては、鎌掛地先におきまして約440メートルの施工延長を予定しております。工事の内容につきましては、基本的には道路の路床の盛り土がメインになってきまして、路床の盛り土、それから排水溝でボックスカルバートを130メートル程度の施工、それからのりの成形ならびに植生ネット張り等を予定しております。

平成31年度の工事でございます。これにつきましても鎌掛地先の方で計画をしております。これにつきましては、補正でつきました工事の後の工事ということになりまして、今度は路体盛り土がメインになってくるかなというふうに考えています。この工事につきましては、3層といいますか、路床の盛り土をしまして、路体の盛り土をして、それから道路をつくっていくというような構造になっておりますので、順次下の方から順番に工事の方を進めていきたいなというふうに考えております。

それぞれの工事につきましては、一定の予定を立てまして計画の方もしておりますので、まず路床の盛り土の工事をメインに行いまして、続けて上層の方へ進んでいくというような形になるかと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** ただいま富田議員の方より、有害鳥獣駆除事業につきまし

て、ニホンザルについての対応、駆除の関係についてご質問をいただきました。

平成31年度につきましてもニホンザルの個体数調整をするようなことを予定しております。その分につきましても、事業委託についての経費の方は計上しております。過去に、日野G群と言われます南比都佐地区を中心とした行動域の猿の群れを、170から70頭余りへ群れの数を減らしてきたという実績がございますし、昨年度、今年度にかけては日野のB群、西桜谷地区を中心が行動範囲でありまして、それが必佐地区の方まで行動範囲を延ばしているという200頭を超える群れにつきましても、昨年度についても大量捕獲の計画をしておりましたが、餌づけの関係で昨年度では十分でできなかったこともあって、今年度で大量捕獲に向けての作業を、今現在進めておるといようなこととございます。来年度におきましては、東桜谷地区の群れにつきましても個体数調整をしていく予定で、今現在計画を進めておるところでございます。

個体数調整というものにつきましては、従来の有害鳥獣捕獲と言われる捕獲許可につきましても町の方で許可をおろすといようなことで、短期的な期間の中で都度都度対応していく形になりますけれども、個体数調整事業につきましても一定、年間の捕獲計画をしていく中で滋賀県の方の審議会というものがございます、その中で審議していただいて、日野町の計画について承認をもらうといような行為が必要になってまいりますので、そのような計画につきましても、来年度に入ってからになりますけれども順次進めていく予定をしておるところでございます。ほかにも日野町にも群れがございますが、それぞれの群れの数が多くなってございますので、必要に応じて順次対応はしていかななくてはならないのかなといふふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 工事の時期についてちょっと抜けておりましたので、工事の時期についてお話をさせていただきます。

補正工事に対応します工事につきましては、土工事の方で路床の盛り土ということになりますので、約1万立米を超えるような土を動かさんならんということになりますので、できるだけ早い時期に発注はしたいなといふふうに考えております。現在設計書の方の整理をしておりますことから、できれば6月議会までに臨時議会等でさせていただきたいなといふのがあるんですけども、現在思っているのは設計を上げた上で6月議会に提案させていただいて、7月からの着工になるかなといふふうに考えています。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** この西大路鎌掛線につきましては、また地域経済対策特別委員会で質問もさせていただきたいと思いますが、今工事をやっている先へはまだ、この

今の予算では進まれないですか、西大路側へ。その点をちょっとお伺いしたいのと、ちょっと図面がないのでもう1つ分かりにくいんですが、できたら今度の特別委員会でざっとした図面でも見せてもらって、こういう進捗状況ですと、こういう計画ですということを示してもらえたらありがたいなというふうに思います。山の中の工事ですので、今課長言われるように路床がどうだとか、のり面がどうだとかいう工事が大変だと思いますけれども、何せこれは日野町桜谷から南比都佐に抜く完全道路になるかと思っておりますので、我々としても、たとえ1年でも早く完成を見たいと思っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思っております。ちょっと、先へ進む計画があるのかだけをもう一度、お伺いしたいと思っております。

農林課につきましては、もう1つ何のこっちゃよう分からんような答弁やったんですが、今年度どこでこの事業をやって、また来年度はこうしていくとか、先々の個体数を減らす計画は、計画的に考えはないのかどうか、もう一度その点をお伺いをしたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 工事の範囲についてご質問いただきました。

基本的に今思っておりますのは、鎌掛地先での工事を先行するというふうに考えております。今年度実施いたしましたその1、その2の工事の範囲があると思うんですけれども、その間を今回整備を行うということで、鎌掛側から今年整備しましたその2の方に向けて順次仕上げていきたいなというふうに考えております。西大路地先の先線につきましては、現在橋梁の設計を含めた設計の方に入っておりますので、その動向を見ながら順次鎌掛側から仕上げて、西大路側へと進んでいきたいというふうに考えています。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** ニホンザルの個体数調整について、計画的に考えているのかというようなご質問でございます。

今年度につきましては、西桜谷地区を中心とした行動の群れ、B群と言われているものですが、その捕獲をしているというような状況でございます。来年度につきましては、東桜谷地区を中心とした行動域の群れのA群というものの個体数調整事業にかかっていきたいというふうに考えております。今後も計画的な対応をとっていく必要があるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 先ほど申しましたように、この町道に関しましてはまた特別委員会で質問もしていきたいと思っております。

再々質問ではないんですが、先ほどこの猿につきましては南比都佐、実施はしていただきましたが、これは地区で1回、1度だけ個体数の調整をやればもうその地

区は、例えばこの間は上迫ですので、南比都佐でいえば上の地域、これを下の地域でもう一度やるとか、そういう考えはあるんでしょうか。今年西桜谷で実施をする。その次は東桜谷の方に回っていくという話ですけれど、その地域1カ所だけ、1回だけで済まそうとされているのか、その辺の考えはどうか、それだけお伺いしておきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 個体数調整をした群れの猿について、再度するのかというようなことですが、群れについての数を減らすというような取り組みでございまして、上迫でやったので下迫でやるというようなことの扱いにはなっておりません。上迫、下迫と南比都佐地区を行動範囲としている群れの対策でございしますので、その群れを一度やれば、もう次はないというふうには考えております。

次はないといいますのは、群れを捕獲するにあたって関係します集落で対策をしていくとか、いろんな対策を講じていく中でどうしても数が減らせないというような積み重ねの中で、そうしたら群れ自体の数を減らしていこうというような取り組みでございしますので、数が減ったとしても、さらに猿の対策というのは、それぞれの猿が行動していく集落では対策もとり続けていっていかねばならないというような状況でもございしますので、一旦南比都佐地区の群れに関して、170から70頭まで減らしている状況の中で一定、群れが減ったかげんで行動域も狭くなっているのかなというふうには思いますが、さらに集落の方でも追い払いであったり、追い上げであったりというような取り組みもしていただいている中で、対応をとっていただくことが必要になってくるかと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** これで終わりますが、それぞれ追い払うとか、猿の場合ですけど、私の集落でも昨年、畑を守る施設につきましては補助をいただいて対策をしたところでございますが、私が今申し上げているのは猿の個体数を減らしてほしいと、日野町全体でも減らしてほしいということを申し上げていますので、今後ともその辺は重々検討の上、対策を進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

10番、高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** それでは質疑を行わせていただきます。まず、1点目でございますが、議第17号、平成31年度の日野町一般会計予算から質問をさせていただきます。

民生費・高齢者生活支援事業移動支援活動補助金15万6,000円が新規事業として予算化をされております。これにつきましては、高齢者の住みなれた地域での暮らし

を支援するためというような形で説明を受けております。これにつきましては昨日後藤議員の方から質疑の方がありましたので、内容については分かりました。しかし、この事業を今後どのようにしていくのか、この1地域の事業として終わらすのかどうか、今後発展させていくのかどうか、これについての考えを聞かせていただきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、教育費・文化振興費の文化振興事業の1億154万についてお尋ねをいたします。

その中の、わたむきホール虹の長寿命化計画策定という予算が策定されておりますが、昨日も質疑がありまして、これについての策定の期間、それから長寿命化に対する実施の時期等については内容が分からない、それから予算がどれぐらいかかるか分からないというので不明であると、このようなご答弁であったと思っておりますが、その中で、この耐用年数における部分というのはもちろん必要ですので、こういった形のものをしていかなきゃいけない。それと別に、目に見えた段階、目に見える劣化現象、これに対しての連動をどうされているのかなという形の疑問が起こっております。

例えば、今、玄関を見て下さい。危険箇所についてはスプレーで、危険であるよというような形が示されております。そういった形で目に見える部分の劣化というよりも、何かちょっと地盤沈下が起こっているとか、そういう形のもが見受けられます。それとの、この今回の長寿命化の連動をどう考えておられるのかなというふうに思います。といいますのは、今、これもちょっとありました文化振興事業団、これは日々運営されて管理されているわけです。安全対策をやっておられるわけです。そこで管理されているわけです。すると、安全対策は文化振興事業団にお任せになっているという状況になっていて、それを修理するにはこの町自体がそれにかかわらなきゃいけないという部分があるわけです。それを、今回における計画で待っているということに関しては、非常に問題があるような感じがいたします。そこについての考え方を、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、議第25号、平成31年度日野町水道会計予算についてお尋ねをいたします。

建設改良費がついておりまして、配水設備改良費のうち、工事請負費が1億7,500万という形の予算になっております。この1億7,500万というのは、昨年と比べてどういう増減になっているのかお聞かせを願いたいのと、それから今、この管の経年劣化による漏水が非常に発生をいたしております。そういった意味で見たときにおける、この1億7,500万という形の経費が妥当であるのかどうかお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 10番、高橋 渉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** ただいま高橋議員の方から議第17号、平成31年度日野町一般会計予算に関連いたしまして、高齢者生活支援事業につきまして、今後東桜谷地区での取り組みをどのように広めていくのかというようなお話でございますが、ご質問でございますけれども、この取り組みはやはり長い時間をかけて取り組まなければならない事業だというふうに考えておりますので、来年度にこの事業がスタートいたしまして、東桜谷地区の取り組みが形として見えてまいりますと、そうした取り組み状況も町内全域にお知らせをさせていただきながら、取り組みを始めてみようというようなお声がありましたら、東桜谷地区と同じように社会福祉協議会と町が一緒になって取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 高橋議員さんの方から、町民会館わたむきホール虹の長寿命化計画についてのご質問をいただきました。

31年度におきまして、この基本計画を策定する予定をしております。その内容につきましてでございますが、わたむきホール虹につきましては平成5年に開館しまして、今年でもう26年となっております、かなり建物全体も傷みがひどい状態となっております。この長寿命化計画におきましては、建物自体の躯体、外観も含めまして、内部も当然でございますが、それと電気とか機械の設備関係、それから大ホール等の舞台にかかわる照明とか音響の舞台設備と、そういう全般的なことにつきまして、まず劣化度の調査の方をさせていただき予定をしております。

その調査結果を踏まえまして、劣化の状況に応じて緊急度ごとにランクづけをしまして、緊急度の高いものから優先的に改修等をしていかないといけないということになると思うんですけれども、そういうような調査をさせていただいて、その改修等のためにどれぐらいの経費が必要かというような積算もさせていただいて、その積算額を均等化して、一時的に特定の年度に大きな負担にならないように平準化するような計画を立てていただくというのが大筋の計画になっておりますので、それと先ほど言われましたような、目に見えた傷みぐあいというものをどうするかということでございますが、今現在事業団の方とも協議をしております、まず建物の外壁のタイルが浮いていたりとか、それから防水の関係が大分劣化してきて水漏れが起きたりもしておりますし、設備の関係では、今はアナログ回線がデジタル方式になったりとか、それから電気に関係しましてもLED化とかいうような時代の流れもありますので、そういうような設備の改修も念頭に置きながら、総合的な改修するにはどのような方法がいいかということ、経費も含めて策定をさせていただくというのが計画の内容でございます。

**議長（杉浦和人君）** 上下水道課長。

**上下水道課長（長岡一郎君）** ただいま高橋議員さんの方から、新年度の水道事業の方の改良費の方の関係でということ、昨年度と比較しましてというような質問をいただきまして、新年度につきましては1億7,500万円を予定しておりまして、昨年度におきましては東部配水池の方の災害復旧工事がありましたので、昨年度と比べまして5,355万円の減額となっておりますけれども、昨年とほぼ同様の工事費ということになってございます。

30年度からの更新の方の施工延長にしましては1,960メートルということで、31年度、新年度につきましては施工延長にしましては2,105メートルということで、若干の増額となっております。そしてまた、新年度予算追加ということで3,000万円要望させていただいておりますけれども、それにつきましても32年度を前倒しということで、東部配水池の方の取り付け道路の方での耐震化ということで、370メートルの予定をしておりますので、そういう意味では31年度の方につきましては順調に計画どおり進められると考えております。

それともう1点の質問で、新年度予算の1億7,500万円の工事費の妥当性ですけども、それについては今のところは、交付金とか漏水の頻度を考えての計画ということになってございますけれども、31年度の方でまた新たに重要給水を含めたそういった管路計画の方を進めていきますので、そういった中で具体的な予算の方の規模が決まってくるので、そういう中でまた将来にわたってのそういった計画を立てていながら、水の安定的な供給を進めてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** まず1点目の民生費の件でございますが、継続して実施できるようにディフュージョンできるような形で進めていかれるということで、安心はしているわけなんです。そうしますと、チェック機能、チェックポイントが必要なわけです。どういう形でやるにあたってどういうところをチェックしていかなきゃいけないのかなという形のものを、チェックポイントを持っていかなきゃいけないと思うんですが、その辺のお考えはあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、文化振興事業団に関するわたむきホール虹の件ですが、そうしますと31年度における計画というのは、具体的にどういう形でされようとしているのか、この辺が分かりましたらお答え願いたいと思います。

それから、水道の関係なんですけど、電気、ガス、それから水道というのは生活に密着したインフラということで、絶対欠かせないものであって日々重要なものであるというようなことです。そういった中におきまして、昨今における漏水関係を見ますと、正月早々、東桜谷に大きな漏水関係がございまして断水に至ったということがございまして、そういった形のもの、それから消防関係における部分でも非常に問題であるような感じがします。そういった意味の中で、劣化した部分につい

ては早急な形のものが必要だというふうに思います。計画はされているというふう  
に思うんですが、早い計画に移るような計画にぜひやっていただきたいと  
思いますので、これは要望だけにしておきますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** 高橋議員の方から再質問いただきましたので、お答  
えをさせていただきます。

このチェックポイント、取り組みのチェックポイントというようなことござい  
ますけれども、この高齢者への移動支援の取り組みと申しますのは、住民の方々が  
住民相互の支え合いとして話し合いを進めていただきまして、その中から仕組みを  
考えていただくというようなものでございます。したがって、この地域の支え  
合いの中で、そういった中で取り組んでいただくということであり、行政はあくま  
でも後方支援、サポートをしていくべきものであるというふうに考えておりまし  
て、行政の方からトップダウンというんですか、このようにというようなこと  
ではなくて、地域の方々がいろいろな手法を考えていただきながらそういう仕組  
みづくりをしていただく、そういうことが大切になっていくのではないかなとい  
うふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** わたむきホール虹の長寿命化計画についての再質  
問を頂戴しました。31年度の計画はというようなご質問だと思いますが、それ  
は長寿命化計画の委託事業の計画ということでよろしいでしょうか。

まず、長寿命化計画策定業務につきましては、業者からの見積もり等を見ますと、  
まず劣化度の調査につきましては三、四カ月かかるということでございます。そ  
の後、大規模改修計画、経費の積算であったりとか、予算の案分の計画書等  
を作成する作業にかかりますので、トータルで約9カ月ほどかかるというふう  
にお聞きしておりますので、ほぼ1年かけてこの長寿命化計画を策定するとい  
うことになると思います。それを踏まえまして、31年度につきましては本  
当に緊急的なものができれば別でございますが、今のところ当初予算の方  
では大きな改修の方は、予定はしておらないというのが現状でございます。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** 生活支援事業に関しては、ある地域が実施をされると、ほか  
の地域ができるようなことがあるならばディフュージョンできるような形  
で流していただいたらどうかという感じでご質問しましたので、その辺を  
またご理解いただきたいというふうに思います。

それから、わたむきホール虹なんですけど、そうしますと31年度に  
関しては現状における部分の改修というものについては考えておられ  
ないという形ですね。そう

しますと、単純に申し上げまして今の状況で、わたむきホールのあの状況を1年間放置しておいていいのかどうかということになるわけなんですけど、これは昨日も出ておりましたが、今、文化振興事業団が運営管理しているわけです。安全対策も管理しているわけです。普通、一般民間会社だったら、あのまま1年間放置しておきますかということなんです。やはり安全対策をするんじゃないかなと思うわけなんです。そういう意味で見ましたときにおいて、この予算のあり方、つけ方について、もう少し密接的にこの文化振興事業団と、現状と予算とのあり方という形については考えなきゃいけないんじゃないかなというふうにも思うんですが、それについての今後の取り組みについて、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長、答弁どうですか。

**副町長（高橋正一君）** 高橋議員の方から、日野町の施設でございますわたむきホール虹の今後の改修の計画ということで、再々質疑をいただきました。

おっしゃっていただきましたように、26年経過しまして外観的にもおっしゃっていただきましたように、いわゆる建物の基礎を支えるくいが打ってあるところ以外のところの地盤がちょっと沈下をしているということで、玄関のところの階段のところがいざっているというところがございます。それにつきましては安全第一ということで、そこに引っかかりがないようにということで応急的な処置を今、させていただいているというのが数年続いているというところがございます。この地盤沈下につきましては、新たに造成をしてつくったところはほとんどの学校でもございますが、やっぱりくいを打ったところは支持しているけれども、それ以外のところは地盤沈下していくということもございます。

それからまた、外壁のところの劣化、それから駐車場のところの劣化ということもございます。それにつきましては、すぐに直せるというのが一番いいとは思いますが、なかなか予算的なこともございますので、今の長寿命化計画を立てた中で経年的に、しっかり計画的に直していかなければならないなというふうに思っております。そしてまた、今年度平成30年度におきましては、施設の中のPタイルですとか、それから音響関係等につきましてわたむきホールの方から修繕の要望がございましたので、30年度の補正予算の中で前倒しということで、できるところは直していこうということで、今年度多くの修繕をしたところでございます。

今おっしゃっていただきました安全等に十分注意しながら、計画的に修繕できるようにということでしてまいりたいと思っているところでございまして、当初予算には今課長申しましたようについていないということでございますが、その考えていた部分については30年度の補正予算の方で前倒しをして、今補修工事をしたと、そういうことで思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 先ほどの答弁でお答えすべきだったかも知れませんが、文化振興事業団との協定書の中におきまして、施設設備の損傷に関係しまして、経年劣化によるものにつきまして1件100万円未満のものにつきましては事業団の方で対応していただくと、それを超える高額なものにつきましては町の方で対応するというごさいますので、100万円を下回る小規模なものにつきましては、事業団の方で随時対応していただいているというごさいます。

先ほど副町長が申しあげましたように、平成30年度、今年度におきましては非常にたくさんの、わたむきホールにつきまして改修工事等々をさせていただいております。それにつきまして、事業団の方と打ち合わせする中で今議員が申されましたような安全面のこともたくさんごさいますし、施設設備の老朽化更新のことも、いろいろたくさん、本当にたくさんの要望をいただいております、その中から事業団と相談する上で優先順位をつけて、修繕等をさせていただいたところごさいます。確かに、言われるように安全面も第一に優先すべきかとは思いますが、やはり事業団としましては使われる方々の利便性であったりとか、あるいは使われている最中に照明が切れたりとか、音響が不具合を起こすとなりますと、やっぱりわたむきホールの信用問題にもなると思っておりますので、そういうこともやっぱり勘案しながら優先順位を決めて、今年度はいろんな事業をさせていただいたところごさいます。ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋 渉君。

**10番（高橋 渉君）** わたむきホールの評価というのは、非常に高い評価を受けている施設なんです、公演の中身については。そういった意味の中で、日野町以外の方についてもいろいろお見えになって、そこで利用されているのが現状です。そういった意味の中で、やはり日野町のシンボルとしての位置づけの中でわたむきホール虹を守っていかなきゃいけないと、こういう位置づけになるんじゃないかなというふうに思います。そういった意識を持って、ちょっとわたむきホール虹については、ほかのところもそうでしょうけど、予算の問題もあるんでしょうけど、早期にやっぱり改修できるような形でひとつお願いを申し上げておきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ごさいませんか。

11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、何点か質疑をさせていただきます。

議第1号でありますけれども、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありますけれども、このことにつきましては組織の減少ということで、影響はほとんどないとは思いますが、影響について、町の負担金などはどうなのか、また積立金があるかなと思っておりますけれども、その財務状況はどうかをお聞きしたい

と思います。また、大きいところは単独で運営されているところもあるかと思いますが、そういうところはどうかお伺いしたいと思います。

議第3号でありますけれども、日野町総合計画策定条例の制定についてであります。もう何人かの質疑がありましたけれども、市町には総合計画の基本構想の策定の義務がなくなったと思うのでありますけれども、ここに来て策定が義務づけられたのか、お伺いをいたします。

また、この4条には計画が上位ということでありまして、当町はこのほかに自治基本条例はされていないと思っておりますけれども、このことについてはどう考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから、8号は先ほどありましたので、議第9号の、日野町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてでありますけれども、このことにつきましては、12月議会で専門学校等の設置等の関連で提案されていたと思うのでありますけれども、この選択科目の水道環境が削除されております。こうしたことは学校等の学科がなくなったのか、12月で一緒にされなかったのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それと、議第17号、平成31年度一般会計予算の農林水産業費の、近江米振興対策事業でありますけれども、滋賀県が誇っておりますブランド米としてのみずかがみ、昨年は特Aにならなかったのとあります。特に上質米の生産地であります当日野地区や永源寺地区などの1等米比率はどうであったのかお尋ねしたいと思っております。この近江米振興対策事業や、農業に対しての予算が三角ばかりになっておりますけれども、この1等米比率とかそうしたものの原因も検証されたのか、お伺いをいたします。

また、畜産酪農の特別対策事業クラスターでありますけれども、これは牛舎等の関係もあろうかなと思っておりますけれども、当西大路地区の養豚農家の拡充と申しますか、拡大と申しますか、強化については、この中でどれだけぐらい入っているのかお尋ねしたいと思います。

また、今回の豚コレラの騒ぎがありましたけれども、当地区の養豚拡大があることから、その対策はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

また、養豚場の拡幅と申しますか、それがされるのに伴いまして公害防止協定も結ばれたと思うんですけれども、それは大分変更されたのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 東議員より、議第1号につきましてご質問いただきました。

まず今回の提案につきましては、病院組合の方が脱退されるということで、構成

の団体が減少するというところで、その影響についてはどうかということですが、退職手当組合につきましては、毎年構成市町の団体長会議というのがありますが、そこで組合の負担率等の変更ならびに将来の職員採用数、退職者数をシミュレーションしまして、負担率等を決定していただいております。今のところ脱退をされても問題ないというような判断をいただいているところでございます。

財務状況でございますけれども、皆さんの負担金で基金を所有されておまして、基金額が現在で133億円ということで、脱退されて返還もございまして、十分な基金があるということでございます。

それから、他市はどうかということで、ちょっと他市の状況までは分からないんですが、大きい大津さんとか東近江さんの方ですが、市単独でそういった積み立てをされているということで、その市さん、市さんでの運用をされている中でそういったシミュレーションをしながら、将来動向を見ながらされているというふうに思っております。県下、たくさん退職手当組合がございまして、県下の状況もそんな基金の運用といいますか、保有状況もまちまちでございまして、その中では滋賀県はどうかといいますと、基金の保有状況は多い方というぐらいでございます。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま東議員の方から、総合計画策定の条例の議第3号についてご質問いただきました。

総合計画の策定の、基本構想の義務づけの件でございます。これにつきましては、平成23年の5月に地方自治法の第2条第4項にそういった規定がございまして、基本構想を定め議決を得ることと、これに基づいてまちづくりを進めることになっております。それが廃止をされまして、これは廃止された意図というのは、基本的には地方分権の流れの中で国がそのことをしなさいと決めなくても、それぞれ市町でそういうものを持ってまちづくりをするのは当然だよという考え方でございます。ですから、法的な大きな位置づけというのはないんでございますけれども、そうしたらそれは要らないのかと申しますとそうではなくて、今言いましたように、やはり計画的なまちづくりが必要なんでございますから、そうした1つの位置づけが要るだろうということでございます。それは全国他市町、同じような状況でございまして、その条例の名前はいろんな形がございまして、先ほどおっしゃった自治基本条例の中にされているところもございまして、まちづくり条例という、協働まちづくり条例というのがありますし、審議会を設けようという、審議会の中での条例という形もいろいろあるようでございますので、それはさまざまでございますけれども、一定条例の中で位置づけをされているのが通例でございます。そうした意味から、町においてもそういうことで位置づけをしようということで、総合計画を町の最上位の計画ということで位置づけさせてもらったと。この計画は計画最上位とい

うことは、いろんな町に計画がございます。つくって、当然施策を進めていくわけ  
でございますが、その計画それぞれの施策をする上での計画の大もととなるのは、  
その総合計画というものと整合性を合わせながら、当然計画をつくるという意味で  
の最上位の計画という意味でございます。

あともう1点、自治基本条例についてはどうかというお話でございます。これに  
つきましては、第5次の総合計画の中で一定のそうしたルールづくりが必要ではな  
いかというような意見があつて、そうした取り組みを進めましょうという項目がご  
ざいます。それにつきましては取り組みを進める段のときに、実を言うと、これは  
体制的な問題も含めてでございますけれども、地方創生が来まして、体制的に急に、  
ダブルでなかなかできない、やはりいろんな方のご意見を聞いた中で、自治基本条  
例というのは町の憲法みたいな、いわゆるまちづくりの方針、町をこれからどうい  
う形でまちづくりをしていくのかという体制も含めてですけれども、そういうような  
部分でございますので、そんないいかげんにかちやかちやつという形ではいかない  
ので、やはりしっかりといろんなご意見を聞いてつくっていくかんなんもんというこ  
とでございますので、できれば第6次の中では一定そうした方向性は出して、意見  
をいただく中で出てくるのかなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 上下水道課長。

**上下水道課長（長岡一郎君）** ただいま東議員さんの方から、議第9号の一部条例改  
正ということでご質問いただきました。今回の改正につきましては、水道法の施行  
規則の一部の改定ということで、厚生労働省の省令改正によるものでございまして、  
具体的には日野町の布設工事監督者および水道技術者の資格要件の中に技術士の上  
下水道部門というのがございまして、その上下水道部門の中にさらにまた上水道お  
よび工業用水道、そしてまた水道環境というのがございまして、その水道環境とい  
うのはなくなったということございまして、それによりまして条例を改定するも  
のでございますけれども、まずその上位法であります今の水道法施行規則の方が改正  
されましたのが昨年12月26日ということになっていましたので、ちょっと12月議  
会には間に合わなかったということで、3月議会の方の提案ということでさせてい  
ただくものでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 東議員の方より、議第17号、平成31年度の当初予算の関係  
で、農林水産業費につきましてご質問いただきました。

1つ目でございます。近江米振興事業の中に絡めまして、みずかがみが今年の特  
Aにならなかったというようなことの中で、日野町近隣の永源寺町の比率はどうや  
ったというようなことのお問い合わせでございます。

みずかがみにつきましては、過去3年間特Aというような食味ランキングになつ

てございまして、平成30年産については特Aランクよりも1つ段階的には下位になります、Aランクというような位置づけになってございます。これにつきましては、一定近江米振興協会の方よりは天気のかげん、台風のかげん、長雨、日照不足のかげんが影響しているのではないかというようなことのコメントも一定出ているわけでございますが、その中での1等米比率でございます。個別でのデータというのはただいま持ち合わせておりませんで、滋賀県の中での1等米比率で申し上げますと、コシヒカリは67.7パーセント、キヌヒカリは51.9パーセントというような状況でございます。

続きまして、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業でございます。今回5億2,294万2,000円の予算の方を計上させていただいております。この事業につきましては畜産農家、そして養豚農家それぞれの事業計画がございまして、補助金2分の1での予算立てをしておるところでございます。そのうちの養豚農家につきましては、約4,050万円余りが今回の養豚農家の補助金の割り当てというような形になってございます。

そして、公害防止協定の件でございます。公害防止協定につきましては、養豚農家との締結の方が、養豚農家につきましては町と公害防止協定の締結をしております、それとあわせて町と地元自治会、西大路自治会等が覚書を結んでおるところでございます。その中で、上限の養豚の頭数等の記載がございまして、その部分について内容の改めといいますか、改正をしていく必要が出てきております。その手続等につきましてはこれからということで、今現在具体的な話ということでの処理には至っておらないというのが実情でございます。

それと、豚コレラにあわせて養豚農家との対策はどうかというようなことでございます。豚コレラにつきましては、一定去る3月6日に県の方で本部対策会議を行われまして、その中で一定終えんをしたというようなことをもって災害対策本部を解散されております。それとあわせて、県下にも養豚農家ございますので、豚コレラはイノシシ、豚に限って感染をするというようなものでございまして、イノシシを介して豚にウイルスが広がらない、拡散しないようにということで、それぞれの養豚農家の周囲に電気柵を張りめぐらすというようなことでの予算立ての方を、滋賀県の方でしていただいているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 市町村退職組合では結構、まだ基金があるということで、負担金も変わらないということでございます。議第3号の総合計画でありますけれども、やはり協議の中で当町基本条例もつくっていくという理解でよろしいでしょうか。もう一度お願いをしたいと思っております。

それから、この近江米振興でありますけれども、やはり悪かったのは天候という

原因でありますけれども、再生協議会の中ではそうしたら、これだけ1等米比率が悪いのでどうしようかというような話が出たのか、どういうことか、何かそういうようなのはなかったのか、もう一度お聞きしたいなと思います。

それから、今回養豚場も相当増やされて、豚舎も建てられていくと思うんですけども、何か話によりますと、ひき粉とかそういうような、木の粉をまいてするというようなことを聞いております。そうしたことの、公害の対策なんかは聞いておられないのかどうでしょうかというようなことはないのか、もう一度お聞きしたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 東議員から再質問いただきました。自治基本条例をつくっていくということについてということでございます。

先ほども申しましたように、ちょっとまだ第5次の期間としては2年残っていますので、今の総合戦略をどういうふうに扱うかという、今の継続の中で扱って、さらに総合計画を新たに策定していくという体制の中では非常に厳しい状況でございますので、5次の間というのはちょっと厳しいのかなというふうに考えています。ただ、そういう状況を踏まえて、反省点も踏まえて5次の評価をするわけでございまして、その5次の評価をもとに6次の計画をどのようにするのかというのは懇話会等で議論をいただくわけでございます。その中で当然そのことにつきましてもお話が出てくるであろうし、その中での策定に向けての方向性は明確に出てくるのかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 東議員より2点再質問いただきました。

みずかがみの栽培、今後にあたってということでございますが、再生協議会でそのような話はなかったのかというようなことではございますが、一定天候の不順でもあったということにつきましては近江振興協会であったり、あと、また滋賀県の農業技術振興センターでも30年産については状況の把握をされておられるということで、事実関係についてはそのようなことでの話はあったかとは思いますが、思いますというのは、直接把握しておらないので、公表されている事象から言いますと、そういう話がされていたのではないかなというようなことでの回答とさせていただきますと思います。

それと、公害防止協定に絡めてでございますが、今、養豚農家さんの方で今回計画をされていますのが、豚舎を1棟設けられる、400頭余りある豚舎と、あとコンボ施設ということで、堆肥に関する施設でございます。それは新たにつくるんじゃないで、コンボ化する設備というのが一式ございまして、メーカーさんから導入して据えつけるというような形での堆肥化の施設を、今回また追加で設置をされるとい

うようなことでございます。

公害防止協定の内容については、大きくかかわるところは、先ほど申し上げました豚の頭数の上限を変えていくというようなことが大きな内容になってございますので、詳細な内容については今後、2月に入って養豚農家さんが西大路の自治会の方へ一度説明に伺われたというようなお話は聞いておりますし、また役員さんもかわられるということでございますので、また年度がかわりましてさらに詳細な形で詰めていくというような形になろうかというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 私は農業、米づくりもやっておりますところから、どんどんこの予算が減らされるというのはおかしいですけども、減っていくということには非常に懸念を持っておるところでございますので、やはり日野米は昔からおいしいということでございますので、何とかそういう食味の方を保てる対策によろしくお願ひしたいと思ひまして、これからも拡充のほどよろしくお願ひします。

これで終わりたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、私の方から何点か質問をさせていただきます。今までたくさんの議員がいろいろと質問されておりますので、ちょっとダブる部分もあるかと思いますが、お許しを願ひたいと思ひます。

1つ目に、議第4号、日野町女性活躍支援施設の設置および管理に関する条例の制定について、つどいのひろば「ぼけっと」についての質問であります。

第4条で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるというふうにありますけれども、使用的な条件等はこの規則でうたわれておりますのでしょうか、そこの辺をお尋ねいたします。また、この事業は以前桜谷で行われていたものですが、そのときとどのように保育日数とか保育士の数とか、変化があるのかどうかというのをお尋ねをいたします。そしてまた、町内にはほかに子育てサロンパイオンとか、公民館で行われているものや、また保健センターで行われている赤ちゃんふれすてなど、さまざまによく似た事業が行われているわけにありますけれども、それらの事業との位置づけについて分かりやすくお聞かせ願ひたいと思ひます。

2つ目に、これも議第6号、福祉医療費助成について、蒲生議員からも質問があった問題ですが、町単独福祉医療費助成事業の助成制度拡充による小中学校の医療費無料化が、10月から完全無料化が行われるということで、このことについてずっと訴えてきたのは日本共産党の議員だけだったんですけども、蒲生議員もそのことをずっと言い続けていただいた、大きな力になったのかと思ひます。本当に念願の事業の1つでもありましたので、大変うれしいことです。しかし、今まだやはり

基金を取り崩して予算編成をすとか、また中学校卒業までの医療費を拡大したところでもありますので、この新年度に実施をすることに決められた思いというのをお聞かせ願いたいと思います。

先ほども蒲生議員も言われましたけれども、この医療費の無料化のことについては我が町だけの問題ではありませんので、本当は国や県にちゃんとしてもらいたい問題です。だから、これからも県や国への働きかけをずっとしていただけたと思いますが、それが実現した場合にどのように、先ほどは予算的なことから考えてやっていくということでしたけれども、例えば中学校まで拡大されたらかなりの助けになるんです。そうすると高校卒業までというよりももっと大きく、町単独のそういう福祉医療の拡大ができます。

そうすると例えば、そんなこと一遍には無理ですけれども、以前国の制度で65歳以上の医療費の無料化がされていた時期もありましたけれども、それがなくなり、入院の食事代までもが患者に負担という、入院の食事というのは本当に薬と同じでその病気を治すための食事ですので、これが別になったのはおかしいというふうには私も思っておりましたけれども、そういうこともあり、また旧の蒲生町では合併により高齢者の医療費の無料化がなくなってしまった。どんどん医療改悪というのは進んでいるんです。だからそっちの方への福祉医療の拡大というのができたらうれしいなというふうに思いますので、そのあたりをどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次、3つ目に、これももうされた問題なんですが、議第7号の日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは齋藤議員も質問されましたので、それ以外でこれが災害救助法に適用される場合のみのことだということなんですが、ですから台風21号は受けられなかったと。台風21号でも、私の在所でもかなりの屋根の損傷というんですか、台風による損傷があったわけですが、この場合、これ以外に町としての貸し付け制度というのがあれば教えていただきたいと思います。

4つ目に、議第11号、平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、事項別明細書の79ページ、保険給付費、出産育児一時金に630万円補正されましたが、補正前840万円見られて、今回630万も補正をされた要因と、また何人増を見られたのかお尋ねをいたします。

5つ目に、同じ議第11号ですが、81ページの基金積立金の国民健康保険財政調整基金積立金に、今回1億1,050万円の積み立てがされますが、これは大変ありがたいことです。これだけの積み立てができる要因をお教え下さい。

6つ目に、議第15号、平成30年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これも基金積立金の介護給付費準備基金積立金に、今回1,999万9,000円、

補正前と合わせて2,000万円と積み立てになります。今まではほとんどなかった基金が今回これだけの積み立てができた要因をお教え下さい。

7つ目に、議第22号、平成31年度日野町介護保険特別会計予算についてですが、昨年より新たに第7期介護保険事業計画が始まりました。1年がたとうとしていきます。事業計画1年目の総括として、給付の現状実績、計画との差異を大まかで結構ですので、細かいところはまた委員会で聞こうと思いますので、大まかで結構ですのでお教え下さい。

**議長（杉浦和人君）** 12番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま池元議員の方から議第4号、女性活躍施設についてご質問をいただきました。

まず、条例の第4条で規則で定めるといふふうになっていまして、規則の中での使用の条件がどう定めているのかということですが、それにつきましては規則の第3条におきまして、開館時間および休館日など、そのようなところを定めているところでございます。また、規則におきましては、ほかに秩序の維持であるとか使用にあたっての遵守事項、特に物品の販売とかそういうものはできませんよとか、そういうような遵守事項を定めているところでございます。そして中之郷で今までやってきた「ぼけっと」とどう違うのかということですが、基本的には同じようなことを思っているんですけども、今までの中之郷におきましては、使用につきまして毎週月、火、木というふうには平日については決まっていたわけですが、平日は毎日開けるといふことで、それについては毎日来ていただけるというような状態になるのかなというふうには思っております。

そしてまた、現在行われているほかの事業との整合というか、そのようなことですが、現在ぼけっと事業、今現在ですと、月、火、木をやっております。そしてまたわらべの支援センターは平日毎日開けていただいております。また、各サロンにおきましては、南比都佐の仲よし会におきましては第1火曜日を、東桜谷公民館のさくらっこは第1、第3水曜日、必佐公民館の子育て広場は第2、第4水曜日、日野公民館のピンさんが毎週木曜日、西大路公民館のちびっこサロンさんが毎月第1、第3金曜日というふうなことで開催されていまして、それ以外に保健センターにおける赤ちゃん広場が第2、第4月曜日、おもちゃ図書館が第2、第3金曜日、親子ふれすてが第4金曜日というふうな形にされているんですけど、これは各利用されている方々がいろいろと相談いただいて、毎日どこか複数のところに行けるような状況が整っていると、曜日の調整もしていただきながらやっていくということで、それぞれに自分の得意な場所といいますか、行きやすい場所というのをお互い設けられているようで、毎日どこかでにぎやかにされているという状況が

整っているのかなど。それで今度もう1つ、この「ぼけっと」については、今まで以上に平日水曜日和金曜日が新たに増えるわけですが、ここの時間帯をうまく活用しながら、今そのどこにも行きづらいお母さんたち、お母さんに限らないですけども、親子さんに何か来てもらえるような仕掛けも、何かしていきながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

保育士数については、変化はございません。「ぼけっと」の職員でございますが、現在常勤の嘱託職員1名と週3日来ていただける臨時職員さんを2人来ていただけるわけですが、今度の4月からはそこにあと1人、週4時間の職員が来ていただけるということで、この4人の中で調整しながら、常に3人の体制をとっていきたいというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** ただいま、池元議員さんより幾つかご質問いただきました。

まず、議第6号の日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、2点ほどご質問いただきました。

まず1点目につきましては、この新年度にいろいろ議員から要望がある中で、新年度からようやくしようという思いはどういうことかというご質問をいただいたわけなんですけども、これにつきましては町の財政状況で、例えば福祉医療制度のこの部分は、子どもの子育て支援の一環の中で実施しているわけなんですけども、子育て支援というと町の行政の中にいろんな施策がございます。そうした中の、全体的な施策の中でどれを優先していくかという部分もある中で、そういう状況も勘案しながら、また県内市町の状況を勘案する中で、平成31年度から実施するという方向で考えたわけでございます。

2点目につきましては、福祉医療制度が基本的に医療費を対象にしているわけですが、食事の分まで、そういった部分まで広げられないか、また国や県の要望が実現した場合に、そうした制度拡大はできないのかというようなご質問でございましたけども、福祉医療というのはあくまでも医療保険制度の中の、いわゆる保険給付が適用される部分を除く自己負担分について助成を行うものでございますので、制度としてはあくまでも医療費を対象にしているもので、差額ベッドとか医療費の対象にならない分については対象外と、この考え方は基本的には変わらないなというふうに思っております。また、池元議員がおっしゃったように、老人医療制度の、昔はそういった老人の無料化や一部低額化という制度が国の予算の中で、国の制度の中でありましたし、また現在でも、未就学児については医療費は2割負担となっています。そうした国の制度が拡充されることによって、全国的にそうした子育て支援が広がればいいかなという思いがありますけども、なかなか現状としては厳しいかなと思っております。また、滋賀県の福祉医療制度の中で今、未就学児

までは対象になっておるんですけど、これを蒲生議員もおっしゃったように、9歳の年度末まで、また小学校6年生まで、中学3年生までと、こういう形で対象年齢を拡大していただければ、財源としては県の事業は2分の1、県費をいただいておりますので、一般財源が2分の1確保できるということで、そうした財源が確保できれば新たな施策も検討できるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、議第11号の平成30年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。まず1点目は出産育児一時金、今回630万の補正をしたわけでございますけども、その理由はということでございます。

この出産育児一時金制度につきましては、それぞれの医療制度の中にもございまして、原則出産される方が加入している医療保険で給付をするという仕組みになっております。今回の補正では年度当初で、当初予算では20件、840万を計上していましたが、不足が見込めることから、さらに15件630万を補正するものでございまして、私が分析している中でいうと、住民基本台帳上での町の出生数は前年度と比較して若干は増えておりますけども、そのことも多少は影響しているかもしれませんが、どちらかというとお産される方が加入している医療保険が国保の方が多ということだったのではないかと考えています。そういった意味で、私も過去の実績を分析したんですけども、出生を年度で捉えますと、平成27年度は日野町全体の出生数が183人で、うち国保で出産育児一時金を対応した方が18件、756万円という形で給付をしております。28年度については出生者数が149人で、うち国保で出産育児一時金を給付したのが12件500万8,000円でございます。29年度につきましては出生数が138人で、国保の出産育児一時金は12件502万4,000円です。今年度、2月末までですと11カ月分の人数を見ますと、住基上では157人の出生があり、国保の出産育児一時金が24件987万6,000円の給付実績があるということで、さらに今後出生される方について、早産等も加味しながら補正予算を計上したところでございます。

あと、最後に補正予算の関係で、今回財政調整基金の積立金を1億1,000万余りを計上したと、その要因についてのご質問でございます。

平成29年度の決算の実質収支額が1億3,701万5,674円でございます。これだけの繰越金が出た要因につきましては、平成27年度に高額医療品、オプジーボなど的高額医薬品が出回りまして、その影響を受けて、その関係で前期高齢者交付金という制度がございますが、それが概算でいただいて2年後に精算すると、そういった部分の精算額がたくさんあったということで、具体的に申しますと前期高齢者交付金の前々年度の精算額が約9,000万円ありました。また、後期高齢者支援金等の前々年度の精算額が約2,500万円、さらに介護納付金の前々年度の精算額が約1,500万円とい

うことで、こうした前々年度の精算によるものが大きいものでございました。

もう1つは、国保の制度が、国保の財政の仕組みが平成30年度から大きく変わりました。30年度までの29年度ですと、医療費が不足するとその財源として繰越金や基金をその年度で充当していたわけなんですけども、この医療費の不足分については、この新しい制度では全て県から交付金が受けられますので、医療費がどれだけ、極端な例で言えば1億、2億膨れ上がろうが、それは全部その年度内に県の交付金でいただけるということです。医療費の不足に対して対応する必要はなくなりました。じゃあ何が不足したら対応するのかということになるんですけども、具体的に言いますと保険税の収納が落ちた、例えばその年度の所得が極端に落ちたとか、また被保数が減少して、見込みより保険税の収納ができない状況になった場合においては県への納付金が払えないと、そうした財源に充当するというので、この医療保険制度の仕組みが大きく変わって、医療費に充当する分がなくなったということが大きいこともあって、基金への積み立てがこれだけできたということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 議第7号、日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご質問をいただきました。

昨日も申し上げましたとおり、災害救助法の適用を受けていない場合のこの貸付金はどうなるんだということで、町単独のそういう災害における貸付金制度はあるのかということら辺でございしますが、今現在のところ、災害についての住宅再建であるとか、生活再建についてはこの条例、法律に基づいた執行をせざるを得ない状況でございまして、例えばそういう法律の適用を受けていない場合でも町が独自にそういう貸し付けをする制度があるのかということらでございしますが、今のところ持ち合わせておらない。ただ、今回台風21号が日野町におきましてもかなり大きな被害があったということで、先ほど議員がおっしゃったとおり、日野町におきましては住宅災害における貸し付けではございませんけれども、見舞金制度がございまして、11月の議会でも補正予算を可決いただいたところですが、今年度につきましては、台風20号、21号を含めまして21件の申請をいただいて、見舞金の執行をさせていただいたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** ただいま池元議員の方から、2点ご質問をいただきました。

まず1点目は、議第15号、平成30年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）に係りまして、基金の2,000万円の積み立ての要因ということでございますけれども、前年度平成29年度決算の繰越金が1,412万2,000円と、今年度新たに保険者機能強化

推進交付金が交付されることや、また保険料収入が予想を上回るという見込みでございまして、保険料について587万7,000円の余剰金が見込めることから、今後の給付費の増額等に備えまして1,999万9,000円を補正させていただきまして、2,000万円の基金を積み立てさせていただくというものでございます。

2点目に、議第22号の、平成31年度日野町介護保険特別会計予算に関連いたしまして、事業計画の1年目の総括として給付の現状、あるいは実績、そういったものの差異はどうかというようなことであろうというふうに思います。

第7期の事業計画1年目の平成30年度では、保険給付費につきましては19億2,526万2,000円、1カ月当たりいたしますと1億6,044万円を見込んでおりましたが、これまでの支出を見ておりますと、今年度の5月以降の保険給付費は月平均1億5,326万円で推移をしております。第7期事業計画のシミュレーションからいたしますと、サービスごとの給付費での若干の差異はございますものの、給付費全体としては計画よりも少なくなる見込みでございます。計画では今後の消費税増税や介護報酬の改定を控えまして、年々給付費が増えていく計画をしておりますので、3年間は事業計画の給付費の総額でおさまる見込みをしておりますして、3年間の総額の均衡が保てるようにというものでございますので、計画の1年目で事業計画の枠内で推移しているというようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、4点ほど聞かせていただきます。

1つは、議第3号の町総合計画策定の条例であります。これは当然、日野町の総合計画策定は重要事項として私も位置づけておりますし、こういった条例は必要かなと思います。先ほどもお話ありましたとおり、町の総合計画につきましては、平成23年に法の改正によって策定の義務はなくなったわけでありまして。と言いながら、町の重要事項でもあるので、町としてこれを策定されるということは大いに結構でありますけれども、この条例につきまして、県下でもこういった条例はきちっと各市町でもやられているのかどうか、ちょっとその点を参考に聞かせていただきたいと思っております。

それと同時に、今回の条例の中で第6条の中に議会の議決がうたわれております。これは当然であるわけでありましてけれども、というのは、これは日野町の議会、私たちの議会で平成22年度に議会の基本条例をつくりました。この中で、地方自治法が定めている議員の議決事項を、やはりきちっと責任を持とうやないかということで、この総合計画についてもきちっと議決事項としてこの基本条例にうたったわけでありまして。当然そういったことも反映されて、この今の条例の議決の内容が書かれているのかなと思っておりますけれども、その点について、多分そうだと思いますけれど

も、お考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

続きまして、議第5号の町職員勤務の時間等に関する条例の一部改正であります。この点につきましていろいろ問題もあるわけです。というのは、労働基準法では勤務時間は1日に8時間で週40時間、これが大原則であります。ただ、例外といたしましては、時間外勤務は労使協定、公務員以外の労使協定で36協定と言いますが、この中で時間外勤務が認められてきたわけでありまして、厚生労働大臣の告示の中にも、これは法的な根拠はありませんでしたけれども、月45時間、年間360時間を上回らないというのが、これが1つの原則としてあったわけです。

そうした中で、今回のこの国会の中でも、時間外の労働規制を初めて法的に明確化されたのが今回のことでありまして、労働大臣の告示の月45時間、年360時間が盛り込まれたわけでありまして、この点は一步前進かなと、私は見ております。しかし、過労死ラインと言われるような、80時間から100時間を超えることが法的にも認められたということに対しては、やはり問題かと私は考えます。

ここで、これはあくまでも民間労働者でありますけれども、公務員については人事院勧告の規則の中でこれをうたうということがされて、これを今回規則を委任するというところでうたわれているのが今回の提案だと思っておりますけれども、私はこの人事院規則の中にうたわれました月45時間、年360時間以内、これを徹底することが重要でありますけれども、残念ながら私たちも議会で質問もさせてもらったわけでありまして、時間外労働がまだ常態化しているのではないかなと感じますけれども、その点について現在どうなっているのか、伺いたいと思います。

そして、この規則の中でうたわれる中で比重の高い部署、これは、昨日ですか、災害とか議会とか云々言われましたけれども、私はそれではないと思います。これは町に該当する職種というのは何なのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

それと同時に、この規則の中でうたわれる最大のポイントは何かといえば、例えば大規模災害などが起こったとき、やむを得ない、つまり上限を、100時間を超えるとか、45時間を超えるとかいう上限を超えることができることが認められているわけでありまして、ただ認めれば超えただけで終わるのでなくて、その要因とか分析、検証、さらには職員の健康確保まできちっとうたうというのが、今回規則の中でうたわれました。この点が本当にされているのかどうか、これは単に時間外労働やっているのはやむを得ない、また、逆に言えば個人の自覚の問題という形で、やはり今日まで終わってきているのではないかなということを思いますけれども、その点についてのお考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

続きまして、議第10号の平成30年度の一般会計補正予算であります。

この土木費の45ページにあります社会資本整備総合交付金事業であります。その中身につきましては、いろいろ先ほど質疑ありましたので除きますけれども、1つだけ聞かせていただきたいのは、この次年度に繰り越されます繰越明許費5,700万円余りがあるわけでありまして、これは道路整備のお金と同時に、今年9月の議会で補正されました橋まで、西大路鎌掛線の橋も含めた予備設計費3,400万ほど補正されましたけれども、その一部が繰り越しされるとおもいますが、その部分についての内容というのか、進捗状況も含めてお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、議第17号の新年度の一般会計予算であります。

1つは歳入の部分でありますけれども、これはぜひ聞かせていただきたいと思っておりますのは、10ページに町税の法人税があります。今回法人税は当初、平成30年度でありましたけれども、3億何がしかの、3億4,000万円の当初の予算が最終的には7億4,000万円まで補正が上がりました。これは大いにありがたいといえありがたいわけでありまして、4億近いお金が増えたわけでありまして。そういう中で、今回の新年度予算につきましては4億7,312万円が今回予算化されているわけでありまして、この平成30年度でいけば7億4,000万でありますけれども、そこを中をとった話で、4億何がしかの金額かなと思っておりますけれども、この部分についての根拠だけをぜひ聞かせていただきたい、このように1つ思います。

続きまして、同じ新年度予算の中での長寿命化の関係が、小学校ならびに中学校、またはわたむきホール虹、また公園施設につきまして、長寿命化策定業務の委託事業が設けられております。この金額が最終的に4,000万円があるわけでありまして。この点につきましては、やはり国の要請によって公共の建築物、これなどの総合的な計画的な管理を推進するために、そういう個別的な計画をつくるための、1つの第一段階ということで実施されるわけでありまして、あくまでも個別計画を立てれば国の助成なんかも受けられる対象になるんだということもお話がありましたけれども、それならば長寿命化策定業務にもやはり国の助成なんかがあるべきではないかなと思っております。これは町単独で4,000万円、この長寿命化の計画の委託関係は今回だけでは終わらないわけです。今後毎年、何らかの形で日野町全体をやっているかなければならんということから見ていくと、この助成に対してきちっと求めていくことが必要ではないかなと思っておりますけれども、その点についてのお考えを聞かせていただきたいと思っております。

最後になります。これは教育委員会の分野に入るかなと思っておりますけれども、この新年度予算の中でちょっと見てもありませんでしたので聞かせていただきます。というのは何かといいますと、皆さんご承知のとおり、全戸を対象にした滋賀県の交通災害共済、年間1人500円の制度が29年度で廃止されました。その制度は当時のその事業の一環として、県下の小学生の1年生に、入学時に黄色い帽子が無償で支

給されておりました。その事業が最終的には今年度、平成30年度で打ち切りとなつて、平成31年度、新年度からは各市町の独自の判断でやって下さいということになったということを聞いております。そこで、この予算化がどうなのかにつきまして、町としてそのことについてどのように対応される判断をされたのか、この点について1つお聞かせいただきたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま對中議員の方からご質問いただきました件につきまして、議第3号の総合計画策定の条例でございます。

県下でそういうようなのは全部あるのかというお話でございます。県下、調べる範囲で大体調べさせていただいて、現在15市町は確認をさせていただきました。その中で竜王町の方もまだでございましたが、この議会で、今の3月の議会で提案をされているようでございます。総合計画策定の条例という形でしているところというのは近隣の、今の竜王もそうですが、東近江市とか湖南市とか愛荘町、その辺はそういう形でされていますし、ほかに、先ほども話が出ていましたように自治基本条例の中で位置づける市もございまして、それから協働によるまちづくり条例というような名前の条例もございましたり、それから中には総合計画審議会条例というのを持って、そこで何か位置づけているところもございまして、そのような、それはどういうものかというのをちょっと市の方に聞かせていただきましたら、その中で位置づけているというお話でございましたので、そういう位置づけ方をされているのかなということで、いずれにしろそういう形で各市町は位置づけを一定されているんだというように理解をさせていただきました。

そしてもう1点、第6条の町長が総合計画を策定して、また変更するときは議会の議決を得なければならないという項目でございます。もともとの地方自治法にあります部分も、当然議決を得てということを書いてあります。それに別に執着するわけではございませんが、一方で議会の方でも基本条例の方で、その議決については規定をされておられます。町でせんでええのかという話やなしに、やはり最上位計画として、これからまちづくりをしていこうという中の大きな計画でございますので、しっかりと議会との対話も含めまして審議をし、そして議決を得て、それで議会、行政一体となってまちづくりを進めなければならないという思いから、当然議決をすべきものというように考え方を持っております。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 對中議員より、議第5号につきまして何点かご質問いただきました。

今回の労基法の改正から来ます人事院規則の改定、それに準じた条例、また規則

で制定を予定しているわけでございます。その中で、職員の勤務の状態というところでございます。

ざっと29年度の状態を見てみますと、45時間という時間を超えている職員がいる課が12課がございます。約50人を超えているわけでございますけれども、月平均でいくと20名から、少ないときでは10名以下というような職員がいるというようなところでございます。特に多い部署はどこかというようなお話でございますが、総務課や税務課、住民課、それから福祉保健課、長寿福祉課や商工観光課というふうになっておりますし、これは時期的な部分もございます。課税の時期、また確定申告の時期、それからイベントの時期等でございますので、年間を通じてというような状態ではないということでご理解をいただきたいなと思います。

それから、上限を超える場合の、災害等の場合は上限を超えてもいいというような内容がございます。そこはどのようなこととございまして、労基法の改正と合わせまして、実は労働安全衛生法というものも改正をされておまして、その中では100時間を超える職員については医師の面談を勧めるというような規定がございまして、公務員においても同じような対応をしていくというような指示がございますので、一定町の方で衛生委員会というのがございまして、そちらの中でそういった協議もしていこうということとございまして、45時間、また80時間、100時間と、そういった時間が超えてきましたら、まずは職員は当然時間外申請をしますので分かっているわけとございまして、そういった場合には職員にその時間を超えますよというようなお知らせとございますか、超えてもいいのかというような話をする中で、上司等に業務の内容をチェックしていただくということを毎月していかなあかんのかなというふうにご考えているところでございます。

それから、議第17号での歳入の件でございます。議員おっしゃいますように、当初予算ベースでの比較では若干の増額ということとございまして、実質決算ベースで見ると、相当開きがあるのではないかとございまして、根拠ということとございまして、基本的には収入については全体、県等の各市町の予測を、県の方からいただく数字をもとに大体の見込みを立ててまいります。その中で大きな開きがないように一定整理をしていく中でございまして、法人については今のところ30年度は好調であったということで、ほぼその好調さが維持できるだろうという見込みは一定立てているということで、当初予算ベースでは増額を見込んでいるというところでございまして、ただ、イギリス等も含めまして海外情勢が厳しいというか、不安定というような情報もある中で、海外に依存しているという部分も大きいこととございまして、そこはそういうことも加味しまして判断をしたというところでございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

長寿命化の件でございます。議員おっしゃるとおり委託料が、合わせますと相当

な額になるということでございます。これにつきましては、今のところ国の助成はないというようなことを聞いているわけでございますが、省庁によりまして対応が少し違うということで、そういった情報も実は入っております。それぞれの省庁ごとによって個別計画をつくっていくというように動かれているのでございますので、そこは国等の情報を得ながら、予算化できるものはちゃんと要望しながら対応していきたいなというように思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 西大路鎌掛線の工事に係ります繰越明許費の5,705万円の内訳ということでご質問いただきました。

この内訳につきましては、5,705万のうち3,750万につきましては西大路鎌掛線の橋梁等の橋梁予備設計ということで、3月補正におきまして350万円の補正をいたしまして、3,750万という形で執行を考えておりまして、これにつきましては入札後全額契約繰り越しということで3,750万、それから1,955万の残りにつきましては30年度の工事の残額ということで、これも繰り越して来年度の工事に使うということになっております。

設計業務の進捗状況でございます。基本的には全額繰り越し、契約繰り越しということでございますので現在準備段階でございますので、年度をまたいで工期内におさめていきたいなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** 對中議員より、小学生の黄色い帽子、市町村交通災害共済から頂戴しました帽子のことについてご質問いただいたところでございます。

これにつきましては、昨年8月ごろに県下というか、近隣市町の動向などを調査をさせていただいたところです。その中で、近隣市町の中で、今後どうしようかということについては保護者負担という町が多うございました。竜王町、東近江市、甲賀市等がそういうような対応をされていまして、その辺も見ながら、近隣市町の動向を含めた中で町として同じような判断をさせていただき、今回は保護者の負担でということで、予算に組み込んでいないというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** 1つ、今の時間外の関係でありますけれども、ぜひこの職員管理の健康管理の面では衛生管理委員会というのが、労使も含めて参画されている会議があると思いますけれども、ここで徹底して議論をしていただきたいし、ぜひその点お願いしたいと思います。ただ、心配しているのは、この勤務は月45時間以上云々というのが常態化していないかどうか、今回だけ特別なんやと、先ほどちょっと言われましたけれども、そうでないということがはっきり言えるのかどうか、ぜひ聞かせていただきたいことと、月100時間、80時間から100時間と言われますけれ

ども、超えている、緊急な災害とかそういった場合には超える場合があるわけですが、そういったことも現実を含めてあったのかどうか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、長寿命化の関係でありますけれども、ぜひ今の委託事業につきまして国の助成でもいただけるように、これはやっぱり町村会も含めてちょっと議論をすべきではないかなということ、要望も含めてやっていくべきではないかなと思いますけれども、その点についてのお考えを聞かせていただきたい。

それから、今回のこの補正予算の中でもありました、西大路鎌掛線の問題でありますけれども、今状況は分かりましたけれども、やはり今現在やられているのはどちらかといえば鎌掛側で、バイパス工事を中心とやられている部分であります。早く現道に面した拡幅の部分に行けば本格的に進んでいくわけでありまして、その中心的なバイパスが相当な時間を費やさなければならない、費用も費やさなければならないということになっておりますけれども、このバイパス的な部分につきまして、切り土も盛り土も含めてでありますけれども、その見通しだけはこの平成31年度でバイパスは全て終わるといことになるのかどうか、その点についてひとつ聞かせていただきたいと思います。

最後になりましたが、教育委員会に黄色い帽子の関係がありましたけれども、私、これを特に思うのは、なぜかというところ、最終的には各自で負担するところが多いという話を聞きましたけれども、逆に町で持とう、市で持とうということもあるわけです。金額でいきますと、小学生、大体入学生は200名弱でありまして、1,000円としても20万円あるかなしということになります。

私、これをなぜ言うかといえば、この入学祝いという、現在日野町は小学1年生も入学祝いという形で木製の引き出しを提供されております。また、中学生についてもそれなりのことをやられているわけでありまして、この施策をやってきた1つの根幹は何かといえば、ちょうど四半世紀、約30年ほど前に日野町同和对策事業をやっておりました。この中で、個別施策については日野町は豊田の地域も含めまして要らない、これを一般施策に変えていこうということで、その部分の浮いたお金を一般施策に変えていく、個別的な施策は、同和施策は要らないということをおっしゃって、日野は率先してそれを一般施策化に切りかえる、その切りかえたお金はどういうところに使うかといえば、小学生および中学生の入学祝いに使おうということで大々的にやったことを私も覚えておりますけれども、これは今なおずっと、脈々と生きている精神だと思うわけです。この精神の中に、黄色い帽子を1つぐらい入れてはどうなのかなというのが私の考え方であって、ちょっと根本的な問題が心配かなということを思いましたので、この点について私の考えを述べたわけでありまして、その点について教育委員会、もしご意見がありましたら聞かせてい

ただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 對中議員より再質問いただきました、職員の勤務状態でございます。

まず、先ほど45時間を超えている課はどんな課かということで申し上げた中で、1つ課が抜けておりまして、建設計画課が抜けておりました。申しわけございません。その中で、議員おっしゃるように年間を通じてどうなのかということで、大体80時間を超えて時間外をしている職員は延べでいうと35人と、月平均で平均しますと大体2人か3人近い数字が出ております。それが1年を通じているのかというとそうではないというところではございますが、多い方が数名おられるというのは現実でございます。そういった部分については、やはり一定業務が特別集中している部分も見受けられるというのが現実ではございますので、そこは課内での仕事の配分なんかを検討していつてもらわないと、なかなか対応としては難しいのかなというふうに思っています。

それから、長寿命化での対応でございます。おっしゃるとおり、全体として、国として国・県・市町での将来の計画を通じて長寿命化が必要というふうな大きな流れの中での策定になりますので、一定そういった部分について、町村会等を通じて要望等して、機会があるということで対応もしてまいりたいなというふうに思っておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 税務課長。

**税務課長（増田昌一郎君）** 對中議員の最初の質問で、答弁のタイミングを見失ってしまいました。申しわけございません。歳入についての質問でございますけれども、質問の方は法人町民税につきまして、3月補正の数字から見れば31年度の当初予算の計上額が少ないのではないかなということだと思います。對中議員の取り上げられました法人町民税ですけれども、ここでは主に法人町民税のうちの法人税割について、少し数字を挙げて説明をさせていただきたいと思います。

30年度の3月補正で法人町民税の法人税割を増額補正させていただきました。その結果、30年度の法人町民税法人税割の予算額につきましては、総額6億9,000万円になります。それに対しまして、31年度の当初予算の法人税割の額につきましては3億9,600万円ということで、かなりの開きがあるというのは事実でございます。まず、その要因の1つでございますけれども、30年度の法人町民税の増額につきましては町内の大手企業の業績が好調だということもあって、増額補正を何度かさせていただきました。この企業にかかわる分が、総額で大体5億円ぐらゐを占めております。

法人町民税といいますのは1つ、これは制度の中身になるわけですが、決

算が終わって法人税の確定申告をされた、それに基づいて町民税も納められるわけですが、あらかじめ予定申告、予定納税という仕組みがございまして、その年の確定申告に基づいて約2分の1をあらかじめ納付されるような仕組みになっております。その関係で、たとえ同じ業績が2年続いたとしても、そのもう1つ前年度に業績が少ない場合ですと、予定納税の額が急に膨らむということがございまして、30年度がまさにそういうケースでありまして、29年度と30年度に比べまして町内の大手企業さんの業績が急激に伸びたこともありまして、30年度は予定納税の額が相当ございました。

ということで、仮に同じ法人税額を納められたとしても、予定納税の分だけで相当額がまず減るということがございます。実際には同じ申告額になっても1億4,000万ぐらいの減収になるのが今の予定納税の仕組みでございます。

それともう1点は、この大手企業さんの場合、業績は引き続き好調を持続されております。ただ、売り上げあるいは営業利益がそのまま、どれだけ法人税の額に影響するかということまでが、なかなかちょっと見込みがしにくいという部分もございます。それから、業績が好調ですので設備投資に回る分もいくらかございますので、そういう部分も見ながら、業績は引き続き好調は持続はされるというふうには見込んでおりますけれども、予定納税の仕組みから減少は避けられないということが1つある、それから、設備投資等に回る部分もあるかということも見込みまして、30年度の最終の補正額と比べてそこはその辺を減額を見込んで、最終的に当初予算を計上させていただいたということで、金額的にちょっと乖離が生じたのは、主にそういうことが原因かなというふうに思います。

それから、大手企業さん以外の分につきましては、30年度、それから31年度につきましては同程度を見込んでいる状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 西大路鎌掛線の完成の見込みはどうかということでご質問いただきました。

現在の鎌掛地先の工区でございますが、31年度中で完成するのかということですが、31年度中での全線の完成は厳しいかなというふうに考えております。県のアクションプログラムでは、全体事業2022年度に完成ということで計画をされておりますが、実際にはもう少し時間を要すかなというふうに考えています。今後、今設計を行っております部分につきましても橋梁整備等がございまして、県の予定しております2022年を少し過ぎた完成になるかなというふうに考えています。ただ、議員も申されますようにバイパス機能として一日も早く利用できるように、工夫をしながら工事の方は進めていきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** 再質問頂戴いたしました。再質問というか、思いということをお聞かせいただいたわけです。

今現在、日野町の子どもさんにつきましては先ほど住民課長が申しましたとおり、140名から180名ぐらいが推移して、對中議員がおっしゃっていただいたとおり200名前後の数を1,000円を掛けますと、20万前後という金額でございます。その中で、近隣の動向を見ながら今回はこのような判断をさせてもらったところでございます。また、議員がおっしゃっていただいたとおり、その大切な子どもさんが入学する思い、その辺についてしっかり町としても受け止めて、この辺がなかなか職員が最近たくさん入ってきた中で、入れかわりの中でその辺の思いをしっかりと下の世代に伝えていくのも我々かなと思いますので、その辺を生かした教育にするように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、日程第2 請願第20号、レスリング環境整備に関する請願についてを議題といたします。

本日まで受理いたしました請願はお手元へ配付の文書表のとおり、1件であります。朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

当請願は、文書表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第3 議第1号から議第28号まで（滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更についてほか27件）については委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託につきましては、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により各常任委員会および予算特別委員会に付託をいたします。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。なお、1時20分から写真撮影をいたしますので、正面玄関にご参集をお願いいたします。写真撮影が終わり次第再開をいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩 12時01分－

－再開 13時30分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

日程第4 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

**4番（山田人志君）** まだ階段を上ってきた息が整いませないので、ぼちぼちと始めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、事前の通告に基づきまして、これより定住・移住の促進に関する提言と日野町くらし安心ひとづくり総合戦略について、一般質問をさせていただきます。

日野町議会では平成28年の6月と9月と12月、それから29年3月、計4回の人口減少対策特別委員会で、また平成28年12月と29年3月、2回の地域経済対策特別委員会で皆さんで議論を重ねて、定住・移住の促進に関する提言を取りまとめて、平成29年5月11日に町長に提出させていただきました。定住・移住の促進というのは、日野町にとっては本当にゆっくりは構えていられない喫緊の課題であるかと思えますし、さらに提言の提出からもう既に2年近くが経過していて、さらに提出した第16期議員の任期もこれで終わるというところで、提言がどのように町政に反映されたのか確認させていただきたいという意味で、一問一答方式でお聞きすることにさせていただきました。

まず町長にお聞きしますが、これまでの町長の在任中に議会から提案、提言がなされて、それが町政全般、あるいは個別の施策や事業でもいいんですが、それに反映されたという事例があれば教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。

**町長（藤澤直広君）** 山田議員から、議会の提言が反映されたことがあるのかということでございますが、これは、今の質問の趣旨は、この総合戦略にかかわってのお話だと受け止めたのですが、総合戦略の定住対策についてのご質問でありましたので、そういう総合戦略についての話というふうに限って考えておったわけですが、今のお話は長い話ということでございますが、当然町といたしましては、総合計画ならびに総合戦略、さらには私が首長として就任させていただいておりますので、私の選挙公約なども含めてどのように町政の中に生かしていくのかということでございますし、そしてその都度議会の中で質疑、さらには一般質問、それぞれの委員会での議論などもいただいているところでございますので、それぞれいただいた意見を生かしているということでございます。

午前中にもありました子どもの医療費の助成の拡充の問題もそうでありますし、日野の歴史を大切にするような町史編さんなど、ダイジェスト版の活用なども

ありますし、住宅団地の開発、さらには道路の建設、雨水排水事業、さらには教育施設の整備、いろんな部分で常日ごろから議会からいただいている意見や提言について受け止めながら、それぞれの施策に反映をさせていくということでありまして、町を前進させていくという意味では町長部局も議会も、基本的には手段の道筋は違うところもあろうかと思えますし、政策が全て一致するというものでもないかと思えますが、基本的にはおっしゃったように定住・移住対策をはじめ、住み続けたい町、住んでみたい町という魅力ある町をつくるためにはそれぞれの行政施策の充実というのは大切なものでありますので、齟齬があるというふうには考えておりませんので、議会からいただいた意見も、そして総合計画、さらには私の思いも含めてこれまでから政策立案の中に反映をさせていただいているというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もともと、通告の意図が一昨年5月の提言ということだけじゃなしに、もう少し広い範囲での事例ということでお聞きしたんですが、今、議会の決議も意見書も、あるいはその質問も含めてお答えいただいたんですが、一昨年5月のように提言書という形で議会が取りまとめて提出したというのは、私はこの4年間ではこの1回しか覚えがないんですが、それ以前でいうとあったんでしょうか。それを教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 提言書というもので具体的なものをいただいたということは、余り記憶がないわけではありますが、議会で決議をなされたとか、一般質問でぜひやるべきだとか、いろんな場面で提案なり要望といいたいでしょうか、やっぱり提案ですね、要望という言葉は不適切だと思いますが、議会の方からご意見を賜っております。

例えば、県道や名神名阪連絡道路をはじめとした大きな公共事業の部分についても、議会と議論をしながら取り組んでまいったところがございますし、私就任のときで言いますと、中学校の建設が大変大きな課題でありましたので、それこそ中学校教育施設の整備に係る特別委員会などの設置もされて議論をされておられますので、ペーパーとしてまとめられたものを明確に覚えているかというところではありませんが、その時々、大きな事業、幹線道路、企業誘致、さらには学校教育、いろんな部分で議会からはご意見を賜って、できる限りそれを反映させていくという努力をしてきたつもりであります。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 私のこの4年間の思いの中でも個別の施策ということでは、例えば雪害対策であるとか、西大路交番の跡地についての意見書に対して対応を考え

ていただいたということがあるかと思うんですが、実は日野町議会基本条例の第2条、議会の活動原則というのが書かれていまして、その第2項には、議会は町民の多様な意見を的確に把握し町政に反映させるため、必要な政策提言等に努めるというふうに書かれています。定住・移住の促進に関する提言はまさにこの原則にのっとったものでありました。

また、同じ基本条例の第5条第5項には、議会は町民との意見交換の場を設けるように努め、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ると書かれております。余りきちっとした形で、提言書という形でまとめがなかったということは、ひょっとしたら議員側ももう少し活動を考え直す必要があるのかというように思うんですが、実は私の会派の名前は三方フォーラムという名前でありまして、ご存じかと思うんですがその名前のおり、個人の議員活動ではこの4年間、とにかく意見交換をやろうということで、延べであります48回の意見交換会をやってきました、ただ、いつも来ていただく対象が限られていましたので、もっと広く、いろんな考え方の意見を聞けばよかったかなと思っております。

こういう議員としての意見交換の努力を重ねて政策立案能力を高めるにしても、もう一方で執行側の、いわゆる政策提言を受ける側の認識も必要かと思うんですが、そこでもう1つだけ町長にお聞きするんですが、今申し上げた議会基本条例第2条第2項、つまり議会の活動原則の1つは政策提言ということについて、執行側はどのように認識いただいているのでしょうか、お聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 議会の役割として、政策提言が大事だというご指摘はそのとおりだと思いますが、基本的に議会の役割ということで、町政執行に対するチェック機能を果たす役割も持っていていただいているということで、予算決算の審査をはじめ、条例の審査をやっていただいておりますし、それ以外の、法令以外の日常の行政執行に対するご意見や指摘等についてもチェックをいただいているというふうに思っております。あわせて、今お話がありましたように町政への提言、意見、こういうこともやっていただいているものということで、これは大事な点だと思いますので、そういう立場で議会に、特に議会において質疑、一般質問、さらには各委員会で議論をいただいていることについては、それぞれ基本的には担当する課長等職員がついておりますので、それはそれを聞いた中で、全体として予算編成をはじめとした中で生かしていくということが基本だと思って、日野町役場においてはそういう形で議会からの意見や提言については受け止め、必要なものについては政策化するということで臨んでまいったところであります。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分かりました。先ほど、あと1回だけと町長に申し上げたんで

すが、あと1回どころか何回も聞くことになりますので、前言を訂正した上でお聞きするんですが、少なくともこの4年間の町議会で提言書という形でまとめて出したのは、唯一貴重な政策提言かなと思っているんですが、この定住・移住の促進に関する提言ということに関して、執行側でその内容を検討するという機会は持っていたかどうか、お聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 総合戦略との基本にかかわる定住・移住対策でございまして、これについてはそれぞれの議会で町が作りしました総合戦略等についても逐一議論をしていただいているところでもありますし、またその中でこうした提案についても当然加味をしているということでもあります。さらには総合戦略の進捗状況等についても施策の評価等を関係課等でやっておりますので、当然その中でこの定住・移住の提言についても、トータルとして議論を関係課の中でやっておるということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 個別の施策の評価の中で、参考にして考えているということでしたが、後ほどそれは個別の施策の中でまたお聞きしたいと思います。

ところで、話をくらし安心ひとづくり総合戦略ということに移させていただきますが、企画振興課長にお尋ねします。

総合戦略全体を眺めてみても、現状分析らしい部分が見えてこないんですけども、それらしいのは3ポツの人口の現状の(3)(4)とかそこら辺で、15行程度あるんですけども、そこらいきなり5ポツの目指す姿というふうになっているように感じるんです。それと、仮に人口ビジョンが現状把握であると、あるいは第5次総合計画の一部を捉えておられますから、総合戦略は、その最初の10ページ程度が現状把握だということと考えるならば、そこからどのような分析をされて目指す姿に至ったのか、その部分を教えていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 今、山田議員がおっしゃったように、基本的には日野町人口ビジョンの中で調査させていただきました分析内容につきましては挙げさせていただいています。特に町の人口の推移等につきましては、今までの従来の世帯ならびに社会増、自然増、そういうようなものを含めてさせていただいていますが、そこで今回の総合戦略自体が、人口減少の中でどうするんだというテーマがあるわけでございます。そうした意味からまずは結婚、子育て世代の意識がどうなのかという問題、それから定住につきましては住民さんの意識もございまして、さらに若い方々の意識はどうかという部分です。そうした部分を中心にさせていただいたという部分でございます。

その中で、その総合計画の中の施策を抽出するといいますか、評価する部分についてそれを反映させる、そしてもう1つ、人口ビジョンの中では、やはりベースとなるものにつきましては国立社会保障・人口問題研究所の方が当時平成25年4月に出しておるわけでございますけれども、それがベースに全国的になっていったという中で、じゃあ町として今、皆さんからいただいたそうした意識調査等の意見を踏まえてどの程度を目標とするのかということで、いろんな分析をさせていただいて人口ビジョンを作成し、それに目指すべき部分としてその総合戦略の各施策を上げてきたという部分が、流れとしては大きいのかなというように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 先ほど申し上げましたように、人口ビジョンにしてもほとんどが現状把握ということで、今課長が一言でおっしゃったいろんな分析と、その中身を聞いたかったわけですし、例えて言うならば、一番簡単な方法でスワット分析とかありますよね。あと最適化の手法とか、いろいろあるかと思うんですが、そうした現状分析がないと、課題の抽出はできないと思うんです。さらに課題の抽出をしない限り、取り組みの優先順位がはっきりしてきません。定住・移住の促進に関する提言では、本当に数少ない機会ではあったんですけども、その議論の中で一応そのような手順を踏ませていただきました。その上で提言のまとめの1つとして、総合計画、総合戦略の施策の優先順位をつけ、中長期戦略として組み立てて下さいと、組み直して下さいということを注文しています。つまり、施策の羅列ではなかなか戦略というわけにはいかないの、優先順位を考えて下さいということなんですが、提言用に施策の優先順位を組み立てるとかいった作業は検討されましたでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 優先順位というのをするということにつきましては、着手できるところからするというのが基本的にございました。その中でその50施策全て、はっきり言いまして進んでいる度合いも違いますし、住民さんで中心になってやってもらうものもございますので、それら全て、行政側がそれを注入したから全ていくというわけではないので、その部分については全て思いどおりにはいかないという部分もございますけども、ただ、申し上げるには、子どもの関係につきましては、やはり非常に出生が減ってきている中でしっかりその部分を押さえていかなあかんということで、子どもの、早期に医療費の補助の関係もございましたし、ファミリーサポートの関係、そういう部分につきましては、できるだけ早く子育ての部分については社会環境を整えようということで、全体として進めてきたということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 基本的にはできないと、できていないところからやっていくん

やけども、その中でも出産、子育てといったところが比較的優先的に考えていると、そんな意味なのかなと思います。この定住・移住の促進に関する提言で、大きな2番の3番で、提言の中では抽出、整理した5つの課題に関して、次の大きな3番の1番で、総合計画と総合戦略に掲げられている関連施策をピックアップしまして、施策への期待であるとか、あるいは環境の変化などで見直しが必要な点、あるいは別の取り組みでできるんじゃないかという可能性などについて、順次提示しております。

今からちょっと順番に聞いていこうかと思うんですが、全ての項目を確認する時間というのはとてもなさそうですし、通告のタイトルどおり総合戦略に絞って、提言がどういうふうに反映されていったのかというのを確認させていただきたいと思うんですが、なお、ここから通告書の8番目までは、いわば4年間のお礼を込めて幾つかの課に順番に質問させていただくみたいなものですので、余り一問一答らしくないということはあらかじめご了解いただきたいなというふうに思います。

まず、文化的資源を活用する仕組みという課題に関連してなんですが、戦略(2)の5、文化的資源にかかわる後継者育成ということにつきまして、提言では講座や学習会といった形式的な施策とは別に、住民の生活の中に自然に文化的資源を浸透させていくことが必要というふうに書いてありますが、提言後に何かしらの施策を講じられたか、ご担当の生涯学習課にお聞きします。

**議長(杉浦和人君)** 生涯学習課長。暫時休憩します。

—休憩 13時49分—

—再開 13時50分—

**議長(杉浦和人君)** 再開します。

**生涯学習課長(日永伊久男君)** 今、山田議員さんの方から移住・定住の提言の中の文化的資源を活用する仕組みについてのご質問を頂戴しました。

教育委員会ではこれまでに町史およびそのダイジェスト版の方を作成させていただきまして、それを教材にふるさと学習であるとか出前講座の方を開催し、地域や伝統文化への理解を深めるとともに、郷土愛あるいはふるさとの意識の高揚に努めてまいりました。また、学校では地域の人材を活用するふるさと絆事業の方を推進しております。それと同時に、公民館でも地域の諸団体が参画する通学合宿などを実施しておるところでございます。このような取り組みによりまして、ふるさとを大切に思う子どもたちを育て、高齢者も元気に暮らしていける地域づくりが進みつつありますので、そういうことによって移住・定住の促進につながっているんじゃないかと思います。

**議長(杉浦和人君)** 山田人志君。

**4番(山田人志君)** 若干のハプニングがございましたが、続けます。

今ご答弁いただいた中で、通学合宿は意味があるんやろうなと私は思います。ただ、通学合宿もスポットの事業ですので、むしろその後の日常的なフォローアップがより大事になってくるのかなというふうに思います。

今の続きで、生涯学習課にもう1点、提言絡みで伺うんですが、戦略（4）の5で、異分野・多世代交流の仕組みということが掲げられていまして、公民館の公募サポーターについて書いてあります。過去の一般質問に対しては、中央公民館だけに公募サポーターを置いているというご答弁でしたが、提言では地区公民館の組織運営の核に据えるような発想が必要ではないかというふうにはしていますが、今後そのような計画や予定はございますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 公募サポーターの件でございますが、今議員おっしゃられましたとおり、今のところ中央公民館での町民大学講座の方で公募サポーターのいろんな方々のご協力をいただいて運営しているところでございます。ただ、地区公民館の方ではなかなかそのような公募サポーターという形がまだとれていないのが実情でございます。

ご存じのように、日野町は地域から選出された実行委員さんを中心とした実行委員形式ということで、公民館活動を中心にしていただいております。ただ、最近では人口減少であったり高齢化というのが進行しまして、なかなか実行委員さんのなり手が無いという実情がございまして、これまで日野町が伝統的に進めてまいりました実行委員方式というのがなかなかうまくいきづらい状況が、今できておるわけなんですけれども、そういう中で公募サポーターの必要性というのが言われているわけなんですけれども、その公募サポーターの位置づけといたしますか、企画から実行までというか、運営までという、最初から最後までをしていただくというのが基本ということなんです、そういうふうな公募サポーターですとなかなか手が無いので、公民館の方ではそういう形では一から十までしていただくサポーターさんというのはないんですが、例えば企画段階だけいろんな知恵をいただくサポーターさんというか実行委員さんとか、あるいは実際の運動会とか文化祭の、その事業運営のときだけにご協力いただける方というのも、そういうようなシステムをつくっておられるところもあります。

また、最近では公民館事業というよりは公民館の活用の方法ということで、西大路地区なんかですと近江日野産茶によるまちづくりということで、地域の歴史や伝統を生かしたまちづくりに取り組まれているところもございまして、公民館と多少離れるか分かりませんが、東桜谷地区の移送サービスとかいう、そういう高齢者の支援活動を公民館を媒体といたしますか、公民館をつながりいろんな団体の方とか個人さんがつながって、地域の課題を解決するためにいろんなことを考えて意見を

出し合って踏み出そうとされていますので、こういう動きというのは非常にいいことだと思います。そういうようなのがつながって、より住みやすい地域になれば、今住んでおられる方もここに長く住みたいと思いますし、よその方が見られたら、日野町はいいところだなというふうに思われて移住ということも考えられるんじゃないかというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 生涯学習課長が今おっしゃっていただいたように、地縁型の延長の実行委員というのはそろそろ限界に来ている自治会とか集落もあるようでして、それを解消する意味でも、あるいは別にプラスの意味で地域や世代を超えた交流と、これもおっしゃっていただきましたが、という意味でも公募サポーターというのはそれなりの意味があるのかなというふうに思います。

その関連で、戦略の（4）の1について、これはご担当は企画振興課だったと思うんですが、伺うんですが、進取の町の推進の一環で、これは文化的資源ということに限らずの話になってくるかと思うんですが、先人の知恵を受け継ぐための自治会を超えた交流の活発化ということ、提言の中では言っています。提言提出後のこの2年間で、具体的なそういった取り組みの事例があれば教えていただきたいと

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 進取のまちづくり事業につきましては、年に1度大きなテーマで、住民さんの啓発も含めてさせていただいているところもございますけれども、小さなところで申し上げますと、出前講座は地域というか自治会が単位でございますけれども、その中でも今、先ほどおっしゃった自治会での行き詰まりの部分も含めて、ご相談も含めていただいています。

そうした中でお話をさせていただくのは事例です。先進地でこういう事例をされている、そういうことについて一度こういう考え方を持って行って、一遍話し合っただけじゃないかというような形で、進取というのは実際にはもっと、先進地よりも1つ前のところをとらなあかんののでしょうか、なかなか現実として抽象的なものになってしまうので、先進でそういう取り組みをされている部分について具体的にこういう取り組みが、こういう話し合いができるんですよと、こういう事例もあるので一度こういうことを相談されたらどうですかという形で、先進事例をもとに具体的にはお話をさせていただいているというのが現状でございます、大きい先の、若干抽象的やけどもこういうことを目指すのか、今後はという話につきましては、大きなテーマでの講演会の方をさせていただいたり、そういうような形でさせていただいております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** その先進事例というのは、例えば町外、県外じゃなしに、町内の事例を紹介して、町内のよその集落ではこんなことをやっていますよみたいなことで、その結果、自治会を超えた交流につながると、そんなこともあるんでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 出だしは恐らく町外という分が多うございますけれども、実際にそれを参考にされて取り組まれた、その取り組まれた中でこういうことがもう既に始まっていますよと、こういう話し合いをされていますよという話も含めてさせていただいていますので、その刺激度としては、町外の話聞くよりは町内にこんなんしてはるのかと、こういう話になってきますので、刺激としてはそちらが強いかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** よく分かりました。

次に、提言の大きな3番の1番、(2)子育てに優位な環境という方に話を移させていただきます。

戦略(3)の5、または8に関しては、子育て世代が交流をしているというだけでは限界がありますよということを理解した上で、交流の場からビジネスモデルに発展させる必要性ということ提言させていただいたというふうに思います。女性活躍支援施設「ぼけっと」は、どちらかという行政施策として整備されるもので、この提言とは逆の流れということが言えるかと思えます。

そこで、子ども支援課に確認なんですけど、これは午前中に池元議員からも質疑の中で出てきましたが、行政施策として、「ぼけっと」のように手厚くする一方で、地区ごとに自発的、自主的に活動されている既存の子育てサロンが自立していけるように、維持できるように、そのモデルを示すべきだと思うんですが、どう思っているのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま子育てに優位な環境に関連してご質問いただきました。

子育てに優位な環境ということで、まず、保育を必要とする者が安心して子どもが預けられるということやら、教育・保育・子どもの遊ぶ場所の充実、福祉医療の充実など、多様な施策が求められています。このような中で、保育園での待機児童を出さない取り組みとかという中で幼稚園での預かりなどを進め、待機児童を生まないようにということ、そしてまた子どもの遊び場については、現在の松尾公園に整備中の子育て広場が親子が集える場として活用されるように、今後も努めていきたいというふうに考えています。また福祉医療費については、子どもの医療費助成

の対象年齢を段階的に引き上げてということで、31年度予算にも計上をしているところでございます。

そんな中で、各公民館におけるサロン活動なんですけれども、町といたしましてはやはり各公民館のサロン活動が活発に、自立した活動をしてもらえるような取り組みを進めていかなあかんのかなというふうな思いをしております。しかしそんな中で、いろんなことに関連して同じなんですけど、やはり役員のなり手が無いということで、サロンに参加することで役員を引き受けざるを得なくなるのが怖いので参加しないというような声も聞いているところでございます。なので、私たちはどうにかそのところを手助けできないのかなと、何かヒントを持ってもらえないのかなというふうなことを思っています。

今現在、各サロンの人に集まっていたいただいてまして、役場の関連する課の職員も集まって、子育てしゃべろう会ということで、年5回から6回集まっていたいただいて、そんな中でいろんな交流をして情報交換をしてもらっているんですけども、そこをもう少し進めていけないのかな、そういう中で自信を持ってもらえるような取り組みができないのかなというふうな思いはしています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 確かに宇田課長がおっしゃったように、子育てサロンは役員さん次第です。子育てママさんが役員さんをされていて、その辺の意識によってすごく濃淡があります。子育てママさんは当然卒業がありますから、すごく意識の高い方で何でも自主的にやる世代もあるし、その方が卒業されたら民生児童委員がお膳立てをしないことには何も始まらないというときもあって、非常に濃淡があるんですけども、それをきちっとモデルを維持できるように示してあげないと、これは以前に委員会でもお話したんですが、一方で行政が手厚くする施策が割と近場で、そういうことが見えてくると、段々自主的な意識というのが薄れていくんじゃないかという心配をしていますので、その辺はぜひご配慮いただきたいというふうに思います。

それと、子ども支援課にもう1つお尋ねするんですが、提言では総合戦略には子どもの貧困対策に関する具体的な対応は書かれていないということを指摘させていただきましたが、その点についての考えをお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 子どもの貧困に対する問題でございますが、大変大きな社会問題として取り上げておりますが、日野町といたしましても昨日の質疑でも虐待の問題などがあったんですけども、どうしてもやっぱり貧困とつながるところは大変大きなところがございます。そういう意味からも対応が必要になっていきます。

現在日野町においては、貧困対策として目に見えるものとしたしましては、最近では社会教育や少年センター中心となって学習支援ということで、これは中学3年生の方に限ってですが、学習支援の活動をいただいております。そしてまた、就業の支援ということも大変大切になるのかなというふうなことも思っております。そういうことにつきましても、これも今度の新しい「ぽけっと」も1つそういうことの力にはなるのかなと思っております。いずれにいたしましても、子ども支援課だけでどうにもなるものでもありません。日野町役場全体となって、各課が貧困ということに対して意識を持っていただく中で、総合的に取り組んでいくことが重要ではないのかなというふうな思いをしております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 子どもの貧困対策では、貧困の世代間の引き継ぎという言葉も言われますので、そういう意味ではおっしゃったように就業対策ということも大事なのかもしれません。

ということで、次、提言3の1の（3）で、仕事の間ということでも話を移させていただくんですが、提言の中で戦略（1）の3、企業誘致に関しまして、民間の工業用地開発などを積極的に誘導しながら、例えば半官半民で支援するような取り組みということも提案させていただきました。今、実際に鳥居平から松尾地先にかけて、大規模な民間開発が計画されているようです。そろそろ環境アセスに入るぐらいの時点なんですか。その中で具体論になるんですが、町の役割、町行政の役割について、商工観光課に確認させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 鳥居平工業団地につきましては、現在1社が既に操業いただいております。敷地、平場の面積が約4万6,000平米ある区画につきましても、開発事業者にお問い合わせが来る場合、そして町の方にいろんな、仲介で取り扱われる業者さんとかというような形で問い合わせをいただいている状況です。その都度情報を共有しながら現場の案内とかいうことも時には出てきますし、そういう形で企業誘致につなげていきたいなという思いでございます。

町の方では県の産業立地推進協議会、そういったところにも参加しております。大阪や、県内でも企業さんを招いての情報交換会もございます。そういった場合にはデベロッパーという開発事業者さんであったりとか、いろんな事業者さんとながりを持たれている企業誘致、企業立地について協力をされている事業者さんのおいでになりますので、そういった方々とできるだけ名刺交換なりでいろいろ日野町の状況をお伝えする中で、できるだけ日野町に誘致ができるように、情報発信にそれぞれの立場で取り組んでいる状況でございます。

県の方におきましても、県下での工業用地が少なくなっているという、そういう

状況もございまして、いろんな場面でも、先日も全国の滋賀県人会がございまして、そちらの方にも紹介をいただいて、鳥居平の記事を載せていただくなどの取り組みを県としても協力をいただいていますし、そういう形で民間は民間での情報発信がございましてしょうし、行政は行政としての役割としていろんな情報発信をして、いろんなつながりの中で紹介をいただくという形で取り組みを進めていかなければならないものだと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 言い方がふさわしいかどうか分かりませんが、セールス部分を担っていると、そういうふうには解釈すればいいのかなというふうに思います。

戦略1の（1）の3の関連で、もう1つ教えて下さい。企業と異業種間の交流に関する提言の中で、一般社団法人近江日野交流ネットワークと、地元企業との組織的な連携ということが書かれていますが、そうした事例はあるのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 近江日野交流ネットワークにつきまして、どういった地域での組織間の連携ができているのか、事業者さんとの連携ができているのかということでお尋ねいただきました。

近江日野交流ネットワークが主に取り組んでおります修学旅行などの教育旅行につきましては、当然引率の先生方もおいでになります。当然そうなりますと、先生方の宿泊であったり食事場所であったり、そして学校さんによっては近江鉄道なりをご利用いただいて入っていただく、そういった場面でそれぞれの事業者さんとの協力というものは、既に長年の経験の中でできているという状況でございまして。先生方につきましても、時には万病感応丸はないかとか、そういうオーダーもございまして、そういった形でいろんな商店さんの方にはご案内をして、つながりを持たせていただいているということがございまして。

例えばの話でございまして、JAさんとの間でも今協議を進めているんですが、合間の時期になりますと野菜というのは家庭でつくる、調理を一緒にする、料理の材料も不足してきますので、そういったところでの連携ができないかということも検討を加えているというところでもございまして。最近では企業研修というものも、非常に興味を持っていただいている部分もございまして。町内企業さんの中にも何か地域貢献ができないかということで、先日も近江商人の話を聞いていただく、そしてホームステイを受け入れている家庭へのデイスティでありましたりとか、そういうことで日野町のよさというものも知っていただく、そういった形で企業さんとの連携も随時進めているという状況でございまして。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** JAさんとの連携は、広い意味で組織的な連携ということにな

るのかもしれませんが、例えば教育旅行と商工会とか商店街とかが連携するとか、そんなケースはあり得るでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 今現在につきましては、具体的に組織立って商工会さんと何か連携する、商店街さんと連携して、例えばいろんな割引のことやとかも、いろんなことを含めて調整するということが可能なのであろうというふうに思いますが、そこまでは実際はできておらないというのが実情でございます。ですけども、それぞれの受け入れ家庭ではそれぞれ食材を、近江牛の切れ端を買うとか、いろんな形で、そういうふうな形でもいろんな地域の商店さんにつながっていただく、できる限り子どもたちが、食材をどうして田舎の地域が仕入れているのか、そういったところも一緒に買い物に行ったりという形で、どういう形で売られていくのか、そういう人と人の関係も含めまして、子どもたちも一緒にめぐる機会をつくることで地域とのつながりを持っていく、そういう形で取り組んでいる状況です。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 仕事の間をつくるということで、もう少し何点か伺いたいと思うんですが、戦略（4）の4、コミュニティビジネスについてなんですが、ビジネスモデルづくりに関する役場のノウハウの蓄積を、その状況を、進みぐあいを教えていただきたいということと、これに関連して、空き家を使っての創業というのは結構ハード、ソフトのノウハウが本来要るんですよね。その提言の中では民間の専門的なノウハウを取り込むようにというようなことも言っているんですが、この戦略（4）の4のご担当は企画振興課になってはいるんですが、商工観光課で答えていただいても結構ですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** コミュニティビジネスのビジネス化ということで、どういうふうなものがあるのかということは、やはり研究というのはしていかなければならないものだというので、この間いろいろと研究といいますか、勉強させていただいたなというふうに思っています。

先日、山田議員もご厄介になりましたけども、地域経済循環コーディネーター養成講座というものがございまして、県下でもいろんな地域内での連携をして、コミュニティビジネスを発展させていかれる事例を学ばせていただいたところでございます。そういう、日野町の今の現状でどういったことができるのかということ、いろんなところの地域を見させていただく中で日野町に置きかえて、同じことはできませんので、やはり日野町やったらこういう展開の違うことができるん違うかということ、これを研究している段階といいますか、そういう段階になるのかなというふうに思っております。現実にはコミュニティビジネスといういろんな見方があります

が、そういった形で既に事業をしていただいている団体もございますので、そういったところの連携というの、どういうことができるのかということについて今後考えていかなければならないものというふうに考えています。

空き家などを使う創業であったり、起業であったりという現状につきましては、そのノウハウというのはなかなか難しいところがございますが、今できていることといたしますと、起業される、創業される方から町なり商工会に相談があった場合、何に困っておられるかということについては、何を相談されているかというところはやはり的確に捉えるということが非常に重要なことやなと思っています。そういう中で空き店舗をご紹介させていただき、またそこで働かれる従業員の方が子育て中の方でありましたら、そういう形で役場庁内での連携をする中で創業いただきやすいようにしていく、そして、なかなか事例は少ないですが、空き家を使って創業される方につきましては、一定町の方も創業支援の制度をつくらせていただきましたので、そういった形でできるだけご利用いただきやすいような取り組みを進めなければならぬというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 町内でも空き家を使ったビジネスというのは何件か生まれていますので、そういった実際に空き家の中でご商売されている方の失敗体験も含めた経験談というのは結構ノウハウになってくるのかなと思いますので、その辺の取り組みとか連携も、ネットワークも図っていただいたらいいのかなと思います。

次に、戦略（1）の7の、日野菜のブランド化なんですけど、ブランド化には六次産業化が必須条件というふうにも提言で書かせていただきました。このことは9月議会の一般質問でもお聞きしましたが、改めて農林課に日野菜の六次産業化の可能性についてお聞きしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 日野菜の六次産業化についての質問でございます。

六次産業化ということで、生産者、加工、そして販売に結びつけるというような事業での取り組みになってこようかと思っております。日野菜に関しましては、昨年4月にJAで加工施設が竣工し、そして日野菜の作付面積を10ヘクタールに増やすというような目標の中で、第一次産業的作付、日野菜をつくる春作、秋作というような部分での裾野部分を広げていく取り組みの方を進めていくというような状況でございます。

日野菜の生産拡大にあたりましては、JA、町、日野菜の生産部会、そして滋賀県の関係者等が毎月拡大のための会議をしております、その中で、日野菜の生産に係る部分での協議、相談等々をしているわけでございます。そして、加工という部分につきましては、日野菜の加工場で、本来長漬けであったり切り漬け、そして

また最近では日野菜のドレッシングについても新たな取り組みといたしますか、以前は商工会でされていた部分をJAの方で受けてやっているというようなことでの取り組みの方も進めていただいております。

そして、販売等々につきましては、京阪神であったり商談会等々ございます中で、レストランであったりとか、日野菜の青果も含めましての販売促進に努めてきているというような中で、生産から加工、販売に至るまでの中身の中で、取り組みを今進めているというような状況でございます。その中で、日野菜につきましては地理的認証ということで、日野原産という部分での地理表示といたしますか、日野が誇れる日野菜であるというようなことを対外的にも示すというようなことでの申請手続の方も、JAさんの方で取り組みを進めていただいているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 六次産業化という意味では、今のご答弁はちょっと突っ込みどころ満載なんですけども、時間の都合もありますのであんまり、流しておきます。

あと、仕事の場ということで、総合戦略には書かれていない情報機器、情報技術を用いた仕事の場づくりについて提言してあるんですが、これも商工観光課、また企画振興課でお答えいただきたいんですが、例えばIT環境を整えたようなコワーキングスペースみたいなものの施策というものは考えられないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** サテライトオフィスの部分も含めてのお話だと思うので、そうした環境を整える部分を一定行政も担いながら、民間の力をかりながらと、こういう形になってくるのかなと。

先例の事例で申しますと、非常に徳島県の神山町とか、それから和歌山の白浜町とか、そういうところの事例がございますけども、何が一番必要かといいますと、まずは情報関係で言いますとネットワーク、いわゆる情報ネットワークの整備がまずされていないといけない部分がございます。その社会的資本の部分をしっかりするという部分と、もう1つはその環境面、例えば白浜であればご存じのとおり温泉があったり、それから海があったり、日野町にも自然はございますけども、そういう部分で言いますと特化した部分とかいろんな、日野にも宝はございますので、そうした部分が利用できないかというのは、今後もこれは続けて、当然していかなんことですし、今も抽出していくべきだと思いますけども、そうした部分で実際どこまで社会資本として整備ができるのかという議論がまだできていない中で、ちょっとまだそこまでは実際にはできていないというのが現状でございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 次に進みます。

提言3の1、(4)の住む場所をつくるということでお聞きするんですが、戦略(2)の9の空き地の活用という部分については、何といたしましては提言後に西大路の宅地開発という事業が決まったことがトピックだろうなというふうに思います。この件は昨日の質疑でも一部お聞きしましたし、細かな点は特別委員会でもあろうかと思しますので、ここでは建設計画課に1点だけお聞きしたいと思うんですが、貴重な市街化区域ですので開発することは理解できるんですが、なかなか理解できないのは、そもそも町単独事業でもできそうな事業をなぜ県の土地開発公社に任せることになったのか、お聞かせいただきたいと思います。

**議長(杉浦和人君)** 建設計画課長。

**建設計画課長(高井晴一郎君)** 西大路地区の宅地整備について、なぜ公社に委託したかということでございます。

この事業につきましては、当然宅地整備をするというのも1つの目的なんですが、それができた後の地元の対応であるとか、いわゆるつくるだけじゃなくて、いかにそこに人を集めるかということも1つの課題かというふうに考えております。基本的には、正直なところいわゆる宅地整備、ハードの事業についても町が、それからそれをどういうふうに定住するように進めるかというのも町がというふうになりますと、なかなか業務的にも厳しいというのもございました。言われるように、規模的には町でもできる規模かとは思いますが、基本的には宅地整備をするだけじゃなくて全体を見たときに、整備については当然実績もございませぬ県の土地開発公社の方にお任せをして、工事の方はお任せするので全然関係ないというわけではないんですけども、それにも絡みながら整備ができた後の、いわゆる宅地をどういう形で売るか、それからどうして活用していくか、その辺についても同時に進めたいということもございましたので、いわゆる整備、それから販売については公社に委託をするという方向で決めさせていただいたところです。

**議長(杉浦和人君)** 山田人志君。

**4番(山田人志君)** あんまり理解はしがたいんですけども、いずれにしても昨日の質疑の続きとともに、今の話も続きは特別委員会の方でまたお聞きすることになるかと思しますので、ここではそれ以上の深掘りはやめておきます。

このお礼を込めた質問もちょっと、あんまり時間がなくなってきておりますので、予定の質問を飛ばして、あと1つ、戦略(1)の10の高齢者の生きがいということでお聞きしたいんですけども、提言の中に地域の支え合い事業に関連して、生活支援と地域の合意形成と、地域と一緒にやってみようということも書かれているんですけども、そこで各論についてお聞きするんですが、これは昨日堀江議員、あるいは後藤議員からも質疑があった話ですが、東桜谷地区では以前から高齢者の移動サービスを検討しておられまして、新年度の町予算にはわずかですがその経費

が計上されています。一方で、東桜谷がモデルにされたのは、もともと米原市の大野木であったと聞いておりました、その大野木は行政からのノウハウのサポートは受けたとしても補助金は受けない主義なんです。お金は受けない主義でして、その延長線上で、移動サービスについても昨年9月に陸運局の認可を受けられて、いわば本物の輸送業者にならったというようなところがあります。つまり、日野町のやろうとされていることと、もともとモデルにされた米原市とは真逆の方向に進んでいるところがあるんですが、この根っこにある考え方の違いというのは何なんですか。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** 大野木地区と東桜谷地区の移動支援の、取り組みの際の違いといった点であろうというふうに思いますけれども、基本的には補助金に依存をせずに、利用者の皆さん方からもご負担をいただきながら自分たちの思いでそういったものを運営していくという、そういった発想というもの、そういったものは大野木地区とまず大きな変わりはないというふうに思っております。ただ、こういった事業を広めていきます中で、運転手の方に利用者の方の保険代、またボランティア保険なども負担をいただきながらということはなかなか難しゅうございますので、そういった面で保険代と、そして若干の事務費ということで、1人1日130円なり150円の補助金を出させていただこうというふうな計画をしているということでございます。

この東桜谷地区のおしゃべり会の皆さんは、平成29年度にこの大野木地区の方に視察に出向いていらっしゃいます。私はこの大野木地区の方に寄せていただいたことはございませんし、また直接講演なんかも伺ったことはないんですが、大野木の方に行かれた皆さん方のお話なんかも伺っておりましたり、あるいはいろいろと資料を見せていただいておりますと、もちろんこの東桜谷地区のおしゃべり会のメンバーの皆さんも各方面でご活躍いただいている方ばかりでございますけれども、大野木地区の場合はもと県の幹部職員であった方が、経験豊富な方がそういった運営にも携わっていただいているということで、かなり経営力の高いレベルの方がかかわっておられるということで、大野木まではというような印象を、視察に行かれた方はお持ちになったようでございます。また事業規模も多角的に展開をされておられるということでございますし、移動支援と他の事業とを一体的に運営できるというような側面があるということでございまして、そういったものから若干の難しい面があるのかなというふうに思っております。この東桜谷のおしゃべり会の方では、この大野木地区だけではなくて、あいとうのふくしモールでございまして、高島のたすけあい高島、また朽木村といったようなところで事業を展開されている幅広い事業の取り組みなんかも視察をされます中で、当面は法人化し

た、そうした確立した組織を目指さないというようなことで協議が重ねられているようでございます。

昨年の6月でございましたか、東桜谷公民館の方に住民ボランティアの方々と、移動支援を進めておられます関西STS連絡会の柿久保先生を迎えられまして、研修会を開かれました。私、その研修会には寄せていただいたんでございますけれども、その中で大阪府の太子町の取り組み事例なんかも紹介をされておられましたので、補助金の制度につきましてはそういったところの例も参考にさせていただきながら、今回この制度をつくらせていただいているというようなことでございます。米原市の方では、確かに大野木地区のことを見込んで補助金制度は既にもうできておりますし、ただ、そういうことについては利用されていないというようなことは伺っておりますけれども、全体に、全てにマッチした形ではなくて、大野木は大野木、東桜谷は東桜谷というように、それぞれに手法があってもいいのかなというふうには思ったりもしております。大切なのはそれぞれの地域に見合った、またこういったことに取り組みたいというふうな思いをお持ちの住民有志の方々の思いに沿った中で、そういった仕組みをつくっていくことが大切ではないかなというふうに感じております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 確かに、地域の特性ということを尊重すればいいんでしょうけども、要約すると、要は社会経験の差みたいなものなのかなと、ご答弁は。であるならば、その経験とかノウハウをサポートしてあげるのも行政の役割かもしれないということは申し上げておきたいと思えます。

ここから通常の一問一答のパターンに戻ります。提言の大きな3番の2では、総合戦略を効果的・効率的に実践する体制や考え方について整理しています。そのうち、(2)の人材育成については平成29年12月議会で、(4)の地域運営組織については直近の30年12月議会で、また、地域とかがかわる職員については昨年6月議会でそれぞれ一般質問のテーマに挙げさせていただきました。残っているのが1番目の中長期戦略を持つということと、2番目の組織のダイナミズムということなんですが、そのうち1番目に関連して、昨年12月議会で、堀江議員の一般質問の中で企画振興課長は、総合戦略は国や県から言われた雇用とそれから交流、出産・子育て、暮らしの安心、この4項目に入る施策を並べたもので、それらを積み上げていったら大きな目標に向かうのではないかというようなご答弁をなされましたが、それは言い換えれば法律で言うまち・ひと・しごとの下に施策をぶら下げたというようなことだと思うんですが、それではまち・ひと・しごとの上にあるロジックは何なのか、何の目標に向かっていくのか、その辺を企画振興課に伺いたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** 今、山田議員からご質問ございました。

いわゆる仕事、人の出会い、そして結婚・出産・子育て、それから地域の安全、そうした部分が項目として挙がって、これは国とあわせて云々の話をさせていただきましても、これに至るまでの、当然ロジックと申しますか、理論、戦略がございまして、まち・ひと・しごと自体が、国民一人ひとりが夢や希望を持って潤いのある豊かな生活、安定した地域社会を形成するというのが一番の大きな目標でございます。そのためにはということで、その地域社会を担う個性豊かな、多様な人材を確保する、これが人でございます。その人もあるけども、地域における魅力ある多様な就業の機会も必要なんだよと、それを創出しましょうということで、このまち・ひと・しごと創生というのは、そういう地域社会をつくるために、その人材と、それから仕事をしっかりとやっていこうやないかというようなことで目標を掲げているわけでございます。

それと一緒に日野町も、当然同じように、いわゆる安心して暮らせる地域をつかって、そのもとで地域のコミュニティーとか文化、産業がつかれる、そうした町を目指しましょうと。そのためにはいわゆる人と人がつながって顔の見える関係、そうした中で地域をよくするために自分たちの考えで、自分たちで行動していただける、そのためにそういう人材を発掘、育てよう、もしくはともにやろうというのが、これが人です。そしてもう1つは、いわゆる地域にある資源を生かす、そうしたことで地域内の経済循環を活性化しようやないかと。これが1つの仕事として町も位置づけた中で、それを国とあわせると、そういうような形で町もその4つの項目で精査していただいて、こういうような形、今現在の5次の施策を展開させていただいていると。こういうような部分で若干は説明が不足でございますけども、基本的にはそういうロジックの中で進めさせていただくということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 後段の部分はよく分かりますし、なかなかよいご答弁やったのかなというふうに思います。ただ、もうちょっとストーリー感があればもっとよかったのかもしれませんが。ただ、今やりとりしていますように、まち・ひと・しごと自体はロジックツリーの中ほどにあるものですよね。本来は現状分析や課題抽出によってどんな町を目指していくのかという大目標があって、そこからまち・ひと・しごとまでブレイクダウンしていくものだろうと。そうでないと戦略にならないのかなと思います。

この提言の中では中長期戦略として組み立て直すことと言っていますが、ちょっと念押しみたいで恐縮なんですけども、この提言したことの意味を企画振興課は理解されていたでしょうか。もう一度だけ聞かせて下さい。中長期戦略として組み立て直すことの意味を理解していただいていたでしょうか。もう一度だ

けお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** これをどこまでと言われると、ここの部分をどれだけ読み込んだかとおっしゃる部分だと思いますが、現実の問題としましては、実際には中長期と申しますと、やはり町の方では総合計画というのがどうしても頭に入ります。ただ、中短期で申しますと、この総合戦略というのは中短期で何とか取り組まんらん計画であったんだというように私は理解しております。今回のいわゆる提言の中身というのは、おっしゃるとおり優先順位をつけて、そして中長期的にしっかりと戦略に向かって戦術を練っていくんだということだと思っております。その辺については実際に出だしから、はっきり言いまして総合戦略を何とかつくて県の支援を受けて、一步でも進めるように早くやれという部分がございましたので、ちょっとその辺の山田議員のおっしゃっていただいたところに追いついていない部分があるのかなというふうに理解しております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** そんな難しいことを言っているわけじゃなしに、簡単に言いますと、優先順位とそれから大目標を定めてストーリー感を持つと、それだけのことなんですけども、ぜひそのように考えていただくようにお勧めしたいというふうに思います。

残る（2）の組織のダイナミズムということですが、これは副町長にお聞きするのがふさわしいのかなと思うんですが、担当課の垣根を超えてダイナミックに動いているような仕事の事例があれば、教えていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（高橋正一君）** 担当課といいますか、それが設置されているにあたりましては、法律とか条例に基づいて分野別、専門的なことをしていかなあかんと。そういうためには課を組織してするということが非常に大事なことでございます。その中で、今おっしゃられました課を連携してやっていく、それから町の組織全体として動かなければならない仕事、当然こういうのはあるわけでございます。例で言いますと、例えば子育て支援とかいうのにつきましては子ども支援課や福祉保健課、学校教育課が横断的に連携・調整しながら各種の施策に取り組んでいるということや、また空き家・空き地の対策、それから滞納対策、また少し業務内容が異なりますが、災害対応ですとか除雪対応、そういうところについて、これが必要であって有効であるという施策については横断的な対応をしているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** もともと認定こども園については、国の内閣府のようなものが町にはありませんので、連携せざるを得ないという部分があるんですが、一方今から始まる女性活躍支援施設ですけれども、これについては子育て支援ということはもちろん中心にあるにしても、就業ということでは労政ですし、それと、昨日の質疑で結構理屈っぽい聞き方をしましたけれども、簡単に一言で言うならば、働くことだけが女性の活躍なんですかということを知りたかったんです。そういう解釈をすればもっと枠組みが広がりますし、守備範囲が広がります。そういう意味で副町長にお聞きするんですが、女性活躍支援施設はどんな体制でやろうとされていますか、教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（高橋正一君）** 女性活躍施設につきましては、昨日の質疑でもございましたが、基本は子どもの支援ということと、それから子育てにかかわっておられる女性の方々の就業支援ということを基本に進めるということだと思っておりますので、子ども支援の担当の課と商工観光課というふうに思っておりますが、おっしゃられましたように女性、子どもたちを育児している人だけの女性のことなのかと、そういうこともございますし、そもそも子育てをしている女性だけが対象なのかと、そういうこともございまして、それは女性活躍施設という名前とは少し離れるかも分かりませんが、全体としては就労支援というものも必要かと思っておりますので、中心の課としてはその2つの課を考えておりますけれども、それぞれの行政施策に基づいて、連携して進めていかなければならないというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 今年1月に、議員研修で石川県七尾市役所というところを視察させていただいたんです。ここは定住・移住対策の先進地で、参考になるような話をいろいろお聞かせいただいたんですが、私がその中でおもしろいなと思ったのは、今年から定住・移住の担当がこれまでの企画部から産業振興課にかわったというふうにおっしゃっていました。これは多分、日ごろから組織のダイナミズムを発揮していないとなかなか出てこない発想なのかなと感じましたので、ぜひ副町長も参考にいただければというふうに思います。

今回議会からの提言に基づいて、戦略には大目標に向かう方向性、それから優先順位ということで、前提で質問させていただいていますが、もし現行のまち・ひと・しごと創生法がこのままであれば、恐らく次期の総合戦略を策定する機会があるかと思っております。そこで、町長にお聞きするんですが、仮に次の総合戦略をつくる機会があれば、前回の策定の考え方、あるいはやり方を変えるつもりがあるかどうかお聞かせ下さい。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 総合戦略につきましては、先ほどのお話もありましたように総合計画という大きな枠組みがあって、その中で中間的といいたいでしょうか、限られた分野で総合戦略があるということでもありますので、そのつくる時期、タイミングもあるわけではありますが、現在総合計画の策定事務に取りかかっておりますし、今回総合計画の根拠条例もお願いをしているところでありますので、総合計画策定の中でしっかり議論をしていくと、その中で必要に応じて総合戦略についても組み立てをしていくということで、また懇話会委員の皆さんなどと相談をして議論をしていきたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 12月の特別委員会でもこれは申し上げたことですが、総合計画に関しても地方自治法の義務はなくなったので、総合計画は基本構想の部分でとどめてもいいんじゃないかと。それ以降の基本計画から、枝葉については総合戦略で書くこともあり得るんじゃないかというお話もしましたが、ぜひそれも含めて柔軟に考えていただければというふうに思います。

今回の関連の質問で、最後の方で町長にお聞きするんですが、日野町は15年前に合併をしない町を選択しました。それ以後、日野町が合併がなかった小さな自治体としてやってこれた努力とは何なのか、教えていただきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 今ご指摘のように、日野町は住民の皆さんの多くの議論と熱心な議論を通じて合併をしない町という宣言をして、この15年間の歩みを進めてまいりました。そもそも日本国憲法の中における地方自治の本旨というのは、自分たちの町のことは自分たちで考え行動するという、地方自治体を応援するというか、きちっと位置づけるということが地方自治の本旨でありまして、そういう意味では大きな都市も小さな町村も、さらには大都会も農山漁村もあってこの国は成り立っているということが大原則であるはずであります。今回の平成の合併というのは、合併しないとやっていけないというおどしをかけて国や県が強制をしてきたところに大きな問題があったと私は認識をしておりますが、町民の皆さんは議論を通じて見事にそうじゃないんだと、自分たちの町のことは自分たちで考えて行動するんだという、地方自治の本旨をしっかりと踏まえた行動をされたということで判断をしてこられたということであると思っております。

そういう意味では、大きな町であっても小さな町であっても、この国において地方自治がしっかりと運営されるような地方財政対策をはじめとした国の施策も講じられなければならないと思っております。日野町は2万2,000の町でございますが、町村レベルでいえば決して小さい町ではないわけでありまして、小さい町だからということではなくて、今現在この国において大きな町も、大きな市も財政

的に大変でありますし、人口も減少しているということで、これは共通の課題であります。そういう意味では、日野町は日野町の特性を生かして住民の皆さんと連携を図りながら、自治の本質をしっかりと理解をして、顔の見える環境を生かして、役場行政が住民の皆さんとともにまちづくりを進めていくということは大変大事でありますし、その気風がこの町には昔からといいたいまいしょうか、以前から脈々として受け継がれているからこそ現在のこの町が運営されているんだと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 町の機運は分かりましたが、質問させていただいたのは、小さな自治体として努力してきたことは何なのかということをお聞きしたんですけども。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 小さな自治体だからということではありますが、先ほど申し上げましたように、現在の地方財政をめぐる大変さの財政的な問題は、大きな都市も小さな町も同じように大変な状況にあるということだと私は思っておりますので、それともう1つ言いましたが、決して1,700の市町村のうち、日野町が小さな町ということでもないわけでありますので、大小にかかわらず、地方財政の状況やいろんな課題に対する状況は、この国で一定共通の部分もあるのではないかと思っております。

あえて、その中で日野町が努力をしてきたということは何なのかということになれば、限られた厳しい財源の中で、持続・発展可能な町をつくるために行財政改革もしながら、限られた人員体制の中で住民の皆さんとの協働を大事にしてきたということと、やはり規模が小さいがゆえに、住民の皆さんと顔が見える関係を生かした中で行政施策を推進していくと、このことが努力といえれば一番大切にしてきたことだと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** 分からないでもないんですが、なかなか質問の意図が伝わらないようですので、質問をもっと具体的に変えてみます。最後の最後にもう1つ教えて下さい。

自治体問題研究所が、小さくても輝く自治体フォーラムというのを多分、主催されていると思うんですが、町長はその自治研の理事もされたと思いますし、町が総合計画でお世話になっている只友先生も長く理事を務めておられると思います。その関係で教えてほしいんですけども、小さくても輝く自治体フォーラムで聞かれた先進的な事例というのを1つか2つ、あればご紹介いただければありがたいんですけども。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 先進的な事例といいたいまいしょうか、何をもって先進とするのかは

難しいんですけども、いろんなところで、小さくても輝く自治体フォーラムに参加している自治体の皆さんは、やはり行政と住民が協力をして事をなしていくと。行政頼みでもないし、お上目線でもない。一緒に協働して町をつくっていくんだと。主人公は住民であって、役場行政はそれをともに支え、そして参画しながら進めていくんだという、こういう地方自治の本旨をしっかりと踏まえた中で行動をしていくというのが一番大事な共通点なのではないかなというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 山田人志君。

**4番（山田人志君）** どうも町長とのやりとり、議論はふわふわと流れていきますので、この辺でやめておきます。

私は、世の中の出来事って全てバランスがとれるものやと思っているんです。これを自治体の平成の大合併ということに例えて言うならば、合併した町は恐らく合併の際に、それまで50年、60年、戦後からつくってきたシステムを全部白紙に戻さなアカンということに相当な、多分努力、苦勞をされたと思うんです。その分、白紙に戻った分、その後のまちづくりの絵は描きやすかったのではないのかなと思います。ただ、白紙に戻って何も描かなかった町もあるにはあるんですけども。

一方、合併しなかった町は、当然その合併に係る苦勞はなかったと思うんですが、しかし小さな町が活性化していくためにはそれ以上の、かなりの努力が必要になったのではないのかなと思っています。先進事例と言われる自治体は、これは町長もおっしゃいましたけども、大きな町も小さな町も、合併した町も合併しなかった町も関係ありません。両方あります。したがって、合併の有無自体が直接要因ではなくて、先進事例に共通するのはどこかで苦勞や努力をしたことと、それと結果としての成果、効果というものが結果、バランスどりされているのかなと、私はそういうふうに思っています。その中で、合併のなかった小さな町の先進事例は例外なく明確なビジョンを打ち出して、その実現に向けて思い切った努力をしてきたということ、どうかももう一度再認識されるように。

それとあわせて、定住・移住の促進に関する提言をもう一度読み返していただきたいということをお知らせ申し上げまして、また、この16期4年間の、執行側の皆さんに本当にお世話になったことをお礼申し上げます、今回の私の質問を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、2番、後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** それでは、16期議員として最後の一般質問に臨ませていただきます。

先ほど、山田議員さんの方から16期最後の一般質問になるので、各課を全て渡り歩くようにお尋ねしますということでございましたけれども、私は逆に、今日を含めて16回一般質問に立たせていただいたうちの、そのうち10回で農林業や獣害対策

を扱ってまいりましたので、今回は寺嶋農林課長さんには申しわけないんですけども、その問題に絞ってお尋ねしたいと思います。また、課長さんには先日お話ししましたけれども、便宜上、この質問に1番から8番まで番号を振っておりますけれども、これは便宜上として、この流れに沿って一問一答を進めてまいりますので、1番、何々の質問についてというふうにはお尋ねしませんので、よろしくお願いたします。

それでは、早速質問に入ります。

後継者不足や減反の廃止、日野菜や北山茶に代表される特産物振興の難しさ、また、新規就農のハードルの高さなどの理由によって厳しい状況にある日野町の農業、また、平成36年度より国税として1人年額1,000円の徴収が始まる森林環境税に先立ち、平成31年度より間伐などを実施する市町村や、それを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）される森林環境譲与税の導入や、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムとして、同じく平成31年度より導入される森林経営管理制度、これらの新しい制度によって日野町の森林環境や森林経営は改善されるのか、さらに、農業、林業にとって大きな障壁となり、その食性によって大きな問題となっている鳥獣被害、日野町の基幹産業が抱えるこれらの問題について、一問一答方式にしてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですが、後継者問題についてどのような対策を講じておられて、それで成果はあらわれているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。また、今後の見通しについてもあわせてお尋ねします。

**議長（杉浦和人君）** 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 後藤議員より一問一答にての質問でございます。

1つ目でございます。後継者問題についてのご質問でございます。

農業後継者の対策につきましては、地域の担い手の育成に取り組んでいるところでございます。意欲ある農業者や営農組織に対しまして、研修会の開催や補助事業の相談・支援を行っているところでございまして、国庫補助金による機械導入につきましては、担い手の経営強化が図られているというふうに思っております。また、耕作者がいない農地につきましては、農地中間管理機構を通じまして担い手へ集約ができるように進めておるところでございまして、平成29年度は約18ヘクタールの農地が、担い手に集約ができておるところでございます。さらには、集落におきましても地域の担い手や農地利用などの将来ビジョンを描きます人・農地プランの作成の方を働きかけておられて、平成29年度末には町内で20の集落や地区で人・農地プランの方の作成をいただいているというような状況でございます。

今後も農業者の減少というのは続くと予測はされますが、意欲ある農業者や営農組織が今後も地域の担い手として頑張ってもらえるように、引き続き支援の方を進めてまいりたいというふうに考えています。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、意欲のある農業者や営農組織に対して、研修会の開催や補助事業の相談・支援などを行っておりというふうにおっしゃっていただいたわけですが、こういう研修会とかをやっておりますから、意欲があったら来て下さいという姿勢でやっていただいていると思うんです。例えば、今は農泊というんですか、以前民泊と呼んでおりましたけれども、今、農泊は一社の近江日野交流ネットワークさんがやっておりますけど、以前は商工観光課さんが主導的にやっておりますと思うんです。そのときには、こういう民泊、農泊をやっているから、やりたい人は手を挙げて下さいじゃなかったと思います。1軒1軒訪問されて、お宅はやりませんか来てくれました。うちも来てくれました。ですから、今から8年前にその仲間に加わらせていただいたわけですが、そこでできるとしたら、なぜ農業の後継者問題についてもご自分から足を運んで、前は課長さんもお越しになりました。そういう動きを見せて、何とか後継者をつくってほしいという意欲を見せられないのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 後継者への支援・相談について、足を何で運んでいかへんのかというようなことのご質問でございます。

先ほども人・農地プランというようなことでも答弁させていただきましたが、集落の農地について、集落でどのようにお考えをいただくかというようなところの働きかけも行っておるところでございます。まずは集落で農地と人をどういうふうに結びつけていくかというようなところの方を、推進を進めているようなところでもございます。その中で、それはそれで推進をするとして、あと意欲ある農業者等々につきましても、個別にというよりは広く研修等々の内容をお示しする中で、人に言われて来るんじゃないかと、取り組みをされる個々それぞれでの自己発奮といえますか、それぞれの意欲でもって取り組みをいただきたいなというような思いもございまして、あなたどうですかというようなことでの声かけというのはさせていただいていないというような状況です。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、伺っておりましたら、何かえらい余裕を持って後継者問題に対して捉えていらっしゃるように私は思えて仕方ないんですけども、ちょっとこちらのパネルをご覧いただきたいと思います。皆さんのお手元にも資料が配付してございます。日野町の農家戸数と農家の平均年齢の推移という表の方をご覧下さ

い。

これ、平成17年には農家が日野町に1,295件あったわけです。これは5年ごとに統計をとっていらっしゃるということですが、その5年後になりますと、平成22年には1,078戸になっております。一番直近で統計をとられたのが平成27年ですが、もう1,000戸を切りまして、910戸になっております。この10年間で、約400戸弱の農家が消えちゃっているわけです。これ、かなり私にとっては切羽詰まった問題、そういう数字に見えるわけですが、実際先ほどお話ししましたように、これから頑張っただけで民泊を始めようというときには1軒1軒と訪問されたような、そういう切迫感といいますか、切実感というのは必要なんじゃないかと思うんです。

おまけに今、農業に従事していらっしゃる方の平均年齢を見てみますと、平成17年には66.7歳、これでも決して若いとは言えませんが、だったものが既に72歳に、平成27年にはなっているんです。今平成31年ですから、もし今統計をとったら、もっとこれは高くなっていると思います。こういう状況にあるのが今、日野町の農業の後継者問題の実態なわけです。これを見ると、非常に私にとっては切実に思いますけれども、課長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** ただいま農家戸数であったり、その取り組みの平均年齢が過去5年ごとの数字でもって、減少になっているというようなことのお示しでございます。

農家戸数につきましても、今お示いただきましたように、世界農林業センサスというような統計資料の中での、販売農家の戸数という部分でのお示しをいただいたところでございますが、この数字をとって見ましても、この販売農家戸数といえますのは耕地面積は30アール以上、そして農産物販売金額が50万円以上の農家というような線引きもございしますが、いずれにしろ農家ということでの戸数というのは減少をしていると。当然農家戸数が減っているということになってきますと、それを構成します世帯人員の減少も、当然のことながらしていつているのかと。それに絡めて、農業に従事される方の年齢も、これでいきますと若い人が出ていかれて、あとはもうご高齢の方が農業をやっておられるというようなことになってきているのかなというふうに思うところであります。

農業につきましては、大規模的な農業ということで国の施策なりは、取り組みと申しますか、方針、方向は持っておられるわけですが、昨今では小農宣言というような形の中での小規模的な農業が本来の農業を維持する根幹であるというようなことの発言と申しますか、取り決めと申しますか、内外的に公の機関が示されたというようなところでもございます。

農家戸数が減っていつているということに関しましては、獣害の対応も含めまし

てという部分と、あと農地の耕作的な条件等々もある中で、確かに減ってきているという部分もございますので、何とか農家戸数が減る、取り組みの面積が減るという部分を、どこかで減少の速度、傾きを和らげるといいますか、抑えるというようなことの施策も必要になってくるというふうに思っております。どういう形で取り組むかという部分につきましては、町であったりJAであったり滋賀県であったり、関係機関が集まる中での方策会議の方も開催もしておりますので、その中で一定協議なり、方向性を今後も詰めていく必要があるなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** どこかでと言うんだったら、私はどこかって、今だと思えますけれども、今何とか手を打っていかないとこの先、坂道というのは転がり始めれば始めるほど加速がついてまいりますので、なかなか手を打っても、なかなか焼け石に水ということになっちゃってからは遅いというふうに思いますので、一日も早いうちに、やっぱり手だてを考えていかなければいけないのではないのかなというふうに思います。

昨年の暮れの、12月議会の一般質問におきましても、私、農業問題を取り扱いましたけれども、その中でこの後継者問題についてお尋ねしましたときに、後継者問題というのは一口に言いましても農家1軒1軒にやっぱり理由があって、事情があるというふうに思いますということをお話したと思います。でしたら、その1軒1軒の農家さんに対して、お宅は後継者がいらっしゃるのか、お宅はいらっしゃらないのか、こういったことを把握していただく必要があるのではないかと、一まとめにして後継者が減っているだけでは、どこのお宅にいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、あるいは後継者がいないのであれば、その理由がいろいろあると思うんです。本当に子どもさんがいらっしゃらないご家庭も確かにあると思いますし、そうかと思えば、農業をやっているけど食べていけないから農業以外の職業につかれるという、そういうお宅もあるかもしれません。あるいは、大学に行ってほかのことを勉強したら農業よりもっと進みたい道が見つかって、そっちに進まれる、そういうお子さんがいらっしゃるというお宅もあるかもしれません。

私、この後継者がいらっしゃらないお宅何件か訪問しまして、すごくショックを受けた理由があります。そういうお宅が実は多かったんですけれども、本当は継いでほしいけれども、機械もたくさんそろえているし継いでほしいけれども、ただ今、この農業で食べていけない現状を見たら、私の子どもに継げとよと言わんと。こういうお宅が、一番聞いた中で多かったです。これ、非常にショックです。こういう現状はやっぱり何とかしないといけないと思うんです。

もう1つのパネルをご覧くださいと思います。これ、日野町農業の生産額と戸別所得の推移でございます。農業生産額が平成17年には、日野町、31億あったと思

いますけれども、これが10年後の平成27年には23億2,000万円。これ、約8億円ほど減っちゃってるわけです。戸別所得額になりますと、平成17年に39万5,000円あったものが、平成27年には30万円に落ちております。周りを見ておりますと、会社に勤めたりしてお仕事をしていらっしゃる方、そんなに大きく所得が上がっていないかもしれませんけれども、平成17年よりは27年の方がお給料も若干増えていらっしゃると思います。物価も、国の政策もありましてじわじわと上がってきております。そういう中で約10万円所得が落ちたら、この農業というものを職業として選ぶと、なかなかよっぽど勇気がないとこれは選べないと思います。これが今の現状でございます。

去年の12月議会でもお話ししましたように、1軒1軒、やっぱり個別の事情があると思います。こういったことについて、あれから何カ月かたちましたけれども、1軒でもお尋ねされた農家があるかどうか、また、全体の中で本当に後継者がいらっしゃる農家が何件あるかお調べになられたかどうか、これも含めてお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** ただいま、生産額とあわせましての、個々の農家の聞き取りをしているかどうかというようなご質問でございます。

この農業生産額が10年前の平成17年と平成27年の数字のお示しでございます、これについても確かに減少はしております。この数字の中には農業の生産物と、あと畜産部分も含まれておりますけれども、全体的には減じておるといような状況でございます。各集落個々にということでございますが、個々にいような聞き取りというのは、私の方では正直させていただいてませんが、農業委員会、農地利用最適化推進委員さんとの今年度にかけての取り組みでございますが、農地の集積をする等々の話の中で、各地区別に集落の方にお伺いをいたしまして、それは主に農業組合長さん中心になる会議の中でございますけれども、その中でそれぞれ各地区が抱えますところの問題であるといようなところの発言等々ございました。その中では、やはり獣害の問題があるなといのと、あとやっぱり後継者、跡を継いでくれる者がいやへんなといようなことのお話が、それぞれ農業組合長さんの方から各地区の状況の報告をしていただいているといような状況でございます。

直接には、個々の農家の方にはお聞きはしておらないんですけれども、集落をまとめていただいています農業組合長さんからもそのような話をお聞きしているといようなことで、各地区によって度合いといのは変わりますが、おおむね後継者いやへんなど、自分ができる間は何とかするけどもといようなお話が多うございました。そういうことを受けて、次、さあどうするねんといようなところ辺にもなるんですけれども、個々にとってはなくなっていくという部分になってきます

けども、そうしたらその土地については、集落の部分は、次、集落の中でどのような土地、農地を守っていくかというような部分で、農地・水の対策事業の関係、交付金関係もごさいます中で、それぞれの集落の中でまずは考えていただきたい、何かんや取り組みをお願いしますよというようなことをお伝えもしているようなところでもあります。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 何度も農泊の話を引き合いに出して非常に恐縮なんですけれども、先ほど農林課長の方から、集落の方で考えていただくという部分もありますからというお話でしたけれども、集落の方に例えば、ここここは後継者がいないというような情報が、集落営農なり営農のないところでも、集落の方で把握していらっしやるんでしょうか。それが把握できているんなら、なぜそれを農林課の方でもう1つ把握しようとされないのかちょっと疑問ですし、農泊のときでしたら、その地域、その集落で既に農泊受け入れ家庭になっていらっしやる方にご近所を紹介して下さいと。誰さん、誰さんいらっしやるけれども、この家はちょっと病気のお父さんがいらっしやるから、子どもを泊めることはできないそうですよという情報を得られたら、そしたらそこにまた商工観光課の方が足を運ばれて、だったら泊めることは無理であっても、お昼間農業体験だけでもさせてもらえへんやろうか、どこどこと組んでやってもらえへんやろうかというお話まで1軒1軒尋ねていらっしやいました、商工観光課が。だったら同じように農林課もできるんじゃないかと思うんです。

集落にお任せしているからとか、農業はやっぱり民間の1つのご商売というかなりわいなので、その家のことに口出ししないという方針があるのかもしれませんが、この日野町をはじめ地域の集落の多く、農業を中心にしてきた集落というのは、農業のおかげで今日があるというところが非常に大きいと思うんです。ですから、農業というのは私、産業の1つと捉えられないこともないけれども、それよりは、農業というものがその基幹産業であると同時に、今までこの町が存在してきた根幹に位置するものやと思います。今まで農業のおかげで存続してきたのであれば、これからやっぱり農業に対して恩返ししていく時期になってきているんじゃないかと思うんです。そしたら単なる産業として見ずに、農業をここから先も継続させていくためのあらゆる努力をしていく必要があると思います。だからこそ、農業という各個人の家がやっていらっしやるものに対して、こうやって税金を投入しているいろいろな施策も打っていらっしやるんだと思いますし、この辺についてどうお考えになっていらっしやるのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 農業が基幹産業であるというようなことのお話でございま

して、確かにそのとおりでございます。

農業は基幹産業ではありますけれども、その農業の取り組みにあたっては、ほぼ一部の方を除いてはそれぞれの農家の方がそれぞれの家の理由といいますか、思いの中で取り組みをされてきているというところが実際のところかなというふうに思います。

その中で、町の方で1軒1軒、おまはんところはどうや、どうしてるねん、どうするねんというようなことの確認といいますか、確認をしてどうするねん、こうせいやというようなところまでの、入り込んでいくというところまでは考えていないというのが実際のところなんです。役場がどうのこうのというところの部分もありましようけれども、それぞれの農家があって、それを所有する農地があって、その集合体の集落があって、そして地区であったり日野町の農地を形成しているというような状況ですので、まずは個々の農家であって、それを取り巻く集落である、農業組合の方も当然自分の集落の中の耕作の状況ですので、状況については一番よく知っておられるというふうにも思っておりますし、役場が入って行ってというよりは、まずは集落の中での取り組みもどうしていかなあかんというような中で取り組みの方も考えていただけたらと、その取り組みの中でのどうしていこうかという相談についても、役場の方でも相談に乗らせていただくということは十分させていただきますので、まずは自分のところの農地を自分らでというようなことの中で、人に言われてやるんじゃないで、どうしていこうかというような部分で取り組みをしていただけたらなというような思いでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 1軒1軒尋ねて確認を入れると、確認を入れるわけじゃないと私は思うんです。現実、私どもも田んぼをしておりますけれども、私どもの周りも農家ばかりです。多分、課長の竜王町のあたりも農家の方が多いと思います。ですけれども、実際年をとって農業ができにくくなってこられた、ちょっともう、これは困ったなという人が多いんです。

でも、ほかのお仕事と違って農業というのは、もう今日でやめるわとなかなか言えないもので、これはもう理由はお分かりのとおり、田んぼを何枚も持っていらっしゃって、今日でやめると言うたら、この田んぼはどうするんやという話になりますよね。機械もたくさん買っていらっしゃる方、これは明日からどうするんやと、今までやってきた生活のパターンといいますか、こういったものが完全に変わっちゃうわけです、農家をやめるから、もう田んぼは草がぼうぼうでもほっといていいのかといたらそうじゃないですから、じゃあ草刈りからどうしていくのかと。ですから、実際農業が後継者のいない家というのは困り事だらけなんです。何とかしないといけないと、みんな1軒残らず、多分思っていらっしゃると思います。で

すから、そこに対して何とかしようと思えば、膝を突き合わせて話していくと、これ物すごい大事な姿勢じゃないかと思います。

民泊、農泊だって膝を突き合わせて、今の福本課長が参事のころでいらっしゃるとか、今は教育委員会にいらっしゃる加納治夫さんとか、こういった方々が1軒1軒来られたから私らも受けていますし、だから私のところも受け入れ家庭になったという方がほとんどです。だから今、180軒余りの受け入れ家庭が農泊の方もできているわけです。これ、今みたいに、やりたいんだったらどうぞとかいう姿勢で待っていらっしゃったら全然こんなに増えていないし、日野町は農泊の町といってよそから視察が来るような、こういうシステムやこういう町になっていなかったと思います。

こういう部分で、もっと考えていただく方法があるんじゃないかと私は思うんですけれども、何度お話ししてもできない理由しかおっしゃっていただけないような気がしてきましたので、ちょっと話題を変えてみようと思いますけれども、40年間ずっと減反政策というのが続いてきたわけですけれども、今年度、この30年度よりついにこれが廃止されました。この影響と対策、そして今後の見通しをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 減反政策が今年度から廃止されたと、その影響と対策等々についてのご質問でございます。

平成30年度からは、国による米の生産数量面積の配分が行われなくなりました。国からの需給見通しの情報を踏まえまして、生産者の主体的な判断によることになってきております。このことにつきましては、県内では滋賀県の農業再生協議会が引き続きまして県全体の生産目標の提示を行いまして、それを受けまして各市町の農業再生協議会へ米の生産目標を通知されているというような状況でございます。日野町の農業再生協議会ではこの通知を受けまして、町内の各集落に米の生産目標が通知をされておるところでございます。国の関与がなくなりましたも、需給に応じた生産の重要性は変わらないというものでございますので、町内の各集落では米の生産目標を目安に、需給に応じた米の生産に努めていただいているところでございます。米の生産にあたりましては、今後も日野町の農業再生協議会の方針の中で、その方針に沿って取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 減反のなくなった影響は小さくないと思いますので、各農家さん大変だと、これから思いますけれども、そういった中で環境こだわり米、環境こだわり農産物、こういったものについても補助が出るのかどうかというのが危ぶまれていた時期もありますけれども、先日、私、近江八幡の男女共同参画センターで

行われました農政フォーラムに出席してまいりました。ここで、地元選出の代議士さんでいらっしゃいます小寺裕雄衆議院議員、また同じ滋賀県から出ておられます、財務副大臣をやっているいらっしゃいます上野賢一郎代議士、こういった方のお話を伺っておりましたら、こういった先生方のご努力によって環境こだわり米が補助が継続、今年も来年もいただけるようになったということで、非常にありがたいことだなと思いますけれども、この環境こだわり米の今後の農産物の継続の見通しというものをちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 環境こだわり米事業の継続の見通しということでございます。

今後の見通しについては、情報の方は上部の方からはいただいておりますが、おらないんですけれども、米作をしていく上には今と同じような事業体系というのは必要であると思いますし、継続した事業をとっていただきたいというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 先行きについては不確かなものもございますので、不安が残るわけでございますけれども、ただ、先ほど表で、パネルで見ていただきましたように、この10年間で戸別農業所得も39万5,000円から30万円ということで、10万円も落ちています。これ、物すごい痛手やと思います。それに比べて今度、かかるコストは増えておりますし、さらにどんどんIT化が農業の世界にも入ってきておまして、機械も更新していかないといけない、こういうことにもなってきているというふうに思います。

そういった中で、ご存じのようにTPP11というのが今、これからそっちに日本の農業も向かっていくのかなという感じであります。これに対しては賛成の方もあるし、反対の方もいるし、人それぞれによって受け止め方は違うと思いますが、ただこっちは向かって始まっていっているのは事実でございます。だったらやっぱりこういったものを活用して、ちょっとでも所得を上げていくように考えていかないといけないと思うんですけれども、このTPP11について、日野町の農家さんに対して説明であるとか、これに乗っかっていくためにはどうしたらいいのか、こういった研修会などを催されたことがおありになるかどうか、またそういう予定がおありになるかどうか、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** TPP11に関しましての情報提供であったりとか、それに絡めての事業対応はどのようなかというような質問であるかというふうに思います。

TPP11につきましては、世界的な話の中で、環太平洋という中の11カ国での貿易の障害をなくすというような部分の中で、米であったり牛肉であったりバターで

あたりというふうなものの関税を徐々になくすというふうなものであるというふうに認識をしております。その中で、米については日本の主要産物であるというふうなことから一定の歯止めがかかるかとは思いますが、今までどおりにはならんやろうというふうなことの中で、日本の基幹産業でありますところの米づくりという部分でありますので、そういう部分から言いますと、確かな米づくりができるような補助制度であつたりというものが今もありますけれども、今後も継続をしていってもらふ必要があるというふうにも考えておりますし、TPP11が発効してから補助制度が変わつたと、悪くなつたというふうなところの話は、今のところは聞いておりません。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 米づくりというのは、やはりこの日野町の農業にとって根幹をなすものでございますので、非常に大切なものだと思いますし、絶対継続していかないといけないものだと私も思って、熱意を持って立ち向かわせていただいているわけでございますけれども、ただ、現実を見ていきますと、お米だけで何とかやっついていこうと思うと非常に厳しいものがございます。ですので、やっぱりお米以外の農産物についても考えていかないといけない時期になってきているんじゃないかなと思います。

特に、このTPP11なんかが始まってきまして、これから輸出をしていくと、農産物を輸出していくということを考えたときには、お米も確かに重宝がられているお国もございますけれども、日本の野菜や果物というのは中国とか東南アジアでは非常に高値で取引されておりまして、そういったところへ向けた取り組みというのも必要になってくると思いますし、先日二之湯参議院議員のお話をちょっと聞く機会がございましたけれども、お話を聞いておりましたら、これから日本の輸出していく農産物にお茶を真剣に考えて下さいとおっしゃっているんです。お茶というのが非常に重宝がられていると。お茶は各地域によって、国によって好みが若干違うそうです。これに対して、どこの国ではどういうお茶を好んでらっしゃる、こういう国の方々はこういうお茶を好んでらっしゃる、こういうところをしっかりと把握した上でお茶を栽培する、あるいは輸出していく、加工していく、こういうことに取り組んでいけば日本の農業、また日野町の農業も未来がちょっと明るくなっていくんじゃないかというふうにおっしゃっていらっしゃいました。

ちょうど日野町北山茶、ここの特産物でございますけれども、後継者の問題でこれも非常に困つたわけでございますけれども、北山茶も今、日本の中でもう1つ後継者不足もあつて、認知度が高まっていないということもございますけれども、こういった、逆にチャンス、機会として捉えて打つて出るということも可能なんじゃないかと思つておりますけれども、このお茶だけじゃなくて、米以外の農産物を輸出に向

けて考えていくということについてはどのように捉えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** TPP11に絡めまして、米以外、野菜であったりお茶であったりを、好機と捉えて輸出に向けての対策を講じたらどうやねんというような質問やというふうに思っています。

確かにTPP11の発効をされたことによって、入ってくる方にも関税がかからない、出す方についても関税がないという部分につきましては、非常に輸入されやすく輸出されやすいというような状況になっているのかなというふうに思います。輸入がされやすくなったということは、それだけ海外のものがたくさん入ってくる、そうすると国内の価格相場等々のこともございます。輸出するにあたりまして、今までの関税がない分安く出せるということにもなろうかと思えます。

その中で、それぞれの国に向けて輸出をしていく、規格等々、品質等々の問題もあるかと思うんですけども、そのことについては大きな国という枠組みの中で、一定のルール化づくりをしていただく中で取り組んでいくべきなのかなというふうにも考えております。日本の中の1つの生産者が頑張るぞ、やるぞということの意気込みがあったとしても、その意気込みだけでは世界に向けて出していくという部分はなかなか難しいというふうに思いますので、やはり大きな枠組みの、日本の枠組みの中でしっかりと体制づくり等していただいて、海外に負けないようなものづくりの補助金といいますか、国内の生産基盤をしっかりとするような補助金をいただく中で、体制づくりをして土台づくりをやって、そして海外に打って出るというような流れといいますか、そういうふうに向いていくべきなのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 海外の方が欲していらっしゃるものがどういうものをまずはリサーチするところから始めないと、なかなか何をどういうふうにつくって、どういうふう加工して出していけばいいのか、そこに至りませんので、そこから始めていけないといけないので、簡単な問題ではないと思いますけれども、TPP11が始まりまして日本に入ってくるものが増えてきたということは、今課長おっしゃったように出ていくこともできるわけでして、とにかく何とかしてでも農業収入を増やしていかないと、本当に日野町から農家がいなくなっちゃうという、非常に切羽詰まったところまで来ておりますので、何とかそういうことも含めて考えていただきたいというふうに思います。

また、昨年国連の小農宣言というのがございまして、これ、日本は棄権いたしましたので、そのとき私、非常に残念だなというふうに思っていたわけですがけれども、

そこに至った経緯や事情などをお聞きしておりましたら、納得もいくところまでいきませんが、ある程度は事情も理解できましたので、全て残念がっているわけではございませんけれども、ただ、小農宣言にありますように、小さい家族経営の農家さん、こういったものも非常に大事なんですけれども、大規模法人であるとか企業さんが入ってきて、農地を効率的にコストを抑えて耕していく、こういう姿勢もないと、なかなか農業が生き残っていく道というのは小農だけでは難しいような気がしますので、これは両輪必要なんじゃないかと思うわけですが、平成28年の4月1日に施行されました改正農業委員会法に基づきまして、農地の集積化や集約化の推進に向けた農地利用最適化推進委員さん、いわゆる農業推進委員さんが平成29年の7月20日より設置されました。これにより、農地の集積化や集約化は日野町では前進しているのでしょうか。また、今後の見通しについてもお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 農地の集積化、集約化につきましては、平成29年12月に農業委員と農地最適化推進委員の合同の全体推進会議を開催して以降、平成30年の5月から6月にかけては地区別の農業組合長会議の開催を行い、7月からは地区担当の農業委員と農地集積化推進委員が集落別説明会を順次開催の方をしております。また、活動を進めるためにアンケート調査を行い、先般各集落へ集計結果をお返ししたところでございます。これらの活動の積み重ねによりまして、集積化、集約化については前進をしていくものというふうに考えております。

なお、今後の見通しにつきましては、現在行っております集落別説明会が、多くの集落でも取り組みを進めていただいているところでもございますし、集落の話し合いによりまして農地の課題解決が図られますように、引き続き取り組みの方も進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** アンケートなどを行われて少しずつ前進しているということを今、お話を伺ったわけですが、今行っていらっしゃる取り組みで、本当に集積化って進むんでしょうか。

どう思っているのかお聞きしたいんですけども、例えば、私どもの地元の鳥居平であるとか、お隣の小野さん、こういうところを見ますと中山間地にして、棚田に近いような田んぼが多いわけです。これ、集積化して何とか大規模法人などに入っただけだとしても、はっきり言って無理です、今の状態で。中間管理機構にいくらお願いしたところで、あそこで農業をやってみようという法人は多分、なかなか手を挙げてこれないと思いますし、地元の人が手を挙げていらっしゃるぐらいですので、もうバンザイしていらっしゃるぐらいですので、そうい

う中でやっていこうと思ったら、集積化を果たしていくためにはやっぱりほかに方法があるんじゃないかと思うんです。アンケートとかで意見を集約するというだけじゃなくて、そういったデスクワークだけじゃなくて、ロジックだけで解決する問題じゃないと思います。

例えば、大きい機械を入れて大規模にやっていこうと思ったら、当たり前ですけど農道を広くしないと、今の農道では機械が入れないところ、山ほどあります。また、小さい四角くない田んぼが結構あります。こういった田んぼもきちんと区画整備を進めていかないといけません。田んぼというのは個人の持ち物ですので、これに対して税金でやっていくというのはと言っているような時代は、もう終わったんじゃないかと思うんです。農業はもう半民半官といいますか、そういう感覚で当たっていかないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。しっかり水が入るように、田んぼに、そして入ったら今度は抜けないようにしていかないと、私どもの例を挙げて恐縮なんですけど、私どもの田んぼでも今年、コンバインが入れなくて手で刈った田んぼが2枚以上あります。こういうところに集積化して農業法人入ってきて下さいと言ったって、ちょっとこれ、難しいです。こういった現場で解決しないといけない問題が山ほどあることは、多分農林課さんもお分かりですし、現地で農業をやっている人はみんな分かっていると思います。そういうところで、ロジックだけいろいろ頑張っても考えても難しいんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 今取り組みを進めております集積化につきましては、農地を持っておられる方と耕作をされる方が相対で契約等を交わしてはおられるんですけども、ここでの集積という部分には書面以上の取り交わしがされておられないというような貸し手、借り手の方が多々おられますので、まずはその方々に、言うたら口約束でされておられる部分がありますので、その部分をきちっとした書面化をしてもらおうというようなことを、まず最初にしていくというようなことでの集積化を今、進めておるところでございます。農地の大規模化であったり、あと、農道を広げる、田んぼに水が入らない等々の問題もありますけれども、各圃場によってはそれぞれの特性、特質があります。そういう中で今後、大規模化という部分に向けましては、一定大規模化するというような補助事業もございます。それにつきましては、農地中間管理機構を使って農地の集積をしていくというようなこと、一定の制約がある中での取り組みというような事業要件でもございますので、その事業を進めていくという部分につきましては、おいおいとご相談をさせていただく機会も今後出てくるのかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 水が入る、入らないはその地域地域の特性があるからということでございますけども、でもと言うたら申しわけないんですけども、40年、50年そこで農業をやってこられた方がてこずっていらっしゃるような田んぼを、新規就農した人に、さあここを貸したるからやってみと言ったって、これ、40年、50年の人が難しいと言うているところ、素人にはなおさら難しいわけですし、そういった田んぼがたくさんあるわけですし、現実には。私らもそれで手を焼いている田んぼ、ございます。こういったものに対して、そこにはその特性があるんだからと、だけど農業を継続しようと、これは難しいと思うんです。

農業に向かない土地なのであれば、例えばこれ、建設計画課さんの話になっちゃうかもしれませんが、都市計画法の市街化調整区域になっておりましたも、公が主体的に入っていけば、これについても緩和したり一定の住宅を建てる、そういう方向に向かわせていくことも可能であるんじゃないかと思うんですけども、そういうふうな農地を転用していくとか、そういうことも考えていって、とにかく空き地になって草ぼうぼうになってしまわないような、何か考えていかないとはいけません。そういうところで農業をしていくというのは非常に難しいと思います。これについていかがお考えか、お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 日野町の農地について、各所でそれぞれ大きな田んぼであったり、あとまた山合いの田んぼですと非常に狭小な田んぼであったり、そしてまた水が入りにくい、シケル、フケルというようなことのお話も耳にいたします。そのような中でも農林課の方の立場といたしましては、いかに農地を守って行って、農業をできる範囲で継続していただくというようなことの中で、いろんな事業を進めていっているというようなことになってございます。農林水産省の補助金を使って農地を造成し、それをまた開発等々の中で、市街化調整区域であるけども一定の手続を踏んで用途を変えるというようなことも、なきにしもあらずでございますが、今の私のこの立場から言いますと、そういうところまでの考えには至っていないというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** いずれにしても、このまま放っておきましたら本当に草ぼうぼうのところばかり増えていきまして、農業そのものよりも景観も悪いですし、これ、治安上もよくないですし、草ぼうぼうのところになりますとイノシシや鹿が隠れるところが増えていきますので、獣害はひどくなる一方ということになっていきまして、いいこと1つもありませんので、何か抜本的な変革といいますか、対策というのが必要になってくるのではないかというふうに思いますので、そのところ、よろしくお願ひしたいと思います。

農業の話ばかりしてきましたけど、ちょっと林業のことについてもお伺いしたいと思います。

平成36年から森林環境税というのが始まるわけですがけれども、先行して来年度より森林環境譲与税が自治体に譲与されるわけでございますけれども、この譲与税の譲与基準はどのようなもので、誰が基準を判断するのかお聞きしたいと思います。また使途に、使い方に制約というのはついているのか、またこの譲与税の使途の公表は行われるのか、この辺もお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 森林環境譲与税の譲与基準等に絡みますご質問でございますが、森林環境譲与税の譲与基準等につきましては、その配分につきましては総務省の方で定められておまして、平成31年度から36年度までにおきましては総額の8割に相当する額を私有林人工林面積割で50パーセント、林業の就業者数割で20パーセント、人口割30パーセントで案分した額が町へ譲与されるというようなことになってございます。そのうちの総額の2割につきましては、市町に配分される基準と同様の基準で滋賀県の方へ譲与されるというようなことになっております。

環境譲与税の使途につきましては、森林環境というような名前がついてございますとおおり、間伐や路網といった森林整備に加えまして、森林整備を促進するための人材育成であったり担い手の確保であったり、そしてまた木材の利用の促進や普及啓発というような部分につきまして使いなさいよというようなことに取り決めになってございます。その使途については、公表をしなければならないというような取り決めもされているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 滋賀県ではこの森林環境税ができる前から、琵琶湖森林づくり県民税ですか、森林環境税に相当するようなものが個人で年額800円ですか、この森林環境税は年額1,000円ですがけれども、法人さんで2,000円ぐらいから8万8,000円ぐらいというふうに、法人の規模によって多分あったと思うんですけども、これが個人800円から今度1,000円に上がるということで、日野町に譲与される金額というのはこれに応じて変わるのかどうか、日野町は一体、この譲与税はいくら配分されるのか、この辺についてもお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 森林環境譲与税、そして琵琶湖森林づくり県民税というのが滋賀県にはございます。

従来から滋賀県で徴収をされています琵琶湖森林づくり県民税というのは、従来どおり800円を徴収されます。それとあわせまして、この森林環境税というものが平成36年から徴収が開始されることになってございまして、それについては年額1,000

円、滋賀県で800円、その上に国税という形で1,000円が上乗せをされるというような仕組みになってございます。

日野町につきましては、平成31年度、来年度から平成33年度におきましては、今現在県で試算をされておりますのは375万4,000円という試算の額を、県の方から提示をいただいております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今までもずっと徴収されておりました琵琶湖森林づくり県民税、これは県民世論調査によりますと、こういう税金があることを払っていながらご存じない方が七十数パーセントということで、払っていながら自分が琵琶湖森林づくり県民税というものを知らないという方が7割以上ということでして、周知されていないんです。今度、この森林環境税が始まると1,800円になるわけです、ほぼ同じ目的で徴収される税金というのが。これ、森林環境税についてもちゃんと、例えば日野町民さんは認識していらっしゃるでしょうか。これ、1,800円この目的で徴収されるということを多くの方が知っていらっしゃるでしょうか。公表というか、周知していただくための努力というのをしているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 琵琶湖森林づくり県民税は従来から800円ありますよと、その税についても知らずに支払っている、そしてこの森林環境税といいますのは、36年度から徴収をされるというようなことで、まだ何年か先になってございますので、来年度以降、36年度の徴収開始までには啓発なりPRなりというものについての広報、啓発活動を国の方でもされることになるだろうと思いますし、町の方でも広報等を通じてお知らせをしていくことになるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** しっかりこの6年ほどの間に周知していただければ、こういったお金を払っているのであればやっぱり森林も守っていかないといけないなど、逆にそういうふうに思っていただけの方も多んじゃないかというふうに思いますので、ぜひしっかり周知もしていただきたいというふうに思うわけですが、先ほどこの使途について、今度譲与税の方ですけれども、譲与税の使途を公表するというお話を伺いましたけれども、どういう形で公表されるのか、公表の仕方をちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 公表の仕方につきましては、一定国の方で指針等で提示、明示をされている部分についてはインターネットの公表でも構わないというような指針が出てございますので、公表につきましては町のホームページ等での使途公表

を今のところは考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今、森林環境税と森林環境譲与税についてお話を伺ったわけですが、もう1つ、この森林問題については森林経営管理制度というものも、この31年度から始まると思いますけれども、これについて日野町の計画の概要をお聞きしたいと思います。また、所有者不明の山林ですとか、森林経営委託に同意しない地権者に対してはどのように対処されるのか、さらに実際の森林経営に携わるスタッフ、現場で動くスタッフ、この人材育成はどのような計画を持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 森林経営管理制度に係ります町の計画でございます。

平成31年度、来年度におきまして、滋賀県の方で森林整備協議会という団体を関係者が組織する中で、設立をする方向で今、準備の方を進められております。その森林整備協議会の方からのアドバイスを受ける中、そしてまた森林整備ということですので、主に事業取り扱いをしております森林組合との情報交換なり協力を受けて、森林所有者へ意向調査の取り組みを始める計画をしております。日野町一斉でなくて、一定のゾーニング区分を区分け、まず最初はここからというような地区設定をしていく中で、順次意向調査をしていくような計画をしております。

不明森林所有者につきましては、公告を行います。意向調査については土地の所有者、名義人さんに意向調査の案内をしますけれども、その案内が宛所不明とかで返送される場合になってくるんですが、その場合には公告を行いまして、6カ月間森林所有の関係者の方から申し出がなかった場合につきましては、その個人さんが持っておられる森林の経営という部分を町の方が委託を受ける、引き継ぐというような手続を踏む形になりまして、それについては知事への裁定の申請を行いまして、知事の方で必要かつ適当であるというふうに認められた場合については、その森林を含みます経営管理権の集積計画を公告をしていくというような状況になってございます。

森林所有者への意向調査の段階におきましては、町への森林経営委託を希望されないという場合も想定されますので、そのような意思表示をされた方については、対象の森林としないというような計画をしております。また、町内の森林計画区域をゾーン分けいたしまして順次意向調査をし、現地調査をし、そして各種取り組みにあたっての手続を行いまして、森林整備を進める計画でございます。

人材の育成につきましては、県の方で市町の職員に向けての育成のための研修会の開催の計画というのも今のところ聞いておりますし、その研修会に参加していく中で、森林整備にあたってのレベルアップを図っていききたいなというふうに考えて

おります。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 森林経営を委託することについて同意しないところは、町の方でそのところを設定しないというお話を今いただいたわけですが、ご存じのように山というのは、丸ごと1つの山を1の方が所有していらっしゃるというケースは少ないと思います。

例えばこっち側の半面をAさんが持っていて、こっち側をBさんが持っていて、この真ん中の辺を幾つか、何人かの方が持っていて、例えば木を切って切り出そうと思ったときにここを通らないといけないというときもございますし、周りがばっと森林を伐採して、これを売るといいますか、木を伐採して林業としてやっていこうというときに、ここだけは残しておくとか、現実、それは無理なことやと思います。こういったときに、その真ん真ん中に入っている土地の方が、私は参加したくないと、ここに経営権を設定してほしいとおっしゃっても、それは経営権を設定せずに置いておくんでしょうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 意向調査をします中で経営管理権の方を委託しないと、自分の山やで自分がしますよというような意思表示をされました場合につきましては、一定施業する計画を決めていくわけですが、その中ではその場所に、反対をされる方については、その分については取り扱いをしないというような計画になるわけなんですけれども、山全体を整備していく中で、どうしてもそこを通らせてもらえないとできないであるとか、仮の話ですけども、一体的に間伐なりという部分で、放置された森林をほっとくというのは、山全体の施業から見てぐあいが悪いというような判断をします場合につきましては、まずは意向調査をするんですけども、その中で実際にどうしていくかという中でさらに同意をとるといような、1つ作業が入ってまいります。

その中で、町の方からどうしてもそこを計画の中に入れさせて下さいといようなやりとりも当然出てきますし、その中でご理解がいただけるようでしたら、全体の計画の中で施業するといような流れになっていくというふうに思われますが、どうしても反対をされる場合、ご理解いただけないといような場合については、その場合についても施業せんらんといような、町が計画を断行するといえますか、どうしても必要やといような場合については計画をしたい旨を、それも滋賀県知事の方に裁定という形で申請を行いまして、やむを得んな、妥当やないといような承認をいただいたなら、町の方が町の責任でやっていくといようなことになってくるというふうになります。そうならないように、意向確認なり同意を求める方に力

を注いでいきたいなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 今聞いて、ちょっと安心いたしました。

といいますのは、昨年の議会の中で特定空家に対しての質問があったときに、私からもありましたし何人かの議員さんからもありましたけれども、非常に危険度が高い特定空家があった場合も、粘り強く町の方はそれを壊していただけるように、取り壊していただけるように交渉していくということで、行政代執行は行わないというふうにおっしゃっていらっしゃったので、そのやり方でいけば森林の経営管理制度がございまして、結局はそこで先に進まなくなっちゃうんじゃないかという心配がございましたので、県知事の方に裁定を求めて、そっちの方からゴーが出たら設定をするということですので、その点については安心いたしました。

ただ、そういう方ばかりじゃないと思うんです。例えば、今から5年か6年前になりますけれども、町内のある地域で砂防ダムができますときに、その砂防ダムに土地を提供しようということで、もともとの地権者の判こを村の役員の方が集めて回られたわけですけれども、最初思っていたよりも細かい土地がたくさんありまして、実際設計が始まるころになって新たな地権者がわんさと出てきて、中には北海道にいらっしゃるわ、東京にいらっしゃると、そこまで足を運んで大変なことになったことがございまして、まだそれでもお会いできた方はいいんですけども、そこに土地を持っていることすら知らない方もいらっしゃって、そこに土地を持っていることすら知らないけれども、いざとなったら反対をしてくる方も中にはいらっしゃったり、もっと困った問題は、お一人の方はご自分で意思決定できる力をお持ちになっていらっしゃらなくて、後見人の人がいらっしゃって、その後見人の人に交渉したんですけれども、なかなか話が分かってもらえない、こういうことがございました。こういう場合なんかはどのように臨まれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 地権者の方も多数おられるということも想定できますし、その方がご存命なのかどうかという部分で、宛所不明という形で意向確認の書類が返ってくるというようなことも想定はされます。その中で本来、先ほどの土地の買収の話でいきますと、孫子の代まで調べて行って全部実印で判こをもらわんと書類が整わへんというようなことにはなってくるという想定もあるんですけども、今回のこの場合につきましては、所有者が不在である、ご存命でないという場合につきましては、配偶者もしくは1代下までの同意でいいですよというようなことでの一定方針が示されておりますので、そのことから言いますと、孫子の代まで追い詰めて問い詰めていくというようなことで事業が止まるということはないというふ

うに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** 私、この森林経営管理制度に対しては非常に期待を持っておりまして、今、実際東桜谷の山を見ましても、三峯の森林組合さんが管理していらっしゃるところはきれいなんですけれども、そこから1つ横の個人さんの山になりますと、本当に倒木だらけでして、私、個人的なことですけれども、猟友会の方々と有害鳥獣駆除に入ったりするわけですけれども、鹿とかシシを倒しましても、倒木だらけで持ち出すのも大変でして、そういう山ばかりなんです。そういう山というのは結局荒れておりますので、シシや鹿の隠れるところが何ぼでもできまして、そうするとますます獣害はひどくなっていく。しかも獣害対策で、裾野にはワイヤーメッシュが張りめぐらされておりますので、ふだん、なかなか山の管理に人が入れなくなっちゃっております。ですから余計に山が荒れるという悪循環になっておりますので、そういう意味でもこの森林経営管理制度がスタートいたしますと少しは変わってくるかなと思って期待しておりますので、ぜひしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

今、ワイヤーメッシュの話をしましたけど、次、獣害のことについてもちょっとお尋ねしたいんですけども、日野町は総延長200キロ以上にわたるワイヤーメッシュを獣害柵として張っております、次年度につきましても、先ほどの午前中の質疑の中でも出ておりました、富田議員さんの方からも出ておりましたけれども、獣害対策で2億7,000万ほどお金が計上されていたのかというふうに思いますけれども、なかなか獣害対策を一生懸命、猟友会も集落ぐるみでもやっていたらいいんですけども、目に見えて今年は全然出なかったわというような年はないんです。少しずつは被害は減っているというふうに思いますけれども、そういう中で思いますのは、獣害というものと個体数調整というものがごっちゃになっているというケースが多いと思います。

個体数調整というのは、猿の個体数調整とかというふうに先ほどの質疑の中でもございましたけれども、これはどっちかという環境省が主導してやっている方です。その個体が多くなり過ぎると、猿なら猿が多くなり過ぎると、猿という1つの種に対してもいい影響がないし、そこの中で住める、これだけの面積にこれだけの猿が住むのが限界というのがあるわけです。これを超えて住んでいくと、やっぱりよくないと。自然のサイクルから離れていくということで行っているのが、猿にしても鹿にしても個体数調整だと思います。

これに対して、獣害対策というのは獣害によって被害を受ける農業とか林業、こういった産業を守るために行うものが獣害対策だと思いますので、これは全く違うものだというふうに思います。ですので、とにかく捕まえればいいのか、とにかく

駆除すればいい、これは獣害対策とはちょっと私はかけ離れていると思うんですけど、これが一緒になっちゃっているケースが非常に多いと思います。ですので、まずは農業や林業の被害を減らそうと思いましたが、やっつけることじゃなくて、被害に遭わないことを考えないといけないというふうに思います。ですので、ワイヤーメッシュにしましてもプロの方がきちんと見てきちんと張られたら、毎年毎年何千万とかかけていかななくても、きちんと農業や林業の被害を守っていけると思うんです。

実際、私は年間に何回もこういった獣害対策の研修を自費で受けに行っておりますけれども、その中でもきちんと獣害対策ができているところもございます。例えば、島根県的美郷町さんなんていうのはかなり獣害対策が進んでおりまして、ワイヤーメッシュなんかでもプロの方が現地に来て、このように張りなさいとそこで指導して、村の人が張るわけです。張り方1つで全然被害は変わりますし、例えば、猿の被害を防ごうと思ったらワイヤーメッシュの上に、農林課長はご存じやと思いますが、おじろ用心棒というんですか、こういったものを設置することによってほぼ被害がきちんと防げておりますし、逆にシシや鹿、こういったものの被害を防ごうと思うと、ワイヤーメッシュの今度逆に下、地面から20センチのところから2段から3段の電柵を張ることによってイノシシの被害がほとんど防げていますと、こういう事例もあるわけです。

最初、1回はこれをやるのに電柵も張るわけですから、お金がかかるかもしれませんが、そこである程度の投資をしておけば、そこから当分は農業や林業の被害が防げていけるわけですし、それを今年何ぼの予算をこの集落につけますから、ワイヤーメッシュをこれだけ買って与えますから、そちらで計画して張って下さいと、張るのは素人の人たちですので、こういったことをやっていたらいつまでたっても堂々めぐりでして、真剣に獣害を減らしていくというのはほど遠いんじゃないかと私は思うんですけれども、この辺に対してはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 獣害の柵についてのご質問でもございます。

確かに、地形や設置方法によりましては効果が出にくいというようなこともございますし、柵に対する設置方法や管理方法についての研修や情報提供をしていくことについて、相談にも乗せさせていただいておるといような状況でもございます。

また、柵をすることによって山に入りにくいというような部分もあるというようなことでございますけれども、設置の際には出入り口を幾つか設けるというようなことの助言の方もさせていただいておりますし、いかに柵を設置して獣害の被害をなくすか、防御するかという部分については、柵を設置したら終わりではなくて、

やはり山側の方については2メートルか3メートルぐらい下草等を刈り払いをしていく中で、その茂みの中に獣が身を隠す場所を少なくする、危険だと獣に思わせるというような、こういう対策も必然的に出てくるわけでございますし、その維持管理という部分ではやはりやったら終わりじゃなくて、管理という部分でも引き続いての柵、獣害もそうですし、柵に対しても見回り等もしていただく必要があるというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 後藤勇樹君。

**2番（後藤勇樹君）** この獣害に対する対応といたしますか、町の行政の施策についても同じなんですけれども、一律じゃないと思うんです。農家の後継者不足の問題でもそうですけれども、1軒1軒農家さんによって後継者不足の理由が違っても思いますし、それと一緒に獣害も、今課長おっしゃられたように、地形によってその獣害の被害に遭うケースというのが違うわけです。獣害を起こす獣の種類もやっぱり違っておりますし、こういったものをやっぱり現地で確認して、プロの方の目でここはこうするんだということでやっていかないと、お金をかけてもなかなか効果が上がりにくいというふうに思いますし、実際それをプロの方に頼んでからきちんと獣害が減っているという地域も、自治体もたくさんあるわけですから、現地にプロの方を派遣して、実際そこでメッシュをつけるのが地域の住民さんであったとしても、きちんとした指導を受けながらやっていくということが大事だと思います。じゃないと、この先もずっとお金がかかる、でも効果が上がらない、こういうことが続いていくんじゃないかなというふうに思います。

この問題だけじゃなくて、どの施策についてもそうですけれども、これだけ何々の事業にお金を投じました、これだけ補助を出しましたじゃなくて、これも大事なことですけれども、お金を投じた、あるいは労力を投じて施策を講じたのであれば、それがどれぐらい役に立っているのか、効果を上げているのか、これは農林課さんだけじゃないんですけれども見ていただいて、効果が上がらないのであればなぜ上がらないのか、そして現地に行ってその方々と膝を突き合わせて話をして、こうしてみよう、ああしてみようとやっていかないとなかなか効果が、どんな施策にしても出にくいんじゃないかと思います。

先ほど、山田議員が小さくても輝く自治体フォーラムの話をされました。自治研がちょうどやっているやつです。合併しなかった町の首長さんを中心にそういったフォーラムを組んでいろいろやっていらっしゃいます。ですけれども、現実、この日野町を見ておりましたら、国がこういう施策だからそれに従います、国がやらないからやりません。県がやるからやります、県がやらないからやりません。これでは小さくても輝く自治体になっていないように私は思います。これだけやりました、これだけやりましたということだけで、これでこんな効果が上がっているというの

がなかったら、パフォーマンスで終わってしまうように思う分がたくさんございます。定住・移住問題でもやっぱり一緒です。これだけ移住してきました、何軒出ていったんですかと、そこをやっぱりきちんと見ていかないと、なぜ出ていったのか、だから、次からは来た人が移住だけじゃなくて、移住者が定住者になるようにどうしたらいいかというのが出てこないと思います。

こういうことも含めて、それだけやったから終わりじゃなくて、きちんと後を追跡して、どうすればこの先もっとよくなるのかということをお個別に考えていかなければ、本当にパフォーマンス施策で終わっちゃう心配があります。日野町はそんな町じゃないと思いますので、ぜひ今後ともしっかりと、皆さんが日野町に住んでよかったと思える町にしていけるように、一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ここで、暫時休憩いたします。再開は、4時20分から再開いたします。

－休憩 16時05分－

－再開 16時20分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

ここで、本日の会議時間を議事の都合上あらかじめ延長いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、次に、9番、富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** それでは、通告書に従いまして、分割方式で2つの点について質問を行います。

まず、旧南比都佐公民館の今後の利活用についてということでございます。

これは皆さんよくご存じだと思いますが、現在この旧南比都佐公民館におきましては、一部を学童保育所「びっこ」として利用をされております。残りの部分というのは、それより先に町の古い民具というんですか、これが収容されているところでございます。そうした中、このたび学童保育所「びっこ」が特別養護老人ホーム誉の松に移設するというのを、区長さんを通じて知らされましたところでございます。このことについて、4点お伺いをしたいと思います。

まず、この学童保育所「びっこ」はどういういきさつで誉の松に移転することになったのか、また、この保育の実施をいつからというふうに考えておられるのかをお伺いをいたします。

2点目は、このことが事実であれば保護者、あるいは学校関係者等への理解、同意が得られているのかどうか。

3点目は、現在の学童保育所の跡地利用、跡をどのように利用されようとしてい

るのか、町の考えをお伺いをしたいと思います。

さらに4つ目は、今後この旧公民館全体の施設につきましての利用法、あるいは建物の管理等について、どのようにするとのお考えがあるのかをお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 旧南比都佐公民館の今後の活用について、ご質問をいただきました。

この旧南比都佐公民館につきましては、古い建物になっておりますので、耐震対策が講じられていないということで、これについては課題があるところでございます。そうした中で、学童保育所「ぴっこ」の運営をさせていただいているわけでございますが、昨年9月に社会福祉法人日野友愛会の方から、特別養護老人ホーム誉の松の施設の一部を学童保育所として利用してはどうかとの提案をいただいたところでございます。交通安全、学校から誉の松へ行く場合の交通安全対策をはじめ、何点かの課題がございますので、慎重に検討をしましてまいったところでございます。そうした中で、昨年10月ごろ、小学校と学童保育所にこうした提案についてご説明を申し上げ、また今年の2月になって保護者会の皆さんにも説明を行ったところでございます。現在、課題解決に向けた調整を行っておりまして、課題が解決できれば移転できるものと考えております。なお、今の旧公民館の跡利用につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 富田議員より、学童保育所の跡地利用および今後の旧公民館の利用等についてご質問いただきました。

旧公民館につきましては、その一部を民具保管庫として現在利用しているところでございまして、引き続きこれまでと同様保管庫として利用していく予定でございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 1つ再質問ですけれども、今、町長の答弁の中で大変古い施設であると、ちょうどこの3月で50年が経過するということを聞いております。昭和44年ということでございますので、丸50年の経過がするわけでございます。この中で今、町長答弁の中では保護者会の説明もやったし、小学校や学童保育所にも説明を行ったということがありますが、課題が解決できれば移転できるものということと言われておりますが、この課題が解決できるというのはどういうことなのかをお伺いしたいのと、これが解決できれば希望としては、希望といたしますか、いつからこの学童保育所を始めようとしているのかお伺いしたいと思います。

子どもたちが今のこの誉の松に移るということは大変、1つは心配するのは、発育時点の子どもたちというのはやはりインフルエンザ等いろんな病気を発症することが多いと考えられますが、施設に入居されているお年寄りに影響はないのかどうか、この辺もお伺いをしたいと思います。

それから、教育長の答弁、大変簡単でございましたが、現在の学童保育所として利用されている部屋、今は小ざれいにして、子どもたちがあそこで放課後の時間を過ごしているわけですが、ここを跡地利用というのは、どういうふうにご考慮されるのかをお伺いをしたいと思います。

そして最後、公民館の跡利用でございますが、今教育長の答弁にありましたような、私には何が民具よう分かりません。古くなった材木等が放り込んであるだけというようなことでございます。今の学童保育所の跡地があくから、そこもまた今後、そういったことに流用されようとしているのかということも懸念をしているところでございますが、その辺の問題について再質問をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま富田議員の方から、再質問いただきました。

まず、課題の解決とはということでございます。

まず、日野友愛会さんの方からこのようなご提案をいただいたときに、まず老人ホームとして建っているものを目的外利用することについて問題はないのか、そのようなことがまず最初、課題としてありました。これについては県当局と話をしまして、学童保育所として利用することも問題ない、また、特別養護老人ホームの一部をこのような形で学童保育所として利用するというのも問題ないというふうな回答を得ております。

そのことで、まず1つの課題は解決したわけですがけれども、続きまして、南比都佐小学校からこの誉の松まで安全に子どもたちを、毎日通所する安全を保てるのかという話がございました。

そして、もう1つは先ほど言われたインフルエンザとかノロの問題です。それで、続きましてそのような課題が出たわけですがけれども、それにつきましては、小学校の方とも話し合う中で、現在まだ工事は進めていないんですけども、正式に話が決定しましたら、深山口地先の信号を渡っていただいて、その後子どもさんは深山口の集落を少し通って、旧のJAの前を通っていただいて、そこから少し上の畑の部分に登っていただいて、遊歩道を誉の松までつくっていくということで安全を保てるということで、そこは確認をしております。

あと、ノロとかインフルエンザの問題については、老人ホームさんの方が12月から3月の、特に冬場については子どもたちに対して別室を用意すると。そこで子どもたちを1つの部屋に閉じ込めるではないですけど、入っていただくことで老人の

方を守りたいというような話をいただきまして、それも1つ解決できたのかなというふうに思っております。

そのようなことで、昨年12月中には一度そういうことの解決も含めて、保護者の方に学童保育所の方から説明の文書が配付されまして、これについてご意見はございませんかということで確認をしております。その時点では意見は出てこなかったもので、そのまま進んできたわけですが、今年、先ほど答弁にありました2月に入って通常の保護者会が、総会が行われましたので、そこで改めて学童保育所さんの方から説明をされたわけですが、その中で少し、もう少し子どもが1年間を通じて宿題などをするとき、やはり老人から隔離された静かな環境を提供してもらえないかということと、迎えに来るときに職員さんと余り出会わない形で、送り迎えが保護者としてできないのかなというようなことは出ております。

それについて今、日野友愛会さんの方に、そういうことに対して対応いただけますかというようなことでお返しをしているところでございます。しかし、それについてはかなり大きな課題でありまして、1年間を通じて子どもたちのためにどこかを別に提供いただくというのは、非常に向こうさんにとって負担の大きいこととございますので、これについては慎重に、現在進めているところでございます。そのことが解決できれば、この後少しその遊歩道、一部かかっていた部分もあるんですけれども、それを除く部分についても着工しなければならない部分がございますので、そういうことも含めて早くてもというか、ちょっとゴールデンウィークが過ぎるぐらいまでは、どんなに早くても進むことはできないのかなというのが現在の状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 富田議員から再質問を頂戴しまして、旧の南比都佐公民館に民具を収容させていただいているわけなんですけれども、まずどういうものが入っているか分からないというようなことでございましたので、ちょっとその辺を説明をさせていただきたいと思っております。

民具と申しますのは、過去の生活全般にわたるいろんな道具類、衣装類、資料、全てをいうものでございますので、具体的に言いますと衣類、昔の服であったりとか、食事をしたときのいろんな食器とか家具、調度品等もありますし、それから日野商人にかかわって醸造道具であったり、それから農具であったりとか、そういうようなものもありますので、もろもろのものを収容しておるわけなんですけれども、点数としますと約3,000点余りの民具が収容されております。

日野町内におきましては、この旧の南比都佐公民館以外にも、数年前まで町史編さん事業をしておりました町史編さん室にも、民具とかそれ以外の古文書の資料もありますし、あと近江日野商人館にも民具等も保管されております。ふるさと館の方

にも、古文書をはじめとするたくさんの資料が保管されています。そういう意味で、町内数カ所に分散してそういう文化財関係の資料が保管されているんですけども、特に旧の南比都佐公民館と町史編さん室のところは建物そのものも古くなっておりますので、どこかに集約して一元的に保管・管理するのが好ましいなということを考えておまして、そういう意味では旧の南比都佐公民館にあります民具も、いずれはあそこから搬出したいというふうに考えておるんですけども、まだ適切な保管場所等が決まっておりませんので、それが決まるまではもうしばらくあそこに、建物を入りまして左側の旧のホールだった一室を中心に収蔵させていただいているところで、それ以外の部屋にもっと民具をどんどん入れていこうという考えは、今のところはございません。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 再々質問といいますか、ちょっともう一度お尋ねしたいのが、誉の松の中で学童保育をやるということについては、県とかそういう関係も全部了解の上だという話は聞かせてもらいましたので、それは一応、一定心配はしなくていいのかなというふうには思います。ただ、今の公民館の跡地、先ほども申しました、生涯学習課長にも知らしてもらいましたように、何せ50年という歴史の古い施設でございますので、本当は課長言われたようにどこかに、町のそんな重要な大事なものが、貴重なものが、資料として残すものがあるのであれば、一括で収容できる箇所を見つけて、そっちへ移してもらったらどうかなというふうに思うところがあります。

学童保育所の、今利用していた部屋というのは、あのままで放っておくということになるんですか。いずれにしても、今の学童保育として人が入っている場合は多少でも老朽化といいますか、朽ちる頻度は遅くなるかと思うんですが、いわゆるほったらかしておきますと、やはり朽ちてきて腐ってくるのは早いかと思います。ぜひとも、できればあそこをどこかに、町として一元化をしていただいて、今の公民館は取り壊していただいたらどうかなという考えはありますので、その辺の具体的なことはまだでしょうけれども、またその後、今の現在の公民館の隣にあります倉庫、そういうものを建てるということもできるかと思いますが、その辺について最後、もう一度だけお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（日永伊久男君）** 再々質問を頂戴しました。

できるだけ早くに民具を収納できる場所を探して、あそこから撤収して買い足すべきじゃないか、そしてその跡地を有効に利用してはどうかというようなお話だと思えます。

確かにそういう考えも十分考えることでございますが、民具の方もたくさん量が

ございますので、それだけの量を一度に収納できる場所というのは、公共施設であ  
いてるところというのはなかなかございませんので、その辺が確保できましたら  
速やかに移転等をしたいと思いますが、解体云々につきましてはこちら、私ども  
の方ではすぐに判断できるものではございませんので、ご理解いただきたいと思  
います。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** できましたら今、私どもも余り景観的にもいいものではありませんので、できれば早く今の旧の公民館については処分といいますか、再利用でき  
るような方法で考えてもらえたらというふうに希望をしておきます。

それでは、2点目に移ります。町道深山口水口線に接する共同墓地駐車場の整備  
についてということで、半分要望みたいな質問でございますので、大変恐縮ではご  
ざいですがよろしくお願ひしたいと思います。

この、今申し上げている土地は、下迫、深山口、清田、別所の4カ字共同墓地を  
利用される皆さんの駐車場であります。お盆や春、あるいは秋の彼岸にお参りされ  
る際に多数の車両が駐車をされるわけございまして、それとその前に、我々も草  
刈り等をしているときに、車がほとんどいっぱいになるぐらい止めてあります。そ  
うしたとき、農地の上に盛り土したようなところでございますので、大変路面の損  
傷が激しく、特に雨上がりのぬかるみについては、皆さんが車が泥んこになって閉  
口されているというようなところでございます。

したがいまして、この土地の所有者は恐らく、ちょっとこの前建設計画課で調べ  
ていただきましたら個人さんでありそうございまして、面積は約430平米である  
というふうに聞いております。したがいまして、この面積をアスファルト舗装せえ  
というのはちょっとどうかと思いますので、せめてちょうど南比都佐の幼稚園の前の  
深山口の広場を碎石舗装されたような形で整備をしていただくことができないか  
をお伺いするものであります。ここで、進入してくる道が狭いということは、これは  
大型車両は当然、これは入れませんので難しいというふうに思いますけれども、資  
材の搬入につきましては2トン車、あるいは4トン車ぐらいなら進入できると思  
いますので、その辺を考慮いただきまして、この土地の碎石舗装の要望をするよう  
なことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 町道深山口水口線に接する共同墓地の駐車場の整備について、  
ご質問をいただきました。

ご指摘のように、4カ集落が管理する共同墓地での駐車場ございまして、私も  
その構成メンバーでございます。そういう中で、長年にわたり住民の各地域、4カ  
字が維持管理をされてきたということで、そういう中で駐車場の整備もされてきた

ところでございますので、引き続きこの4カ字によって管理修繕等をお願いをしたいなというふうに思っております。

町内にはいろいろ墓地はございますけれども、直接町がどうのこうのということは、なかなかしておるわけではございませんので、ご質問の、ご要望の趣旨はよく分かるわけでございますけれども、何とか関係集落での管理でお願いをしたいなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** 町長の答弁は以上のようなことであります。

この前、建設計画課としゃべっていましたら、砕石を10トン車で集落に要望したら、町道を直すために、町道のへこんだところに入れるために持っていかうかというような話がありましたが、今の話で10トン車は当然入れませんし、あの砕石をそこへおろしてもらってばらまいただけでは、ちょっとお粗末やと思いますので、先ほど申しあげました幼稚園の前のあの砕石舗装というのはかなりきれいに、また砕石の物も違いますので何ですけれども、あのように近い形で整備をしていただくことは難しいですか、どうですか。建設計画課長、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 駐車場の整備を何とかできひんかということでございます。

砕石につきましては、議員申しあげられたとおり町道補修に使っていただく砕石については、支給の方はさせていただけるかなと思います。ただ、議員もおっしゃったように、10トン車はあそこ入れませんので、そうなってくると4トン車なりで複数台運ぶなり何なりという形にはなると思います。ただ、それを持って行って整備をということでございますが、そこにつきましては基本的に、先ほど町長も申しあげましたように集落の方で管理の方をお願いしているということもございますので、整備については大変水臭い話なんですけれども、させてはいただけないかなというふうなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 富田 幸君。

**9番（富田 幸君）** たちまちはやできないということですが、建設計画課長、そう言わんと、あそこに集落でもらっている10トン車で1杯、あれをきれいにならしてもらって、その上で、それこそこんな1人が持つようなあんなもので転圧してもらっても、それはまたきれいになろうかと思えます。ただ、我々がそれは地元でやれと言うのは、転圧機械でも貸してもらえたらまた別ですけど、ちょっとそういうことをお願いをして、できたら近い将来に整備をしていただくことをお願いしておきまして、私の質問とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、通告に従いまして3点ばかり質問をお願いしたいと思います。

まずはじめに、森林経営管理法が制定されたことについてであります。

1つには、私有林の所有権と管理権と管理実施権が分離されたことによりまして、森林所有者への同意・不同意、所有権の不明にかかわらず、市町村長、県知事の権限で管理権への設定ができるとされております。きちんと管理する気がないと判断されたらどこかの企業に委託して、その森林を伐採できるようにする。所有者が切らないでくれと言っても、市町や知事の決定があれば所有者の意思に関係なく、伐採してもよいとされている。このような状況下において、当町はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

また、もう1つには、市町村は経営管理権集積計画を策定しなければならないとされております。まず、森林状況の確認、林地台帳の整備、森林所有者の意思確認、所有者不明森林の確認等、膨大な業務が発生し、人員の確保など運営する市町村に過大な負担が押しつけられるのではないかと考えております。推進体制と専門員の育成など、どのように対応されるのかお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

**町長（藤澤直広君）** 森林経営管理法に関するご質問をいただきました。

森林経営管理法につきましては、森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するとともに、町は経営や管理が行われていない森林の所有者に意向調査を実施し、森林所有者が町に経営や管理を委託する意向を示された場合に各種現地調査、手続を経て経営管理権を取得します。林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林については町が管理する仕組みとなっております。

所有者不明の山林については公告を行い、6カ月間森林所有関係者からの申し出がなかった場合、町から知事へ裁定の申請を行い、必要かつ適当であると認められた場合、当該森林を含む経営管理権集積計画を公示することができます。林野庁が示す意向調査期間は、20年以内に町内の対象森林を調査することを目安とされております。推進体制としては森林整備協議会にアドバイスを受け、また関係森林組合、県の普及職員との情報交換、協力を受けて町内の森林計画区域をゾーン分けして順次意向調査、現地調査、各種手続を行い、森林整備を進めてまいります。

また、県が市町村職員の育成のための研修会の開催を予定されているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、先ほど後藤議員からもありましたけれども、私はこ

の管理ができない所有者でも、あるいは50年とか60年の伐期が来ているとしても、やはり自分の山をもう少し立派に残したいという、育てたいという思いがあれば同意されない部分もあるかと思うんですけれども、それについてはいろんな方法があるかなと思うんですけれども、森林所有者の権利がありますので、それを侵害にならないように、そういう措置も必要ではないかなと思っておるんですけれども、そこら辺のことについてはどの程度思っておられるのかお聞きしたいなと思います。

それと、やはり森林組合とかそういうところに任されるということでもありますけれども、この森林の状況の確認とか林地台帳の整備とか、森林所有者の意思確認、所有者不明森林の確認などは、これ町がしていかならんと思うんですけど、そこら辺のことはどう思っておられるのか、再度お聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 東議員の方より、森林経営管理法の関係で再質問をいただきました。

森林整備にあたってまずは意向調査をして、自分の山の思いが強くて反対をされるというような場合はどうやねんというようなことでございますけれども、まず森林整備、計画するにあたりまして、日野町森林整備計画がございます。それを幾つかのゾーン分けをしていって、その中で今現在の山の状況を航空写真とかで見えて、どこから順番に進めていこうかというような順位決定をしていく中で、まずここやというような場合が出てきたときに、そのエリアからエリアの森林所有者に向けて、町に森林整備を任せられますか、自分でされますかというような意向調査をします。意向調査をして、返事が返ってきます。返事は、町に任す、いや、自分でするわというような2通りの返事になるわけですが、自分でするわと言われる場合につきましては、今後どういう形で自分の山を整備していくかというような計画書も一定報告をいただくような形に、意向調査以降なってきます。そして、町に任すわというようなことで意向を示された方につきましては、その整備する区域の中で現地の確認をしていって、さらに実質的に進める場合についてはさせてもらういいですかというような同意をとるというような流れになっております。

先ほどの後藤議員のときに質問もございましたけれども、大きなエリアの中で反対をされる、自分でするわというような意向の方がお見えになるかと思いますが、自分でされたらそれはそれによろしいわけですが、されない場合については、一定区域の中での森林整備全体を眺めていく中での、森林整備でどうしても必要やということであれば県知事の方に裁定を上げるというような形での手続を進めていくことになろうかと思います。

そして、山の施業自体は40年から50年サイクルになってきますけれども、このゾーン分けをしていって、森林整備計画区域の中を一巡するには20年ぐらいを目安に

やりなさいよというようなことで、一定国の指針も示されておりますので、そういう形で進めていくことになるのかなど。ゾーンを区分けしていったって、そのゾーンの中でも事前調査から順番に手続を進めていくというような形になるんですけども、それにつきましても県が一定目安として示しているのは、3年ぐらいをめぐるといのは標準的なスケジュールを示しているというような状況でございます。

そして、森林状況の確認はどうやねんというようなことですが、ゾーン分けをしていったって、まずはここからというようなことになってきますと、その部分について現地の調査をしていく形になってこようかと思うんですけども、町の仕事としてしていくわけですが、施業を町が委託を受けてまた再委託をします。再委託先は主に森林組合か株式会社の森林関係の会社になるんですけども、その再委託する先というのは来年度になりましたら滋賀県が県下広く募集をされて、手を挙げたところを審査して、こことここやぞというふうに森林組合やったり株式会社、製材所であったりを認定をされます。そこを向いて委託をかけるという形になりますので、このあたりで言いますと、滋賀中央森林組合が想定をされますが、今までも滋賀中央森林組合の方で日野町の山の方の施業をしていただいておりますので、一番山の状況を知っていただいているということもございまして、一定アドバイスを受けながら山の状況も確認し、今後の経営計画も進めていけたらなというふうには考えております。

林地台帳の整備につきましては、今年度で整備という形で取り組みをしておりますので、できているというような状況でございます。所有者不明森林の確認ということでございまして、これにつきましても一定不明であるという部分については6カ月間公示をして、申し出がなければ管理権という部分が個人さんから町へ移るといような手続を踏む形になりますので、町が管理権を上物、木の整備、その整備をする権利の方が町の方に委ねられる、地べたは移りませんが、施業についての管理権が町の方に移るといような仕組みになってございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 今、同意が得られなかったらその時点で知事側と県の方へまわるといことだったと思うんですけども、そのときは3年たってからですか。何回も、やはりここは立派に育てたいのでまだまだ20年や30年ほっときたいと言われた場合にいろんな方法は、それはあると思うんですけども、最近の時代なので。ここは同意できひんと言うたら、もうそれですぐ知事の方へ任してしまわれるのか、3年ぐらいで任されてしまうのか、もう一度お聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 森林整備にあたりましては、先ほどゾーン分けをして順次計画をしていったって対応、そのゾーン分けをしていく中で、一定県が3年間の標準的

なスケジュールを示しているというようなものがございますので、一定そのゾーン分けの中では、3年間のスパンの中で対応をしていく必要があるのかなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** やっぱり日野町も非常に山を愛されている方がおられましたので、またそこら辺は慎重に当たってほしいなという思いでございます。

それでは次に、外国資本による土地所有についてでありますけれども、2016年4月1日、日本の農地を外国に売りやすくする法律が施行されました。いわゆる農地法が改正され、農業に関係のない外国企業でも日本の農地を簡単に手に入れるようになりました。2016年でも日本で買われた土地面積は202ヘクタールと言われ、最近では中国企業が爆買いをしているというふうなうわさもされております。そんな中、当町でも農業関係の会議をすると、そんなうわさがたびたびされております。当町での状況はどうか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 外国資本による土地所有についてのご質問でございますが、外国企業による農地の取得につきましては、日野町内においては現在のところございません。なお、農地取得の申請があった場合には、農業委員会で適正に判断されるものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** そういうことでもありますけれども、日本ではそういうような規制に向かったの考えは今のところまだないのかどうか、そこら辺はどんな動きがあるのか、もし分かれば教えていただきたいし、外国では前からこの農地を外国に売っていたんですけども、フランスとかイタリアとか、そういうところはもう規制に乗り出しているという情報が入っております。そうしたことによって、今現在ではまだまだ日本ではそういうような動きはないのか、あるのかどうかお聞きしたいと思っておりますし、この農業委員会で適正に判断されることになっておりますということでもありますけれども、地元への対応についてはやはり農業委員会から出向いてでもされておられるのか、そこら辺の確認についてはどうかお聞きしたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 東議員より再質問いただきました。

農地法の改正によりまして、法人が農業に参入する要件と申しますか、土地を持てるという部分が、大分規制が緩まったというようなことになってきてございます。農地所有適格法人というものがございまして、それについては、農業はすることが大前提の中で土地が持てるというようなことになっております。一般の法人でござ

いますと、農地は所有ができるんじゃないじゃなくて借りられるというようなことでの改正になってきておるところでございます、これにあたっての規制というものがあるかどうかということについては、規制をしているというようなことについては把握しておりません、聞いておりませんというような状況でございます。

農業委員会での適正な判断ということでございますが、農地を所有するという部分でも一定制約といたしますか、要件がございますので、その要件に見合った部分があるかということでの審査をしているところでございまして、企業からの申し出、申請というのはないような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** やはり地元とのトラブルがないように、今後も地元の対応をよろしく願いしておきます。

それでは、次に、自治体戦略2040構想についてであります。

2018年7月に総務省のもとで自治体戦略2040構想が策定され、それをもとに同時期に第32次地方制度調査会が発足し、地方自治のあり方が検討され、地方自治法の改正等も含め検討段階から具体化されつつあるとしております。

この2040年問題とは、人口問題研究所の推計によりますと人口は約1億1,000万人で、1,600万人も減るとされております。ちょうどそのころ、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数が約4,000万人に膨らみ、現役の働く世代が減ると推計されています。このままでは住民の暮らしが保てなくなると指摘もされております。

この2040年を起点として、市町村行政のフルセット主義からの脱却をうたい、構想の内容は4つの柱からなっていると思っております。そうした中で、第1にはスマート自治体をつくり、AIやロボティクスを活用して従来の半数の職員で運営できる自治体をつくるべきだとしています。2040年、そのころの人口はまだ半数にはなっていないのでありますけれども、非常に、これを起点とすることが疑問だと思っております。その前提として自治体行政の標準化、共通化を図っていくともされています。このことについてどのように解釈すればいいのか、お伺いをいたします。

第2に、公・共・私による暮らしの維持ということで、自治体はこれまでのように行政サービスを総合的に行うサービスプロバイダーから、公・共・私の協力関係を築き、プラットフォームビルダーにすべきだとしています。これはどういうイメージなのか、どういう状況なのかをお伺いをいたします。

第3の柱が、圏域マネジメントと二層制の柔軟化としております。市町村レベルでの圏域と、さらに県境を越えての、お互い接しているところで圏域行政体を確保して、行政のフルセットから脱して圏域単位の行政をスタンダード化すると述べ、市町村でもない、広域自治体としての都道府県が標準ではないとしているが、どの

ように捉まえればいいのか、お尋ねします。

第4の柱としているのが、東京圏のプラットフォームを立てております。どういふことなのか、ここでは主に災害時のことを示しているのか、また道州制絡みなのか、お尋ねいたします。

また、この総務省の町村議会のあり方の研究会も置かれていたと聞きますが、あの高知県の大川村議会のことなども含む小規模市町村の議員のなり手不足も検討されたと聞きますが、どうであったのかお尋ねいたしたいと思えます。

こうした構想や新成長戦略策定時の大前提となっているのが、この増田レポートの自治体消滅、地方消滅論があるとよく言われています。国土庁推計とは多数外れているところもあります。町長の認識なり、知見があればお伺いしたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 総務省の設置しました自治体戦略2040構想研究会の第2次報告について、ご質問をいただきました。

第1の自治体行政の標準化・共通化を図っていくということについての解釈でございますが、自治体におきましても職員数、労働力は厳しい状況になっていくことから、AIなどの活用とともに、自治体によって異なる情報システムや各種申請等行政手続などを全国一律に標準化・共通化を図っていくとの考え方だと解釈しております。

次に、第2の質問の、自治体はサービスプロバイダーからプラットフォームビルダーへ転換すべきということでございますが、人口減少と高齢化により今後地縁組織の弱体化、家族の扶助機能の低下、民間事業者の撤退、さらには自治体職員の減少等により公・共・私それぞれの暮らしを維持する力が低下することから、自治体は直接各種サービスを提供していくのではなく、暮らしを維持していくための新しい公・共・私相互間の協力関係を構築し、地域を基盤とした新たな法人等への必要な支援や環境整備を行う方向へ転換していくとの報告内容と思えます。

第3の、圏域単位の行政をスタンダード化するとはということでございますが、地方圏の中心都市や中核都市も含めて、9割以上の市町村で人口減少が見込まれております。このままでは高度医療や教育、交通結節機能、ビジネス支援機能、商業施設など、都市の集積を基盤として圏域全体の生活や産業を支えてきた都市機能が維持できなくなると予測されることから、圏域単位での行政をスタンダードにし、圏域内の都市機能等を守っていかなければならないとの報告だと認識しております。

次に、第4の、東京圏のプラットフォームということでございますが、東京圏は今後75歳以上の高齢者の増加が顕著となり、入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高く、絶対量として膨大な医療・介護サービスを提供しなければなくなるため、神奈川県や埼玉県、千葉県を含めた東京圏域での対応が必要となること、また、

あわせて首都直下型地震発生時の広域避難体制などが課題となることから、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームが必要であるとの報告内容と思います。なお、この報告の中では道州制については言及されておりません。

また、総務省の町村議会のあり方の研究会の報告では、地方議会のなり手不足対策として活動量に見合った議員報酬を支給する集中専門型と、議会の権限を限定し、議会に参画しやすい多数参画型の2つのタイプを選択肢として、条例により選択できることとされております。こうしたことにつきましては、全国町村議会議長会ではこの報告に対し、地方議会を取り巻く環境はそれぞれの地域によって異なるものであり、これまで模索してきた地方議会の自主的な取り組みに水を差すことになる内容であるとして、反対の意見を出されているところでございます。

当報告に対する私の認識なり知見ということですが、人口減少時代の自治体行政のあり方については大変重要な課題であります。AIだとかプラットフォームだとかの目新しい言葉に目に奪われることなく、本来の地方自治の本旨に基づいて、地方自治、地方分権の推進を基本として、地域の事情に即した課題解決のために国を挙げて努力すべきだと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** この2040地方構想につきましては、まだ今、最中でもございすし、ところが今の安倍政権は非常に急いでいるというようなことでもございす。聞くとおるところによりますと、やはりいろんなそういうグループだけが集まって策定しているようなことでもございすので、町村会とかそういうところは入っはいるんでしょうけども、そういうことがあります。

また、先生によってはいろんなとり方がありますので、やはりこれはおかしいという先生もございすし、減っていくので何とかせなあかんというような先生もございすので、ここでは再質問というよりも、町長のご意見をお聞きして終わりたいなと思うんですけども、この最後に出てきました全国町村議会議長会では、この報告に対して反対されているということでもあります。集中専門型議会というようなことも言われておるんですけども、これは公務員も何か参加できるというようなことを僕はちょっと、ちらっと聞いたんですけども、それで1期なら1期務めて、またもとの公務員へ戻れるというような、そういうような制度だということを聞いたんですけども、そういうことを、まだまだこれ途中でありますので、ここでもしできましたら町長に答弁をいただきたいんですけども、私の考えといたしましては、ある先生はAIはコンピューターであり、コンピューターは計算機であり、計算機は計算しかできない、それを知っていればロボットが人間の仕事をすべき、引き受けてくれたり、人工知能が意思を持ち行動することは妄想であり、AIが人間にとってかわることはありませんという断言をされております。

総務省の研究会が自治体戦略2040構想を打ち出し、その報告書をもとにした第32次地方制度調査会が開始され、政府は連携中枢都市圏等の圏域行政体の標準化を図る法制化を急いでいるとされています。人が歩いて暮らせる町、それは、人間の徒歩行動圏は500メートル程度と、生活圏とされています。圏域を越えてまで圏域行政は考えられません。首長もいない、議会もない圏域なんてどうでしょうか。

これは地方自治、憲法92条に「日本の公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあります。これは、1947年4月に公布され、憲法施行の同年5月3日、まさに憲法と同じ日に施行された法律であります。また、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるとされています。まさにこの構想は市町村を廃止するなど、機能を奪うと思うところでもございます。地方自治の本旨に反する違憲ではないのかなと、私は思うのでございます。全国市長会や全国町村会など、自治体関係者の意見聴取もされていないと聞きますけれども、この構想についての町長のご意見をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** まず、ご指摘の中でA Iではどうなのかということですが、大変苦手な分野で私はございますけれども、いずれにしてもA Iという人工知能で全てが解決し、職員を現在の半分で済ませられるやないかという議論は大変乱暴な議論であるというふうに思います。

今、日野町の職場では二百数十名の職員が正規職員として勤務をいたしておりますし、それと同じくらい臨時嘱託職員の方も頑張っているわけでありまして、それがとってかわれるかということ、決してそういうものではありません。幼稚園や保育所の職場しかり、税務の窓口業務しかり、さらには子育て支援課や福祉保健課で生活困窮や子育てに困っておられるような方々、長寿福祉課で介護の苦勞をされておられるご家族の皆さん、そういう皆さんに、しっかりとそれぞれの状況に応じて職員が対応していくということでありまして、確かにパターンを入れて、A Iで類型が判断できるかもしれません。しかし、最終的にその住民の皆さんに寄り添ってどういう施策を講じていくのかというのは、職員が判断をすべきものであると思います。

役場の2階へ行きましたら水道課や建設課や農林課がありますけれども、災害のときには土木班としてかなめの役割を担っておるわけでございます。この間、大阪の地震だとか集中豪雨による被害の中で、職員数がなかなか手が回らないというようなことも報道されております。こういう防災対策におきましても、やはり役場職員、公務員が核となって地域の消防団や、さらには建設工業会とネットワークを組みながら災害対策をやっていく、これもA Iではできないことでもあります。確かに、

発生予測だとか天気予報が当たるようになったとかというようなことについてはコンピューターといいましょうか、科学の進歩のおかげだということでもありますので、それを大いに取り入れることは大事だと思いますけれども、自治体行政の場で、住民の皆さんの命と安全を守るのは職員の本務であると、このように思っておりますので、AIを導入し、それぞれの自治体の申請業務をスタンダード化すれば職員は半数で済むというようなことは、全く現場を知らない人たちの考え方であると、腹立ちすら覚えるものであります。

次に、圏域行政についてでございますが、今までから広域行政だとか定住自立圏だとか、いろんな行政の仕組みが提案をされてきております。1つの自治体だけでやるのではなくて、周辺の自治体と協力をしながらやっということでありまして、ご承知のように日野町におきましても、消防やし尿やごみや斎苑、さらには福祉でいえば後期高齢者、さらには湖東圏域の福祉事業、いろんなものを県内、さらには関係市町と協力をして実施をしているところでございます。

そういういろんな事業をできるところで共同で運営することは、これまでから努力をしてきたところでありますけれども、地方自治体の行政の全てまで隣近所で共有するということは、これはできないものだと思っております。今お話ありましたように、地方自治の本旨とかかわって、そこに住む住民が自分たちの町のことをしっかり責任を持ってまちづくり、地方行政に参画をしていくということこそが地方自治の本旨であるわけでありまして、この圏域行政の考え方も、こういう憲法の地方自治の本旨を考慮しないものであると私は思っております。

そういう意味では国があり、都道府県があり、市町村があるこの日本の3層構造の社会の仕組みというものを、もっともっとしっかりと機能させることが大事でありますし、あわせて隣同士で連携を図るということも、私はあつていいというふうに思いますけれども、そこに住む住民の皆さんが議会を選び、さらには首長を選び、そして自分たちの町を自分たちが考え、行動する地方自治をつくっていく、そのことがしっかりと押さえられなければならない。そういう観点が、私はこの圏域行政を議論されておられる人たちの中にはないのではないかと、ないと言ってしまうのも分かりませんが、その根本が押さえられていないのではないかと。確かに人口減少社会が到来し、それぞれの集落、都道府県、地域をどうマネジメントしていくのかということはこれから大事な課題であることは間違いがないわけでありまして、しかし地方自治体、地方行政、この大事な観点をしっかりと押さえながら住民の皆さんの暮らしを支えていく、そしてともに参画しつくっていく、そういう戦後の民主主義の原点を貫くことが大変大事な課題であると、このように認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** やはり、これは地方自治体への挑戦かなと思っております。私のこの一般質問は一応問題提起ということで、ここを皆さん、ご議論していただく形になればなと思っております。

本当にありがとうございました。これで終わりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、本日の4名の諸君の一般質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は明14日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認めます。それでは、その他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

－散会 17時25分－